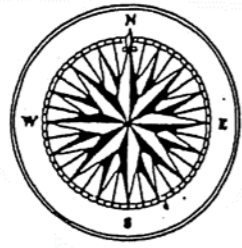


- 1 免許番号 岡区第1号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町取揚島地先
- 4 漁場の区域 基点第16号、点ア、点イ及び基点第18号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識
点ア 基点第1号から基点第16号見通し線上基点第16号から2,110メートルの点
点イ 基点第18号から備前市日生町鹿久居島西オーコ鼻見通し線と、点アから真方位180度03分48秒見通し線との交差点
点A 基点第1号から基点第16号見通し線と、点Cと点Dとを結んだ線に平行に赤穂市松ノ鼻から引いた線との交差点
点B 点アと点イを結んだ線と、点Cと点Dを結んだ線に平行に赤穂市松ノ鼻から引いた線との交差点
点C 点Dから227度03分48秒見通し線と、点アから点イ見通し線との交差点
点D 基点第1号から基点第16号見通し線と、赤穂市千鳥町北西防波堤突端から227度03分48秒見通し線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 備前市日生（頭島を除く。）



1:25,000



兵庫県
赤穂市

網崎

赤穂港

千種川

赤穂港

御崎

真尾鼻

鹿久居島

鵜石鼻

西オコ鼻

A

B

C

緩衝区域

2,110m

緩衝区域

16

18

取揚島

180度3分48秒

岡区第 1 号
第 1 種区画漁業権

鶴島

1 免許番号 岡区第2号

7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町取揚島南西地先

4 漁場の区域 基点第18号、点ア、点イ、点ウ及び基点第18号の各点
を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識

基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台

点ア 基点第18号から真方位180度見通し線上基点第18号から1,400メートルの点

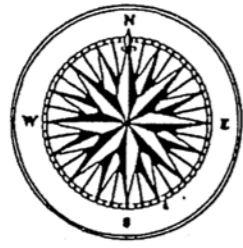
点イ 点アから基点第27号見通し線と、点エから真方位180度見通し線との交差点

点ウ 基点第18号から基点第27号見通し線と、点エから真方位180度見通し線との交差点

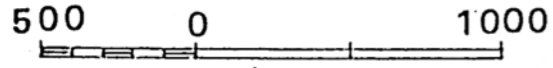
点エ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2,110メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



1:25,000



兵庫県
赤穂市

網崎

赤穂港

千種川

赤穂港

御崎

真尾鼻

鹿久居島

27

鵜石鼻

鶴島

エ

2,110m

16

取揚島

18

1400m

ウ

ア

イ

180°

180°

岡区第 2 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第3号

団体漁業権

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北東地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱

基点第2号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識

基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識

基点第19号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤上30メートルの位置に設置した標識

点ア 基点第2号から基点第19号見通し線と、基点第1号から基点第16号見通し線との交差点

点イ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2,430メートルの点

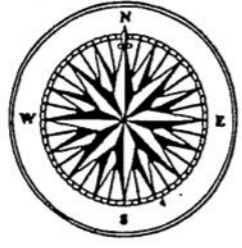
点ウ 兵庫県赤穂市松ノ鼻から真方位239度見通し線と、点イから真方位180度見通し線との交差点

点エ 基点第1号から真方位180度見通し線と、点ウから真方位270度見通し線との交差点

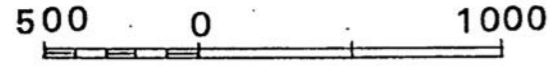
点オ 基点第2号から基点第19号見通し線と、基点第1号から真方位180度見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

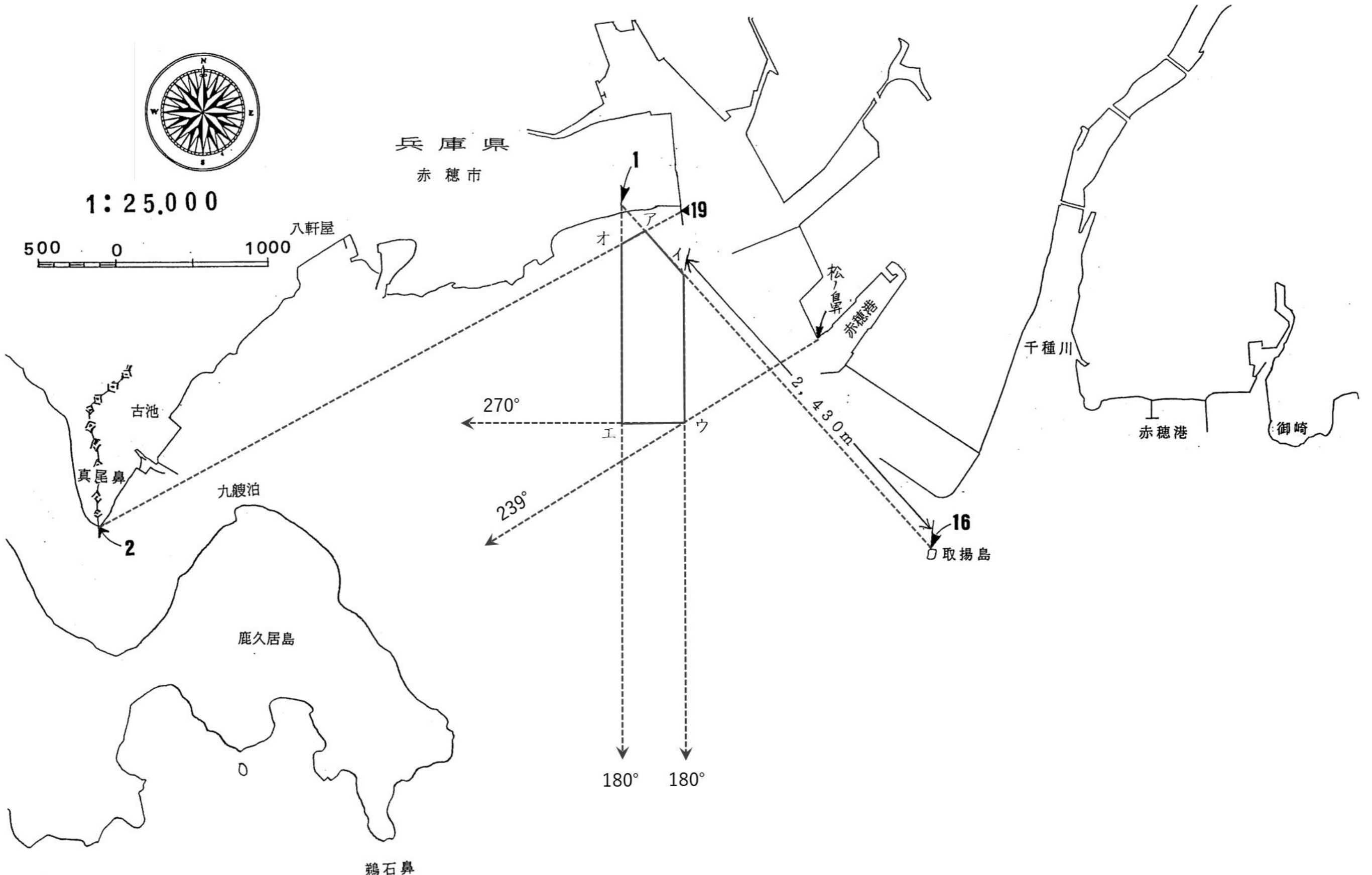
6 個別漁業権又は団体漁業権の別



1:25,000



兵庫県
赤穂市



岡区第 3 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第4号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

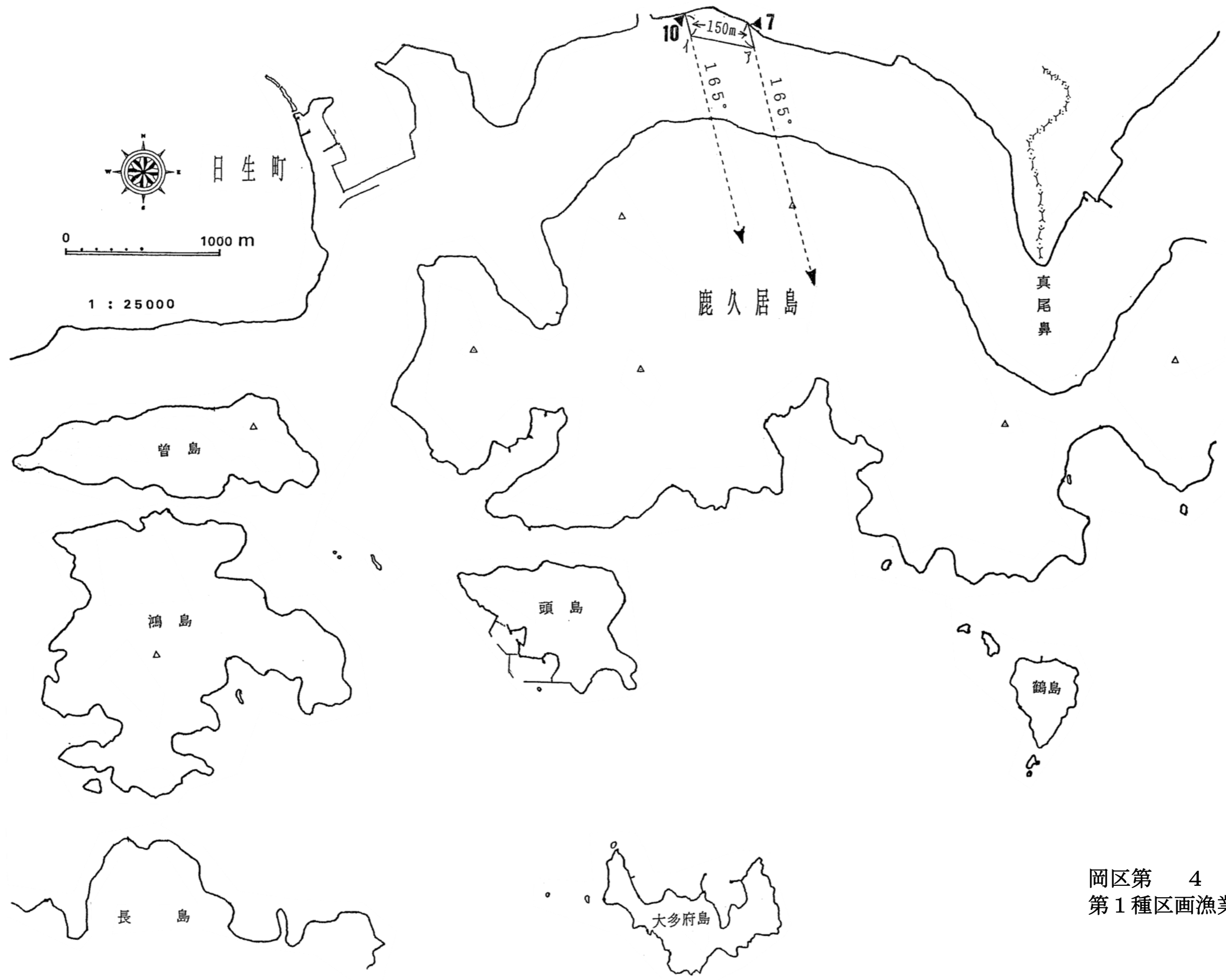
- 3 漁場の位置 備前市日生町寒河浜山干拓地先

- 4 漁場の区域 基点第7号、点ア、点イ及び基点第10号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第7号 備前市日生町寒河品川リフラクトリーズ株式会社岡山工場西側防波堤基部に設置した標識
基点第10号 備前市日生町寒河浜山干拓南堤防上東基部から西へ200メートルの点に設置した標識
点ア 基点第7号から真方位165度見通し線上基点第7号から150メートルの点
点イ 基点第10号から真方位165度見通し線上基点第10号から150メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 4 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第5号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

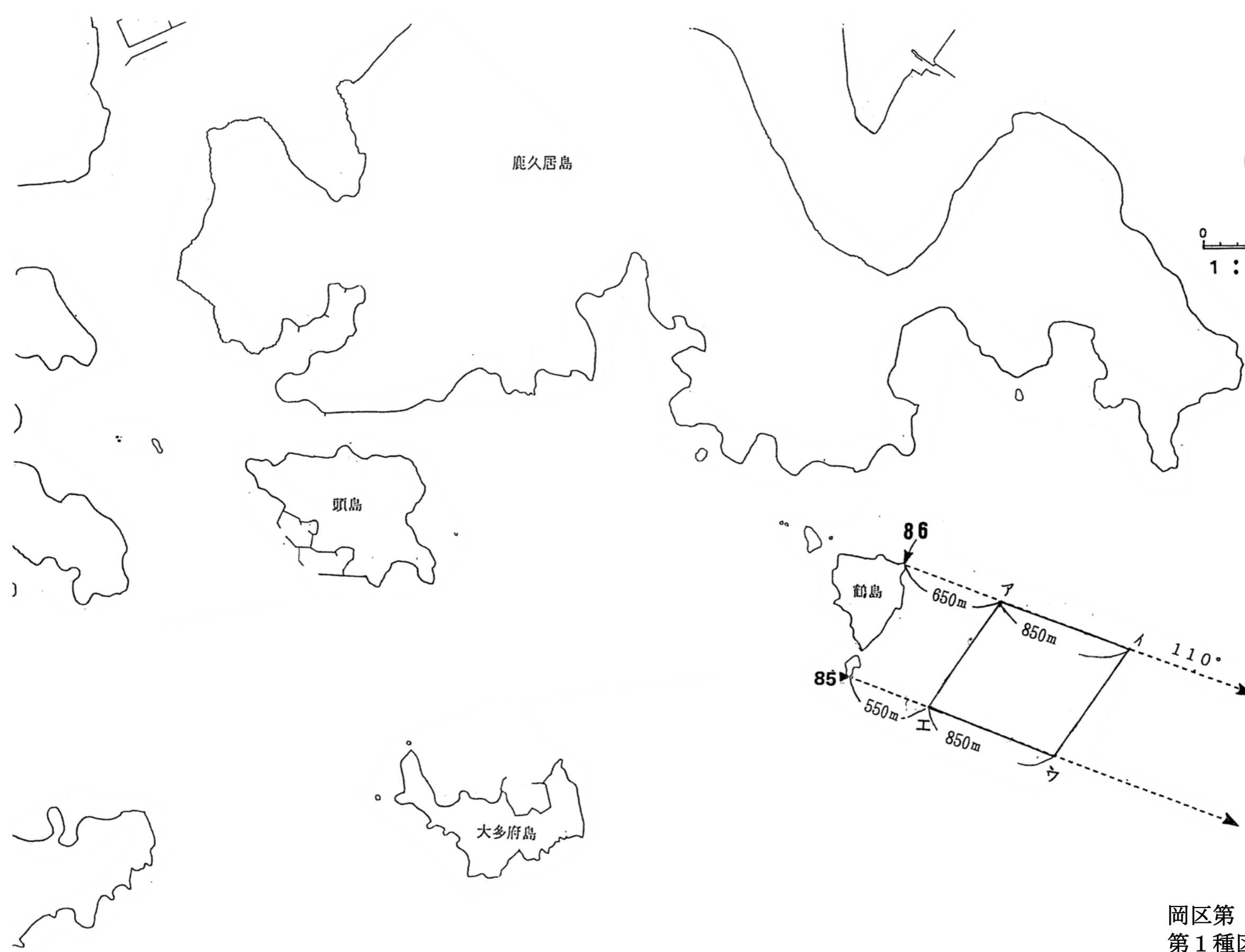
- 3 漁場の位置 備前市日生町鶴島東地先

- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第85号 備前市日生町小剣島西端に設置した標識
基点第86号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識
点ア 基点第86号から真方位110度見通し線上基点第86号から650メートルの点
点イ 基点第86号から真方位110度見通し線上基点第86号から1,500メートルの点
点ウ 基点第85号から真方位110度見通し線上基点第85号から1,400メートルの点
点エ 基点第85号から真方位110度見通し線上基点第85号から550メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

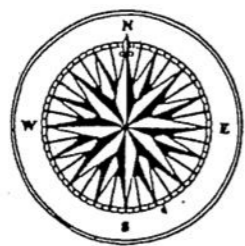
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）

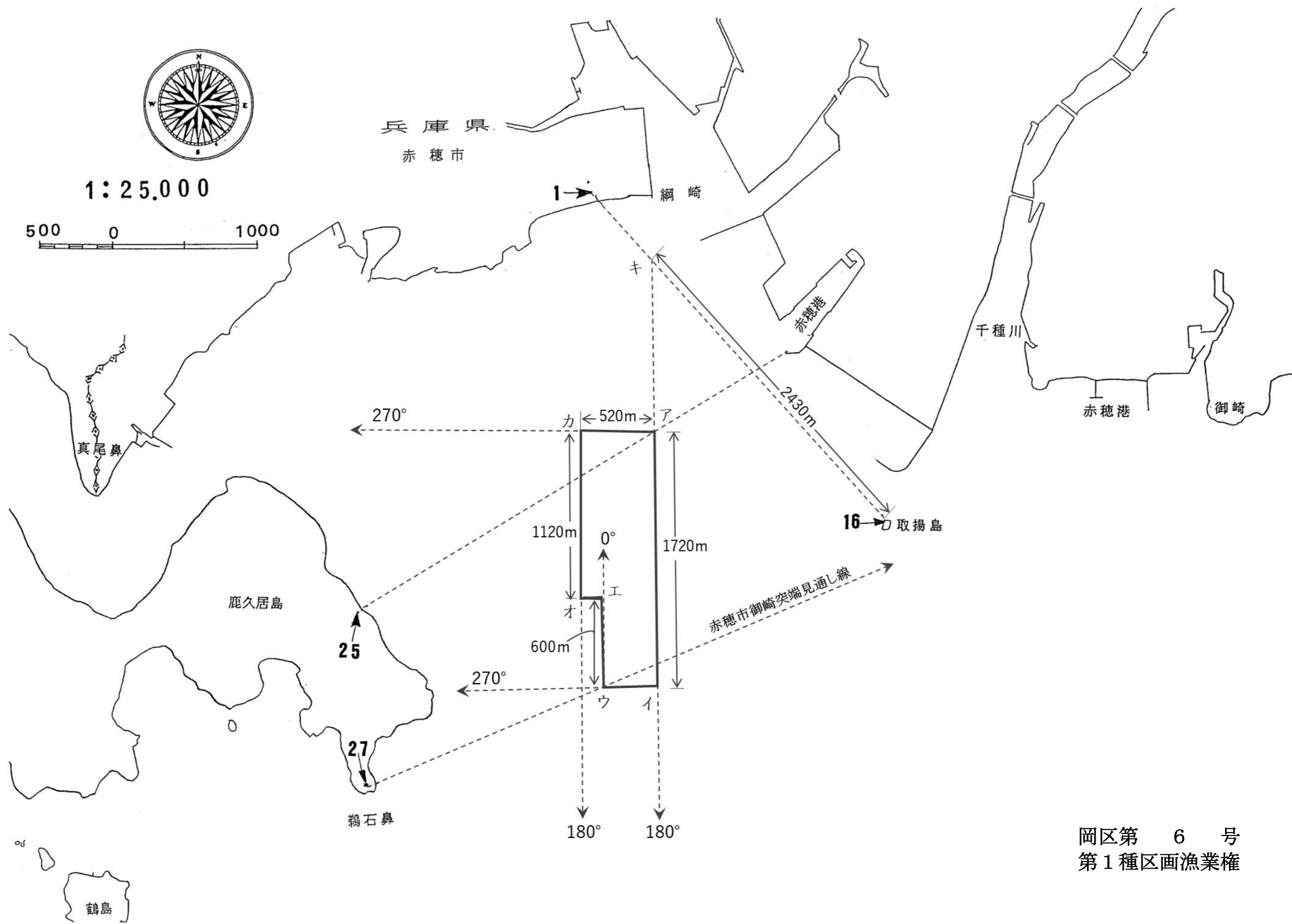


岡区第 5 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第6号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
基点第25号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識
基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
点ア 基点第25号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南防波堤北端見通し線と、点キから真方位180度見通し線との交差点
点イ 点キから真方位180度見通し線上、点アから1,720メートルの点
点ウ 点イから真方位270度見通し線と、基点第27号から兵庫県赤穂市御崎突端見通し線との交差点
点エ 点ウから真方位0度見通し線上点ウから600メートルの点
点オ 点カから真方位180度見通し線上点カから1,120メートルの点
点カ 点アから真方位270度見通し線上点アから520メートルの点
点キ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2,430メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）

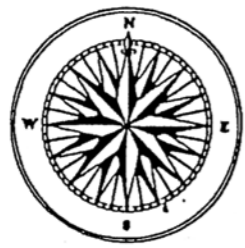


1:25,000



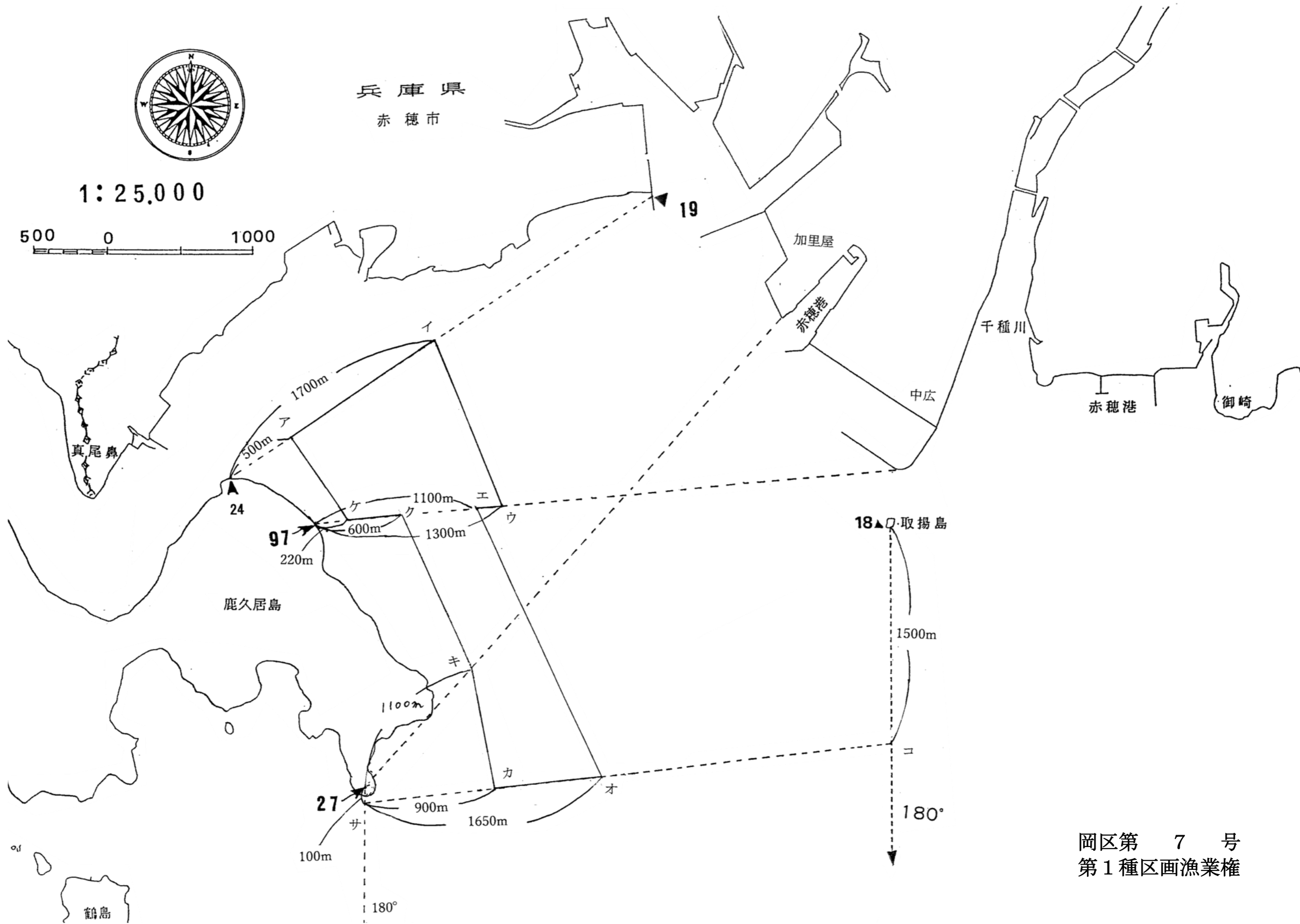
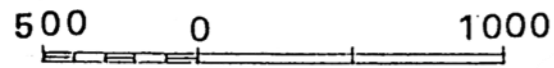
岡区第 6 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第7号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ
及び点アの各点を順次結んだ9直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識
基点第19号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤上30
メートルの位置に設置した標識
基点第24号 備前市日生町鹿久居島九艘泊北端に設置した標識
基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
基点第97号 備前市日生町鹿久居島かや前に設置した標識
点ア 基点第24号から基点第19号見通し線上基点第24
号から500メートルの点
点イ 基点第24号から基点第19号見通し線上基点第24
号から1,700メートルの点
点ウ 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上
基点第97号から1,300メートルの点
点エ 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基
点第97号から1,100メートルの点
点オ 点サから点コの見通し線上点サから1,650メートル
の点
点カ 点サから点コの見通し線上点サから900メートルの点
点キ 基点第27号から赤穂市加里屋赤穂港南東端見通し線上
基点第27号から1,100メートルの点
点ク 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基
点第97号から600メートルの点
- 点ケ 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基
点第97号から220メートルの点
点コ 基点第18号から真方位180度見通し線上基点第18
号から1,500メートルの点
点サ 基点第27号から真方位180度見通し線上基点第27
号から100メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町



兵庫県
赤穂市

1:25,000



岡区第 7 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第8号

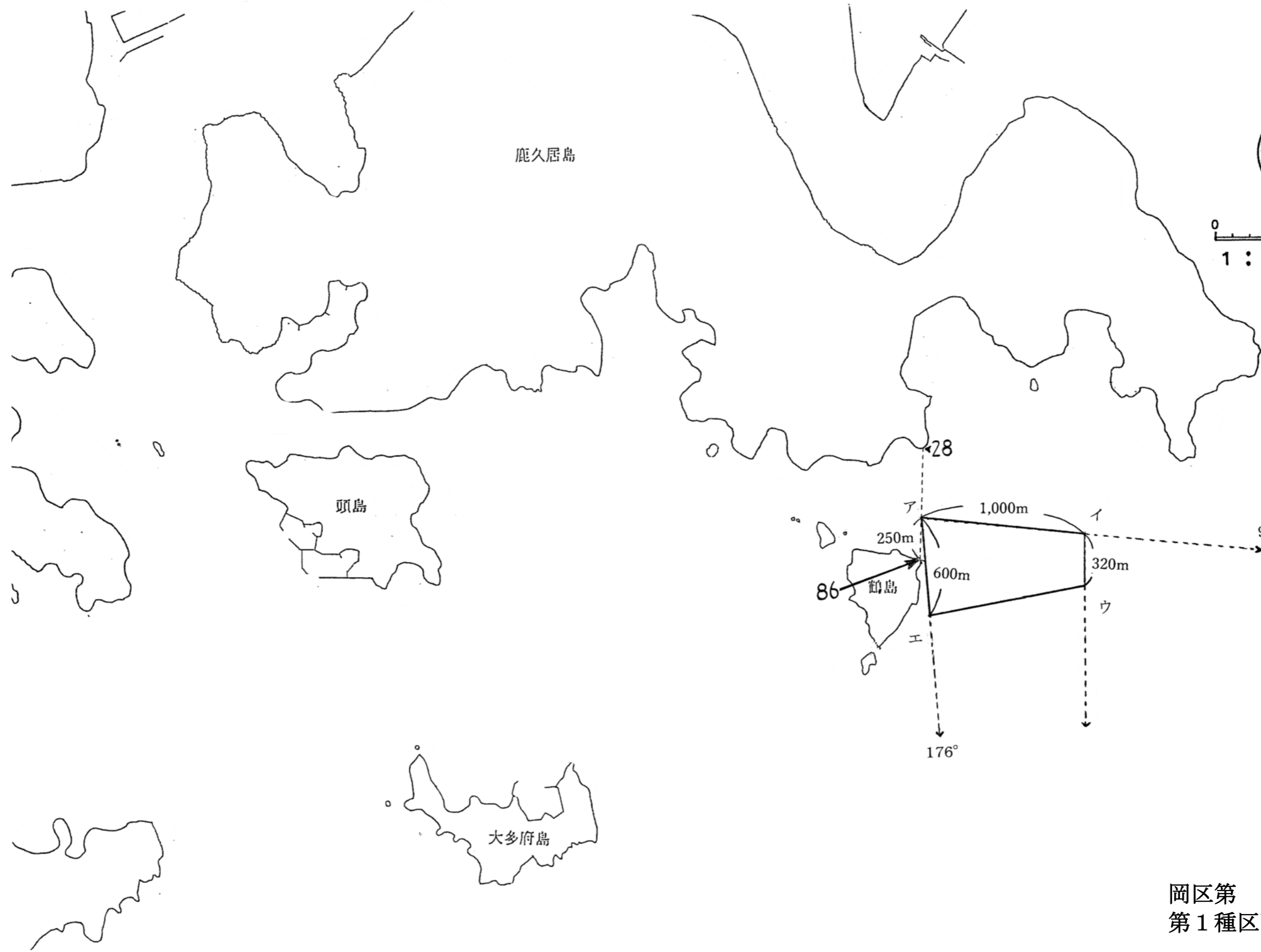
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鶴島東地先

- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側卯ノ鼻南端に設置した標識
基点第86号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識
点ア 基点第86号から基点第28号見通し線上基点第86号から250メートルの点
点イ 点アから真方位96度見通し線上点アから1,000メートルの点
点ウ 点イから真方位180度見通し線上点イから320メートルの点
点エ 点アから真方位176度見通し線上点アから600メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 8 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第9号

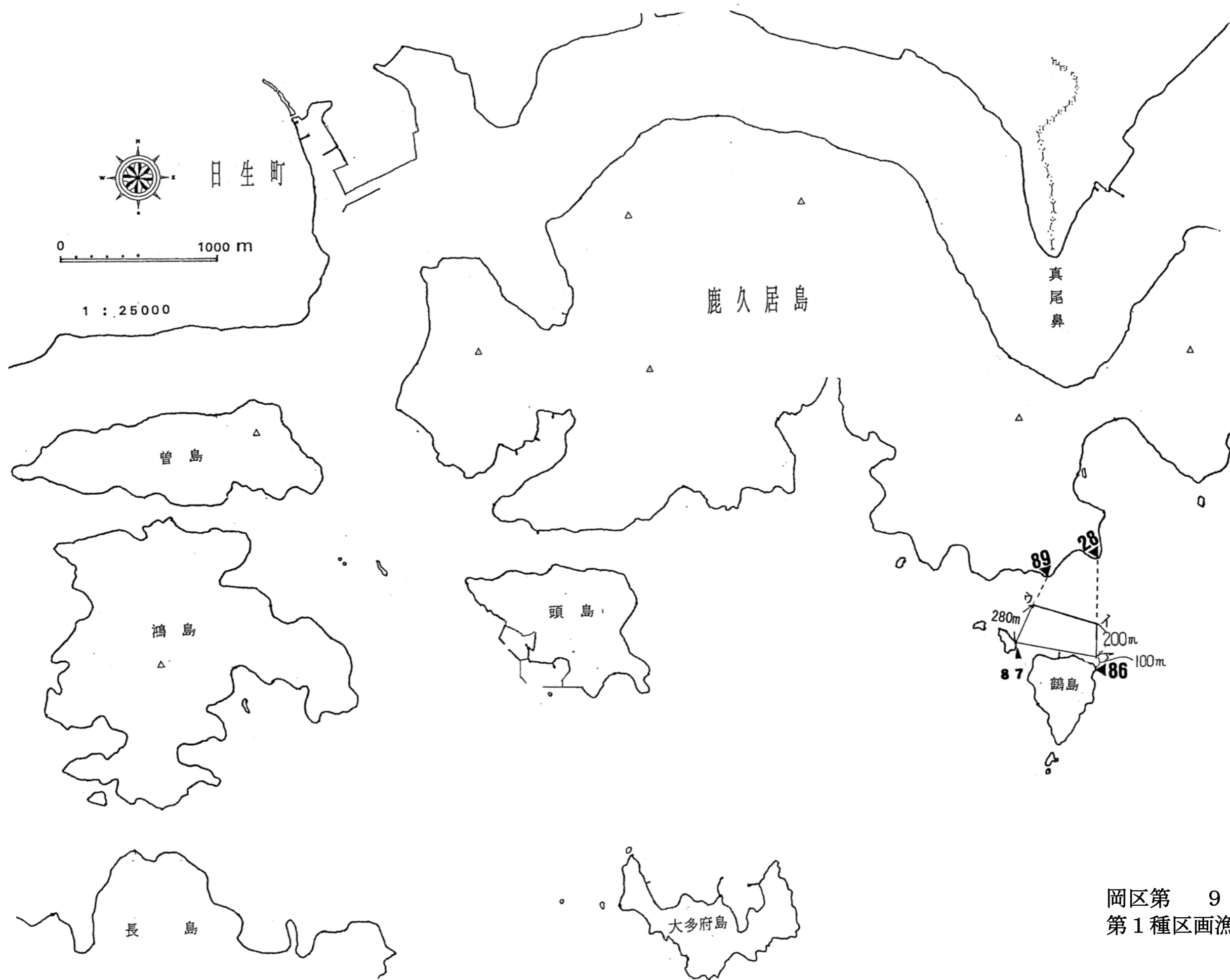
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鶴島北地先

- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、基点第87号及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側卯ノ鼻南端に設置した標識
基点第86号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識
基点第87号 備前市日生町かもめ島東端に設置した標識
基点第89号 備前市日生町鹿久居島こなきりの東に設置した標識
点ア 基点第86号から基点第28号見通し線上基点第86号から100メートルの点
点イ 基点第86号から基点第28号見通し線上基点第86号から300メートルの点
点ウ 基点第87号から基点第89号見通し線上基点第87号から280メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 9 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第10号

6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島南地先

4 漁場の区域 点オ、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第99号の各点を
順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域

点の位置

基点第52号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識

基点第55号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標
識

基点第81号 備前市日生町鹿久居島千軒湾の西に設置した標識

基点第82号 備前市日生町首切島北端に設置した標識

基点第99号 備前市日生町鹿久居島だん亀西端に設置した標識

点ア 基点第82号から基点第81号見通し線上基点第82
号から50メートルの点

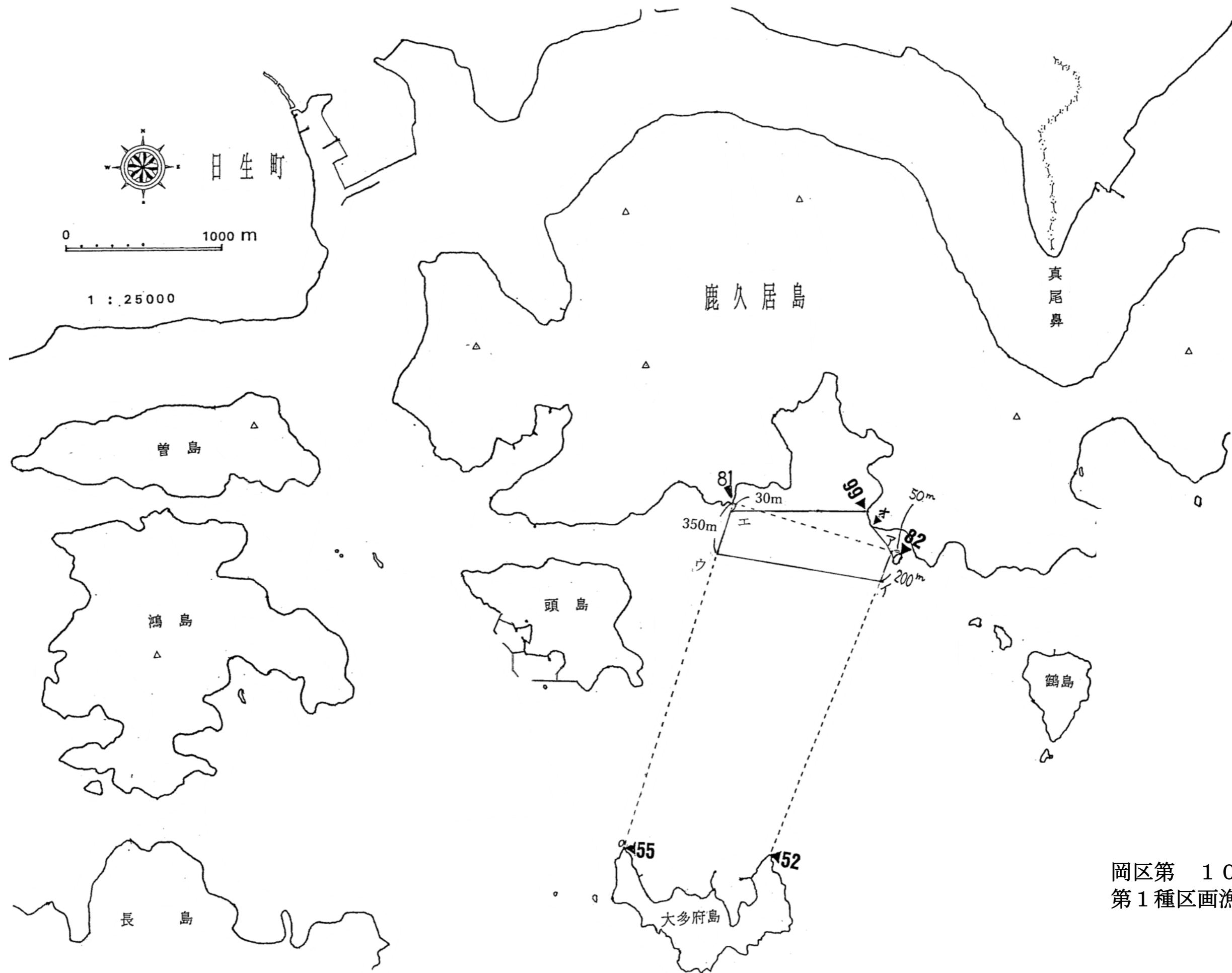
点イ 点アから基点第52号見通し線上点アから200メー
トルの点

点ウ 基点第81号から基点第55号見通し線上基点第81
号から350メートルの点

点エ 基点第81号から基点第55号見通し線上基点第81
号から30メートルの点

点オ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 10 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第11号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島北地先

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第55号、点ア、点イ、基点第57号、基点第56号及び点エの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第42号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識

基点第55号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第56号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第57号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識

点ア 基点第55号から基点第42号見通し線上基点第55号から350メートルの点

点イ 基点第57号から基点第42号見通し線上基点第57号から530メートルの点

点エ 基点第56号から真方位282度見通し線と、最大高潮時海岸線との交差点

(2) 基点第55号、点オ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第42号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識

基点第55号 備前市日生町大多府島北西イノコ鼻北端に設置した標識

基点第56号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤基部西側に設置した標識

基点第57号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識

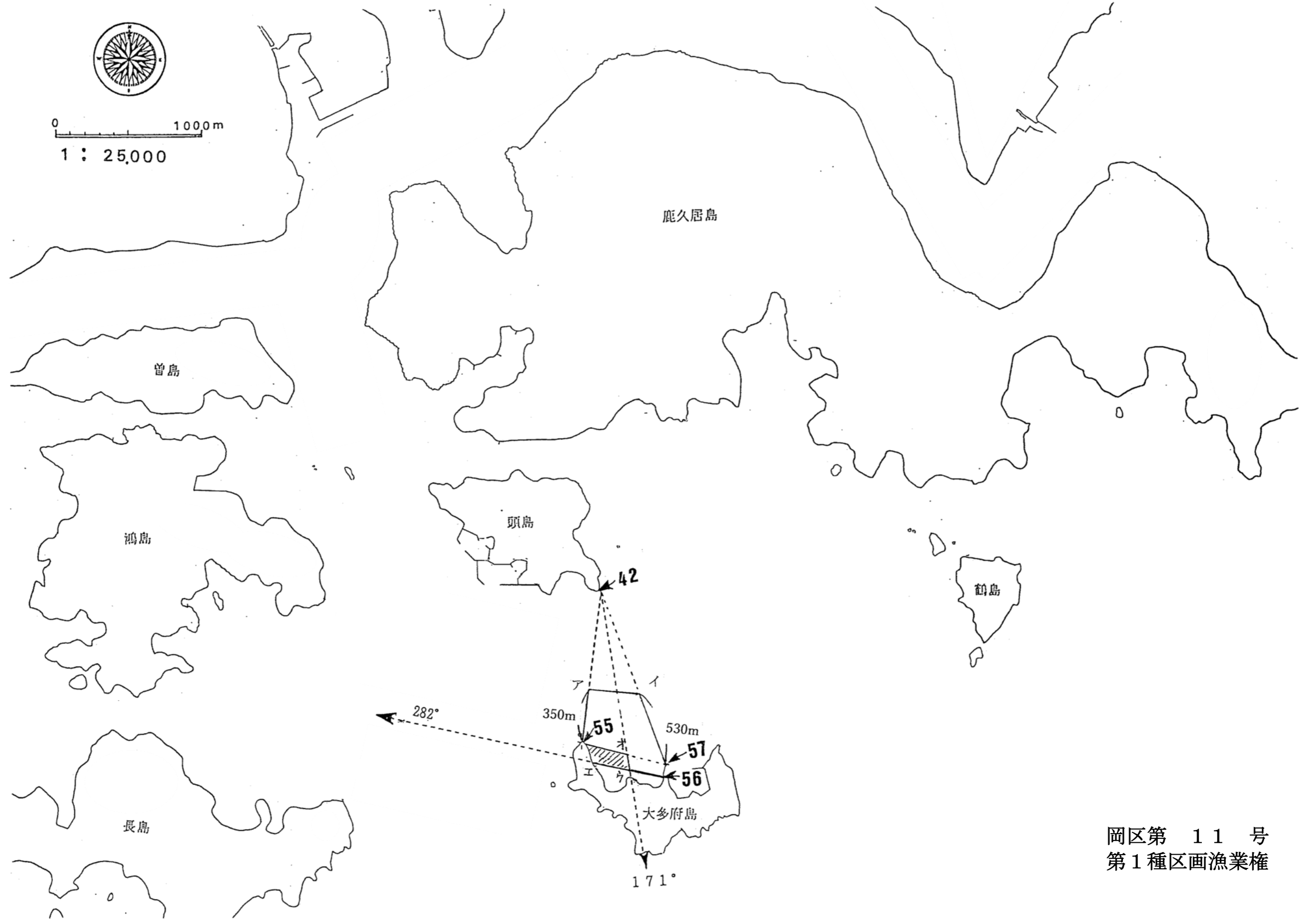
点ウ 基点第56号から真方位282度見通し線と、基点第42号から真方位171度見通し線との交差点

点エ 基点第56号から真方位282度見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

点オ 基点第55号から基点第57号見通し線と、基点第42号から真方位171度見通し線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 備前市日生町(頭島を除く。)



岡区第 11 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第12号

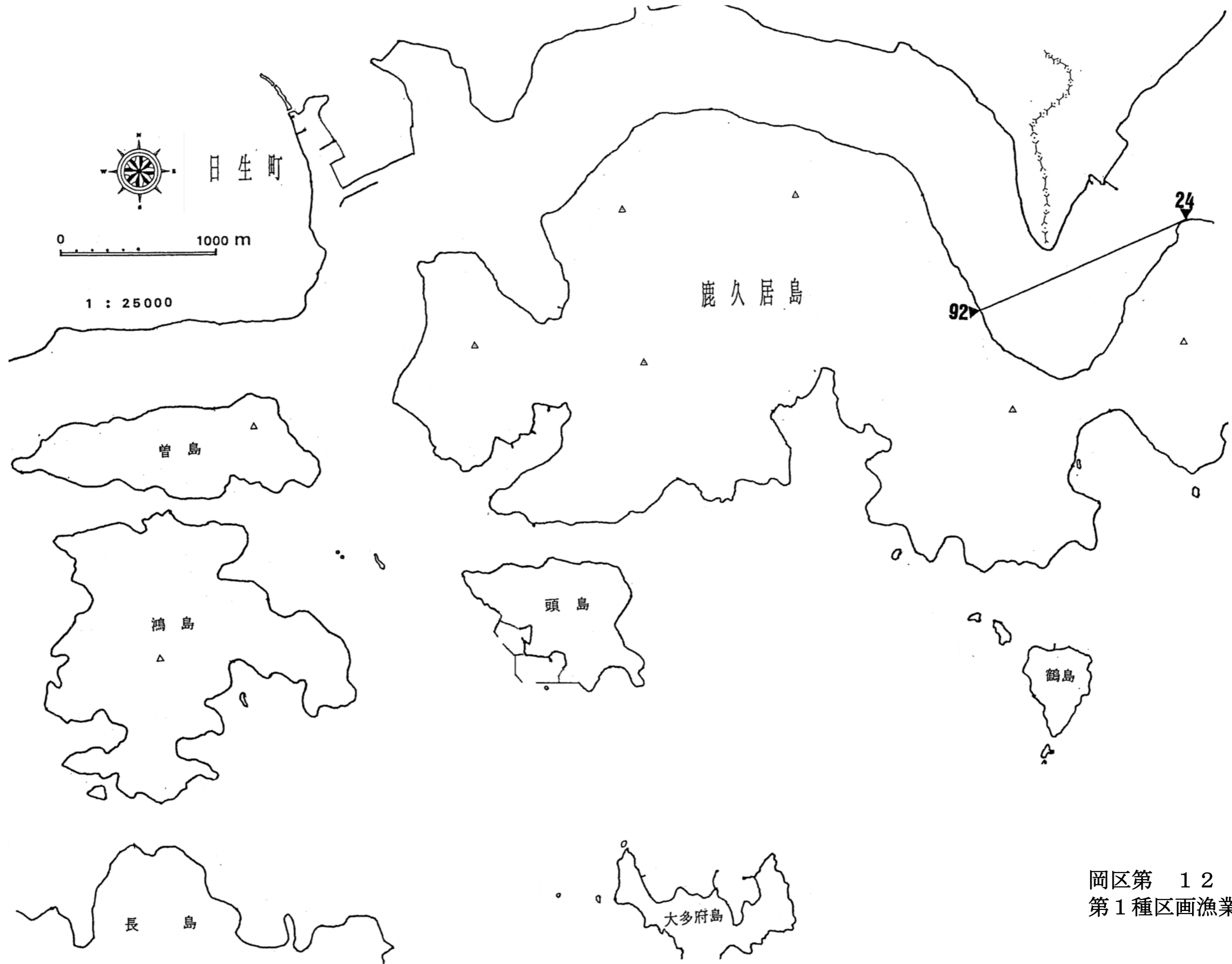
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北地先

- 4 漁場の区域 基点第24号及び基点第92号を結んだ直線と最大高潮時
海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第24号 備前市日生町鹿久居島九艘泊北端に設置した標識
基点第92号 備前市日生町鹿久居島亀石西に設置した標識

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町及び兵庫県赤穂市福浦



岡区第 12 号
 第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第13号

団体漁業権

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先

4 漁場の区域 基点第21号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第22号
の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲
まれた区域

点の位置

基点第6号 備前市日生町寒河2427-2番地地先護岸に設置した
標識

基点第9号 備前市日生町楯越山（126）山麓東端に設置した標識

基点第20号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識

基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標
識

基点第96号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側北西端に設置した標
識

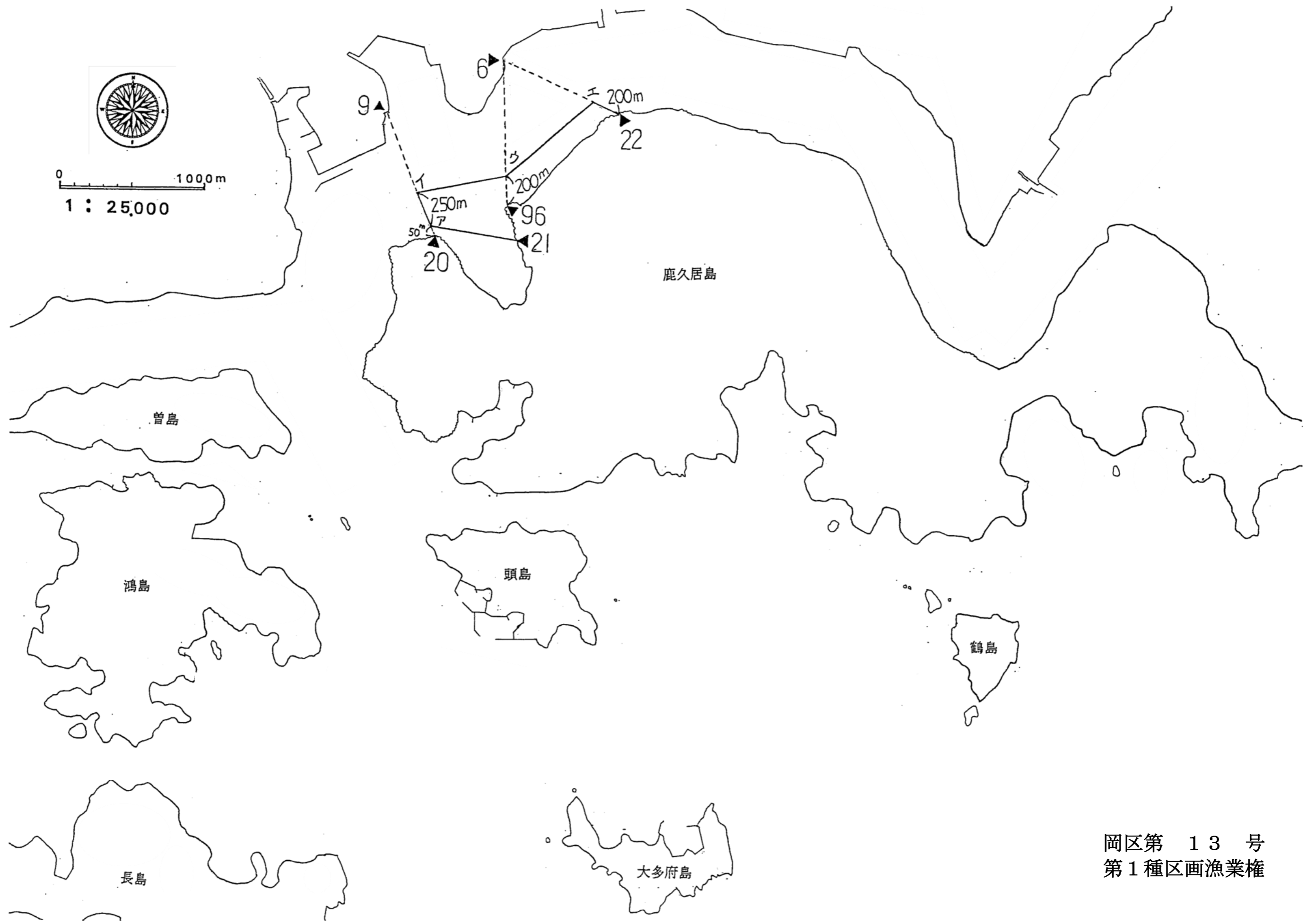
点ア 基点第20号から基点第9号見通し線上基点第20号
から50メートルの点

点イ 基点第20号から基点第9号見通し線上基点第20号
から300メートルの点

点ウ 基点第96号から基点第6号見通し線上基点第96号
から200メートルの点

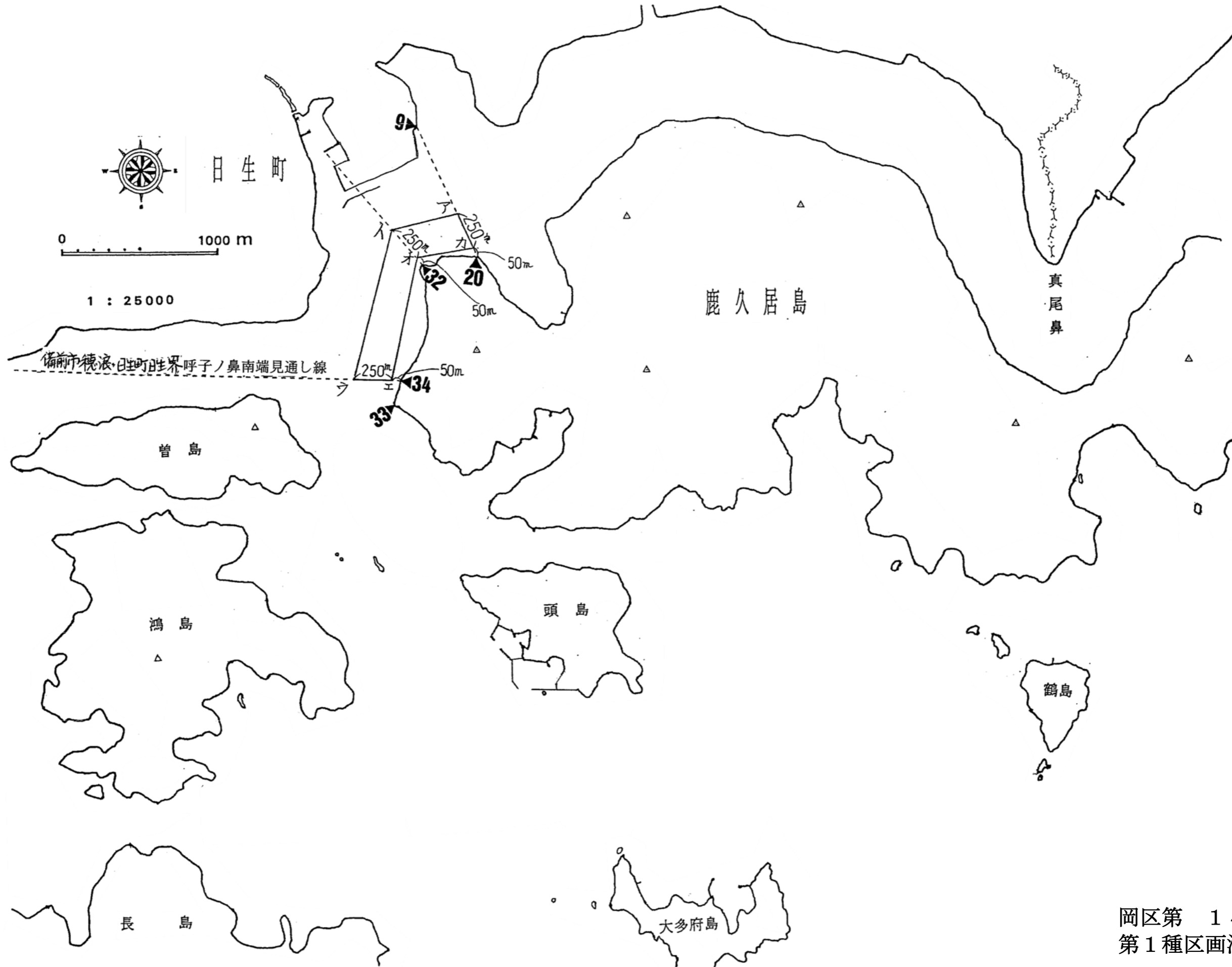
点エ 基点第22号から基点第6号見通し線上基点第22号
から200メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別



岡区第 13 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第14号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北西地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第9号 備前市日生町楯越山(126)山麓東端に設置した標識
基点第20号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識
基点第32号 備前市日生町鹿久居島サコズ北西端に設置した標識
基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
基点第34号 基点第33号から海岸線上北へ150メートルの地点に設置した標識
点ア 基点第20号から基点第9号見通し線上基点第20号から300メートルの点
点イ 基点第32号から備前市日生町日生港旧東防波堤灯台見通し線上基点第32号から300メートルの点
点ウ 基点第34号から備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通し線上基点第34号から300メートルの点
点エ 基点第34号から備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端見通し線上基点第34号から50メートルの点
点オ 基点第32号から日生港旧東防波堤灯台見通し線上基点第32号から50メートルの点
点カ 基点第20号から基点第9号見通し線上基点第20号から50メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 14 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第15号

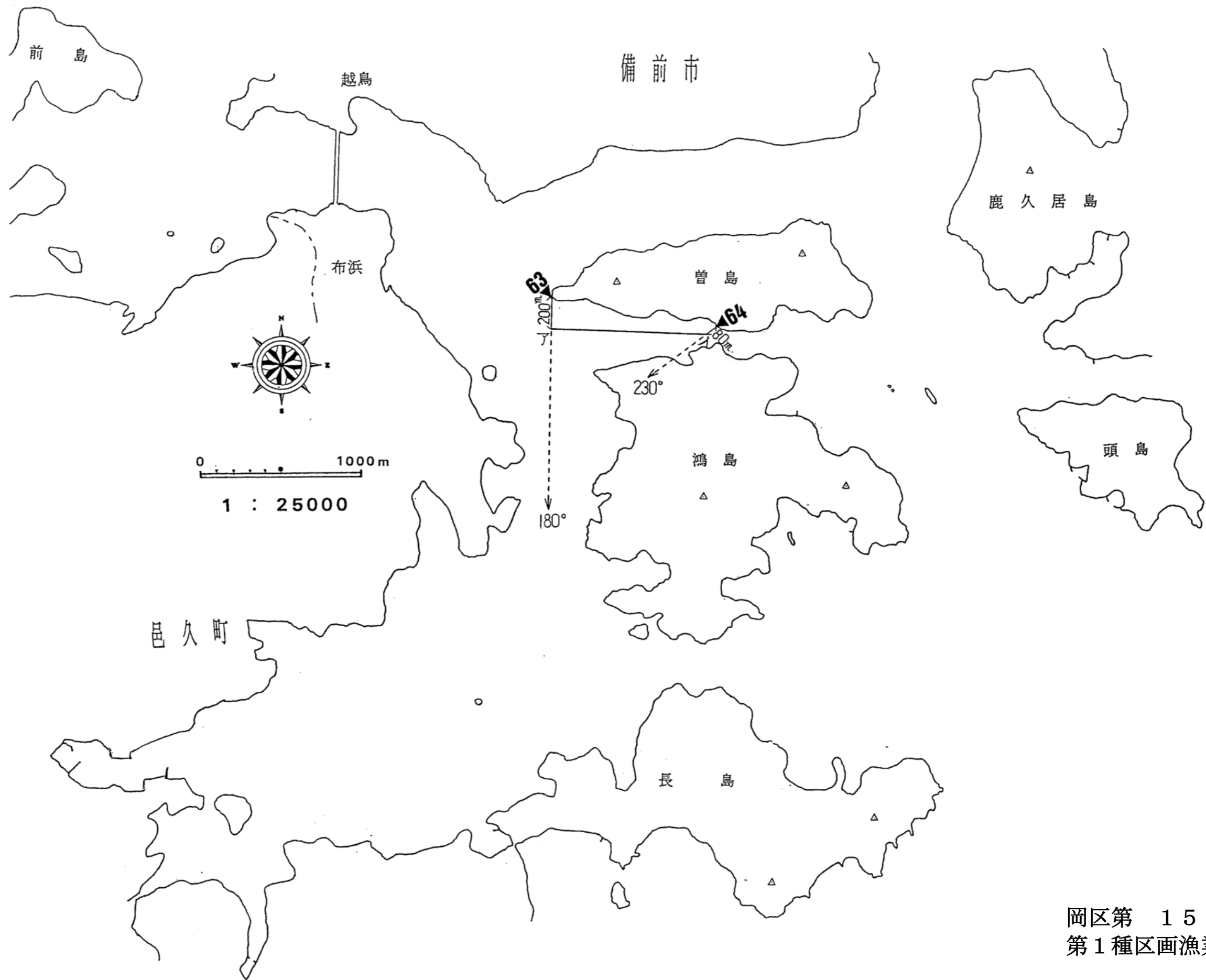
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町曾島南地先

- 4 漁場の区域 基点第63号、点ア、点イ及び基点第64号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第63号 備前市日生町曾島西端に設置した標識
基点第64号 備前市日生町曾島ナカト南鼻に設置した標識
点ア 基点第63号から真方位180度見通し線上基点第6
3号から200メートルの点
点イ 基点第64号から真方位230度見通し線上基点第6
4号から80メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 15 号
 第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第16号

6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鴻島北地先

4 漁場の区域 基点第70号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第74号
の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲
まれた区域

点の位置

基点第63号 備前市日生町曾島西端に設置した標識

基点第64号 備前市日生町曾島ナカト南鼻に設置した標識

基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第71号 備前市日生町鴻島北端に設置した標識

基点第74号 備前市日生町鴻島バベ崎北東端に設置した標識

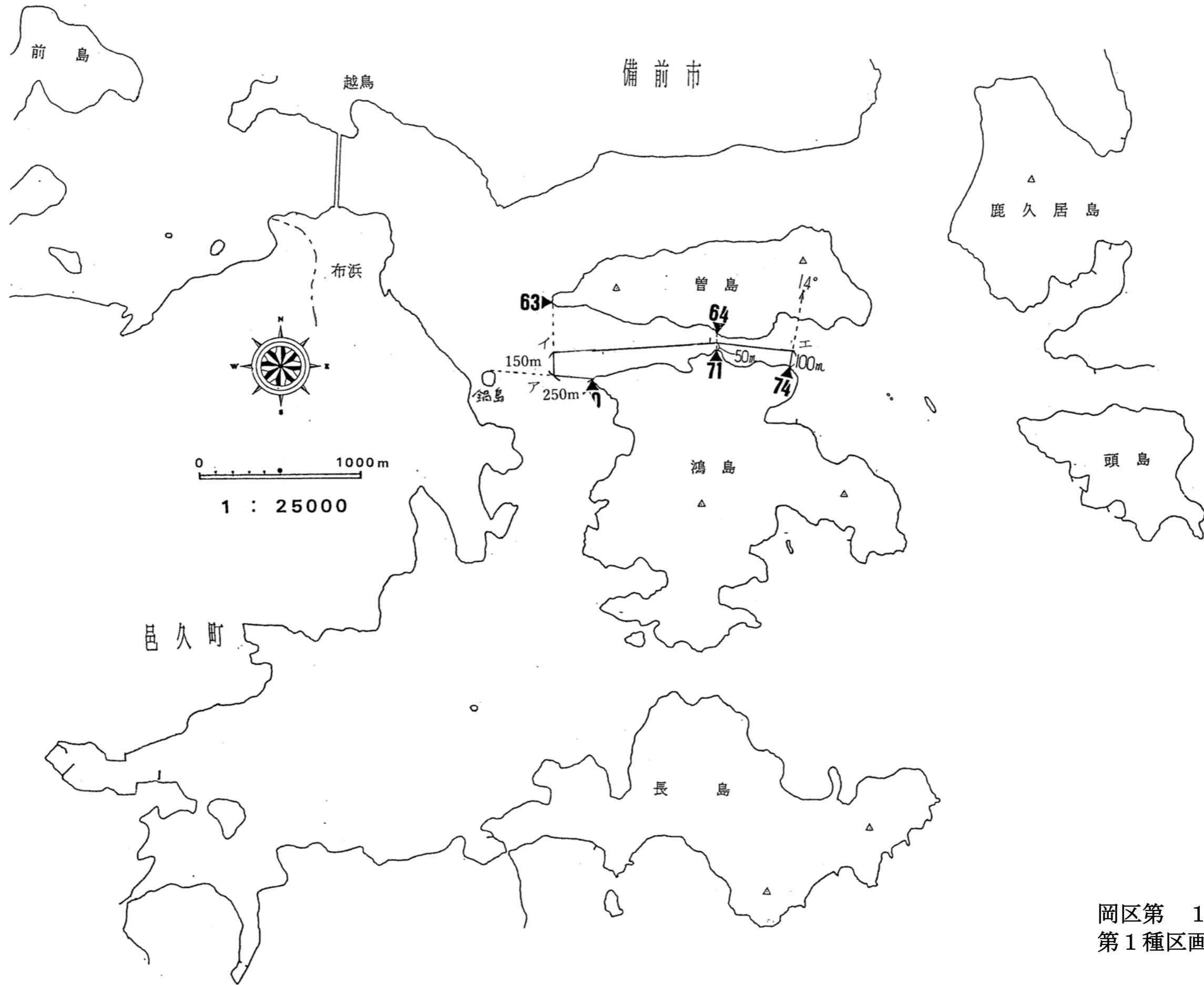
点ア 基点第70号から瀬戸内市邑久町鍋島北端見通し線上
基点第70号から250メートルの点

点イ 点アから基点第63号見通し線上基点アから150メ
ートルの点

点ウ 基点第71号から基点第64号見通し線上基点第71
号から50メートルの点

点エ 基点第74号から真方位14度見通し線上基点第74
号から100メートルの点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



- 1 免許番号 岡区第17号

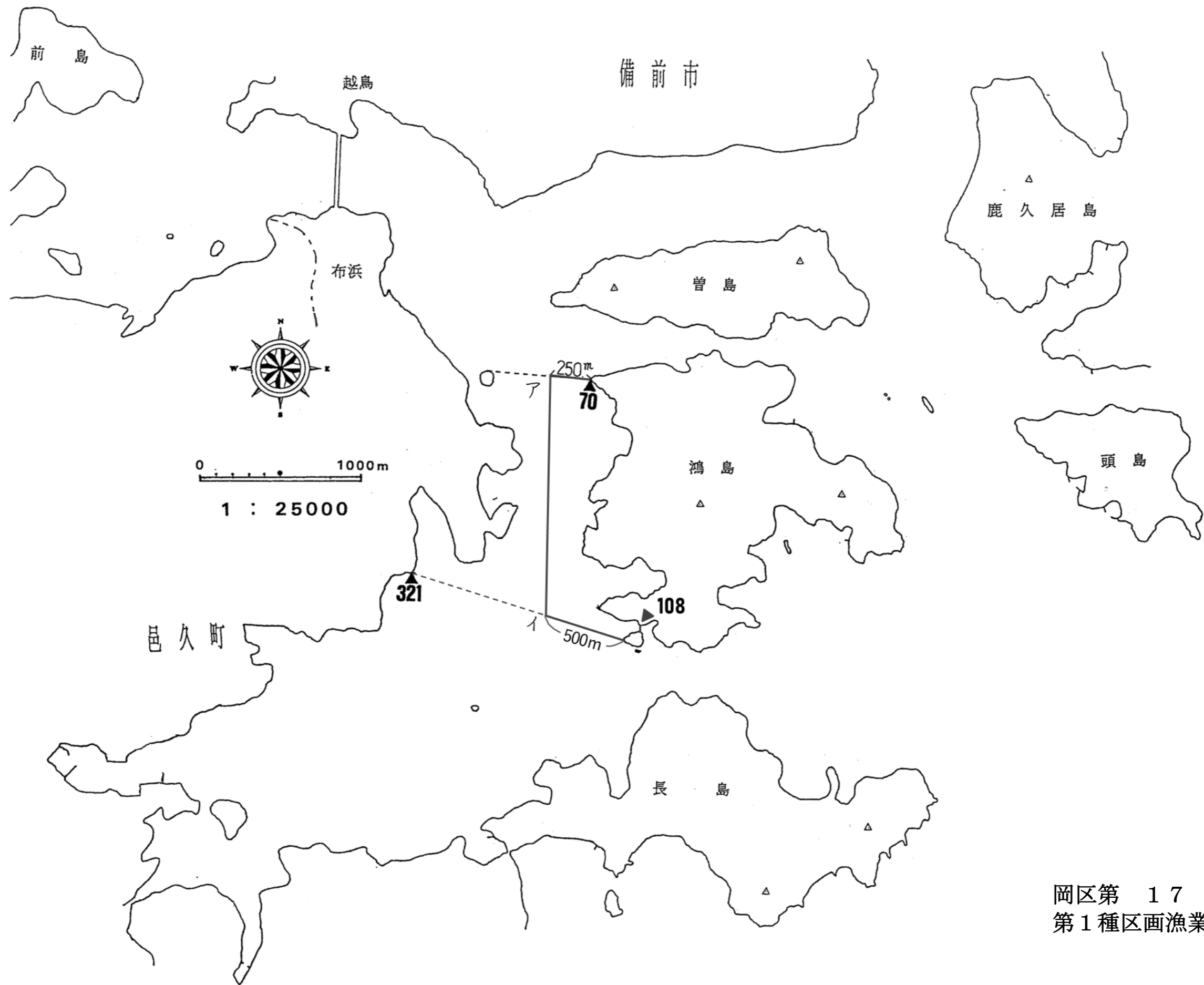
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島西地先

- 4 漁場の区域 基点第70号、点ア、イ及び日生町日後小島西端を順次結んだ3直線並びに基点108号、日生町日後小島北端を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
基点第108号 備前市日生町鴻島日後南端に設置した標識
基点第321号 瀬戸内市邑久町虫明小浜南端に設置した標識
点ア 基点第70号から邑久町鍋島北端見通し線上基点第70号から250メートルの点
点イ 日生町日後小島西端から基点第321号見通し線上日後小島西端から500メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町及び瀬戸内市邑久町



岡区第 17 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第18号

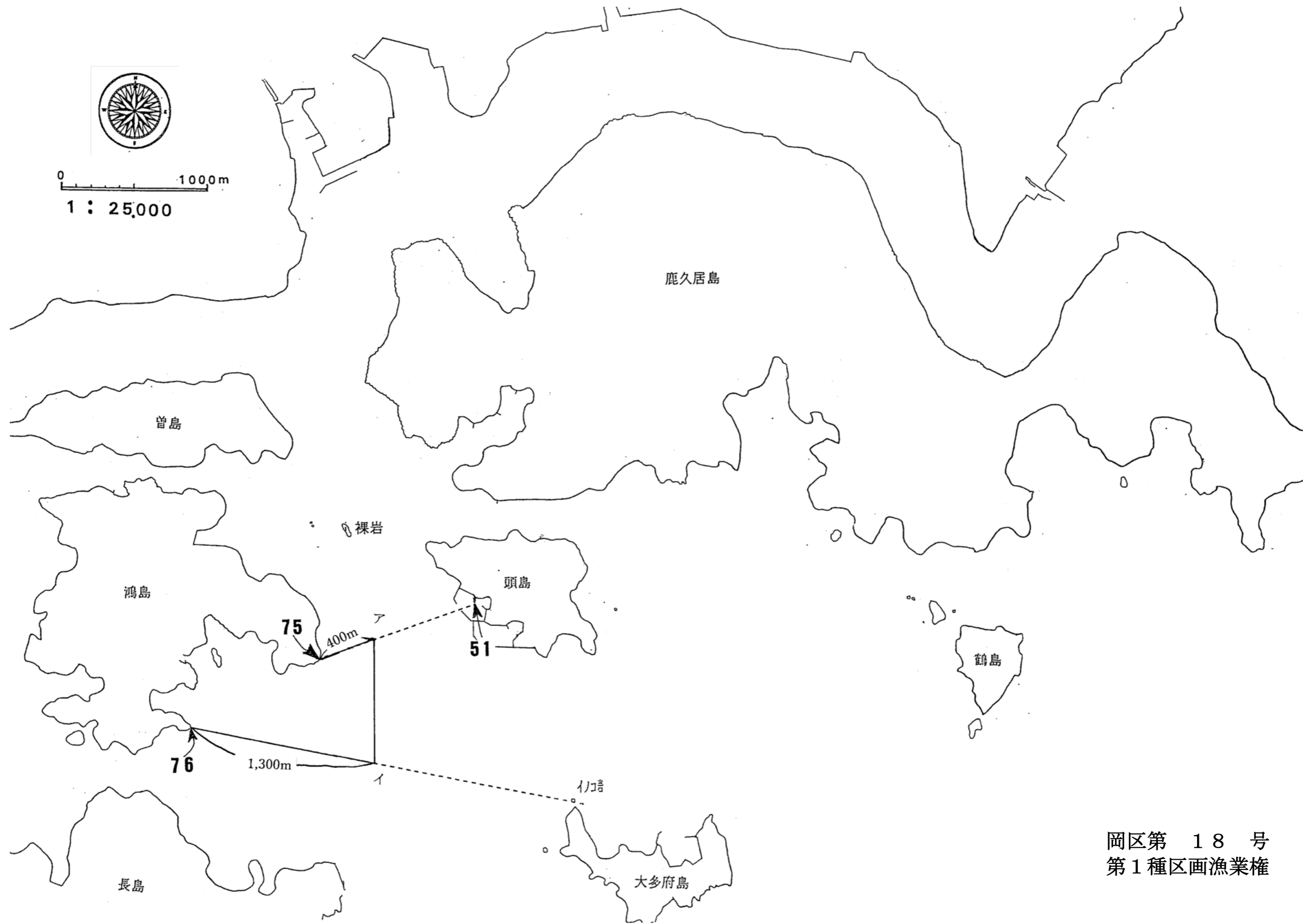
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島南東地先

- 4 漁場の区域 基点第75号、点ア、点イ及び基点第76号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第51号 備前市日生町頭島漁港旧西防波堤突端に設置した標識
基点第75号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識
基点第76号 備前市日生町鴻島タコーズケ鼻（蜂の頭）突端に設置
した設置した標識
点ア 基点第75号から基点第51号見通し線上基点第75
号から400メートルの点
点イ 基点第76号から備前市日生町大多府島イノコ岩見通
し線上基点第76号から1,300メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 18 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第19号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
9月1日から翌年4月30日まで

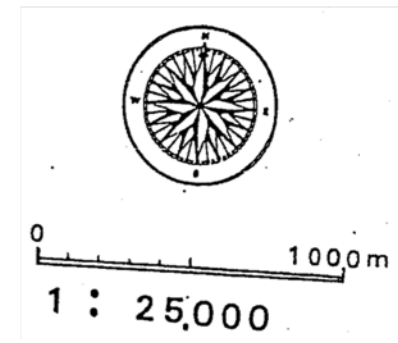
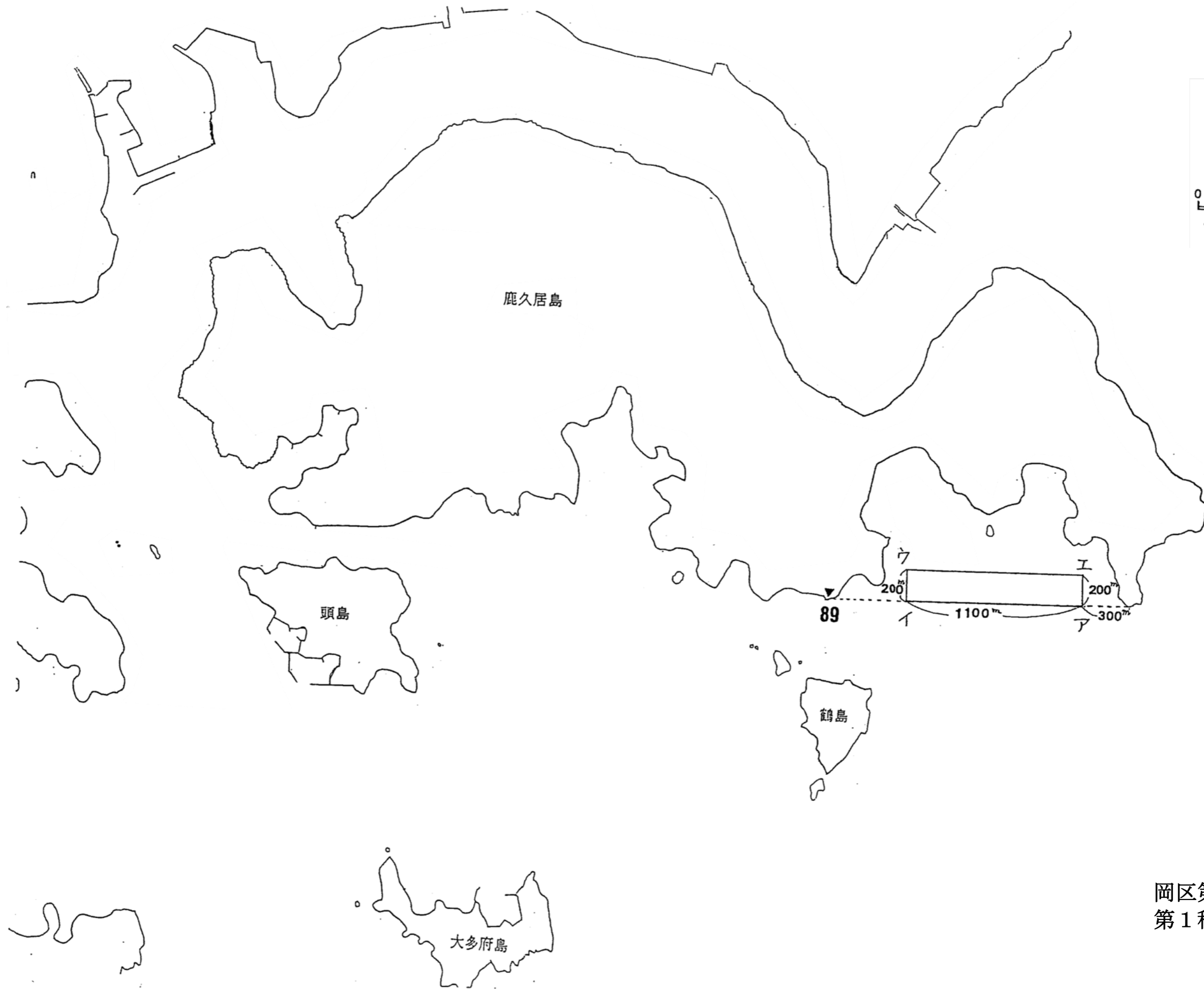
- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島しだお湾地先

- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第89号 備前市日生町鹿久居島こなきりの東に設置した標識
点ア 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻突端から基点第89号見
通し線上鵜石鼻突端から300メートルの点
点イ 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻突端から基点第89号見
通し線上鵜石鼻突端から1,400メートルの点
点ウ 点イから真方位0度見通し線上点イから200メー
トルの点
点エ 点アから真方位0度見通し線上点アから200メー
トルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 備前市日生町



岡区第 19 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第20号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

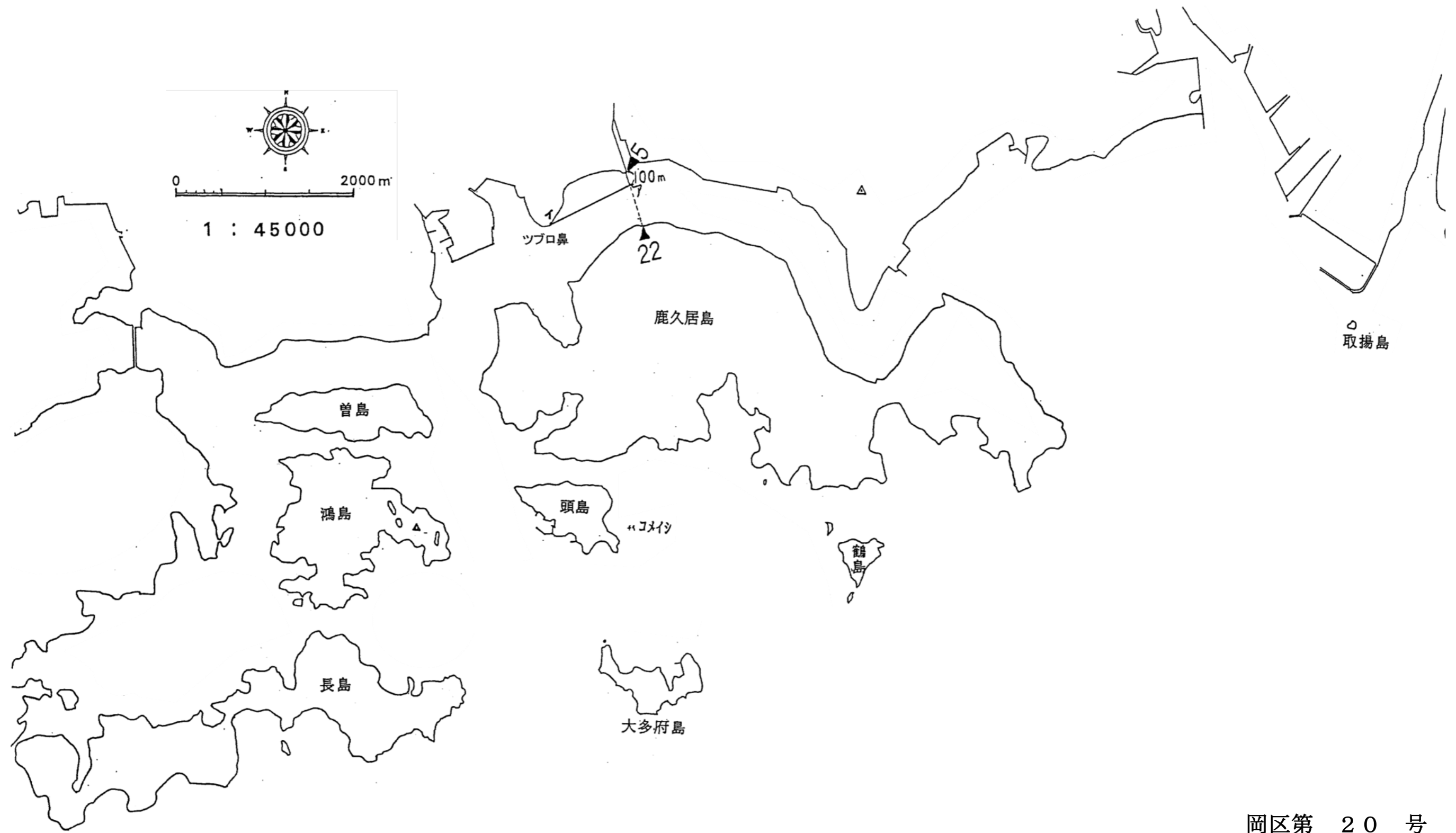
- 3 漁場の位置 備前市日生町寒河旧森下前地先

- 4 漁場の区域 基点第5号、点ア及び点イの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第5号 備前市日生町寒河掛ノ鼻突端に設置した標識
基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識
点ア 基点第5号から基点第22号見通し線上基点第5号から100メートルの点
点イ 備前市日生町寒河ツプロ鼻南東端

- 5 制限又は条件 船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 備前市日生町（頭島を除く。）



岡区第 20 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第21号

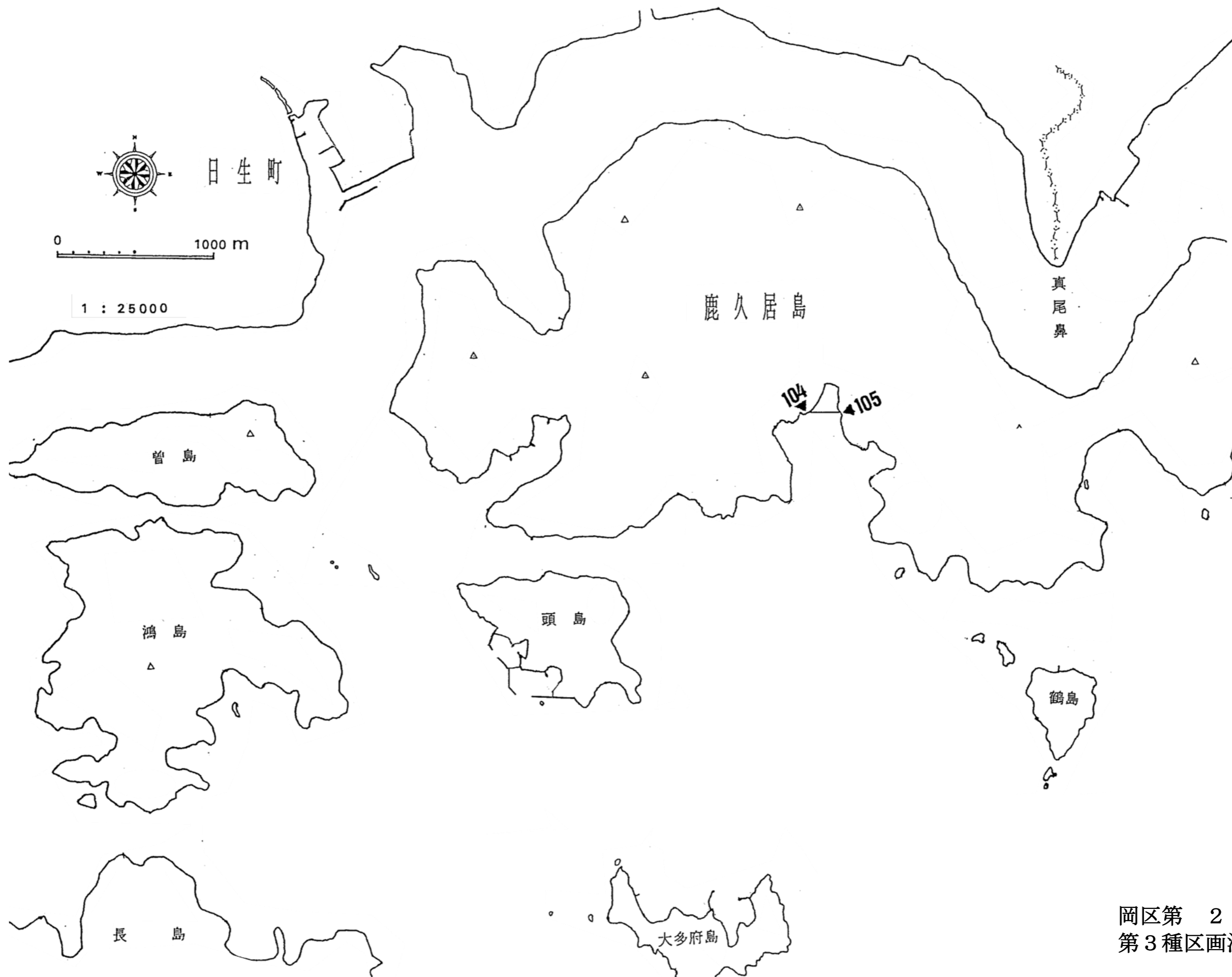
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 あさり養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島千軒湾地先

- 4 漁場の区域 基点第104号及び基点第105号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第104号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥潜堤西基部に設置した標識
基点第105号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥潜堤東基部に設置した標識

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 21 号
第 3 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第22号

6 関係地区 備前市日生町

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鶴島西地先

4 漁場の区域 点ア、点イ、点オ、点キ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第42号 備前市日生町頭島外輪黒鼻南端に設置した標識

基点第47号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識

基点第84号 備前市日生町鶴島南端に設置した標識

基点第94号 備前市日生町明神島西端に設置した標識

基点第102号 備前市日生町大多府島北東イノコ岩に設置した標識

点ア 基点第94号から基点第42号見通し線上基点第94号から50メートルの点

点イ 点ウから点ア見通し線上点ウから50メートルの点

点ウ 基点第84号から基点第102号見通し線上基点第84号から150メートルの点

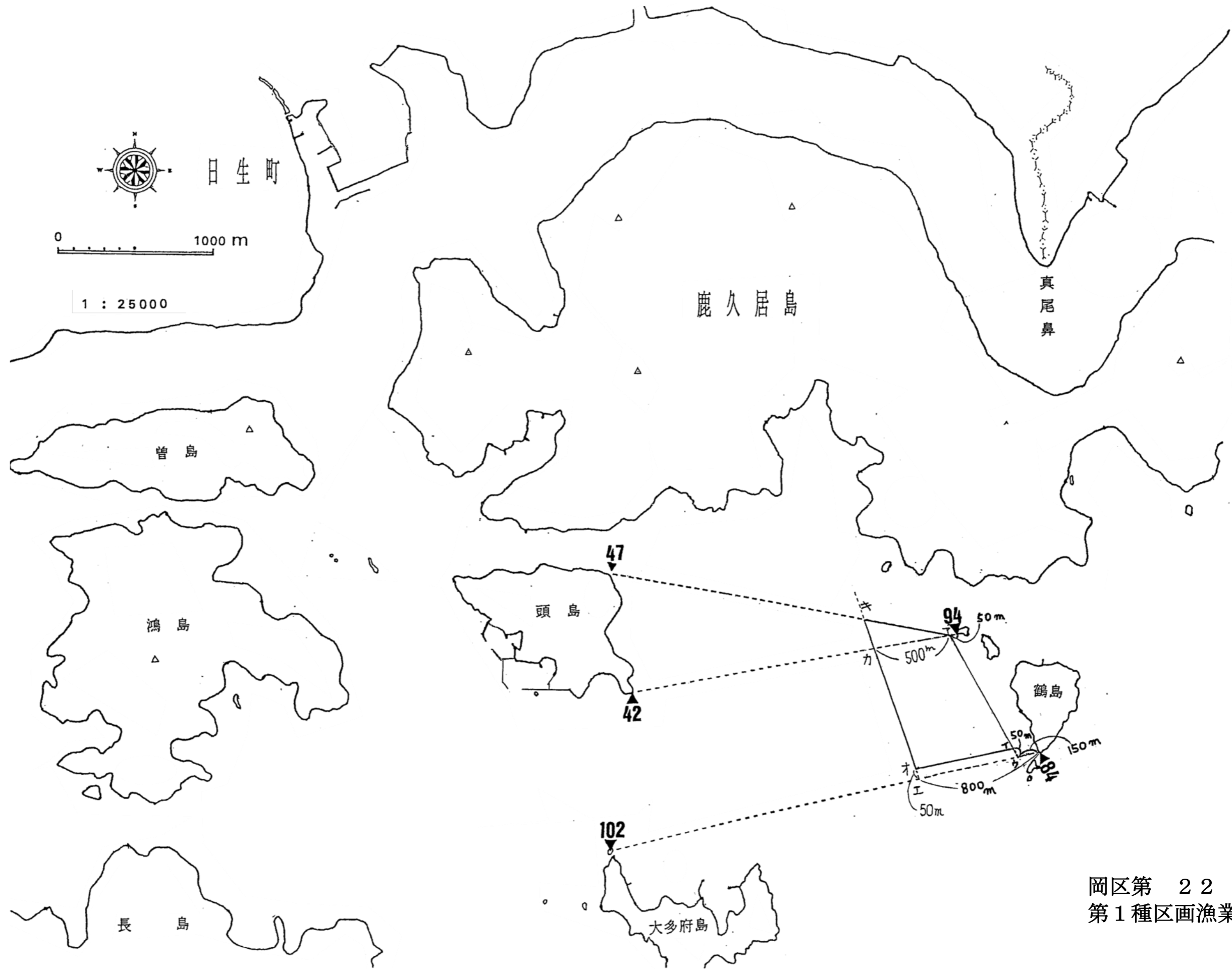
点エ 基点第84号から基点第102号見通し線上基点第84号から800メートルの点

点オ 点エから点カ見通し線上点エから50メートルの点

点カ 基点第94号から基点第42号見通し線上基点第94号から550メートルの点

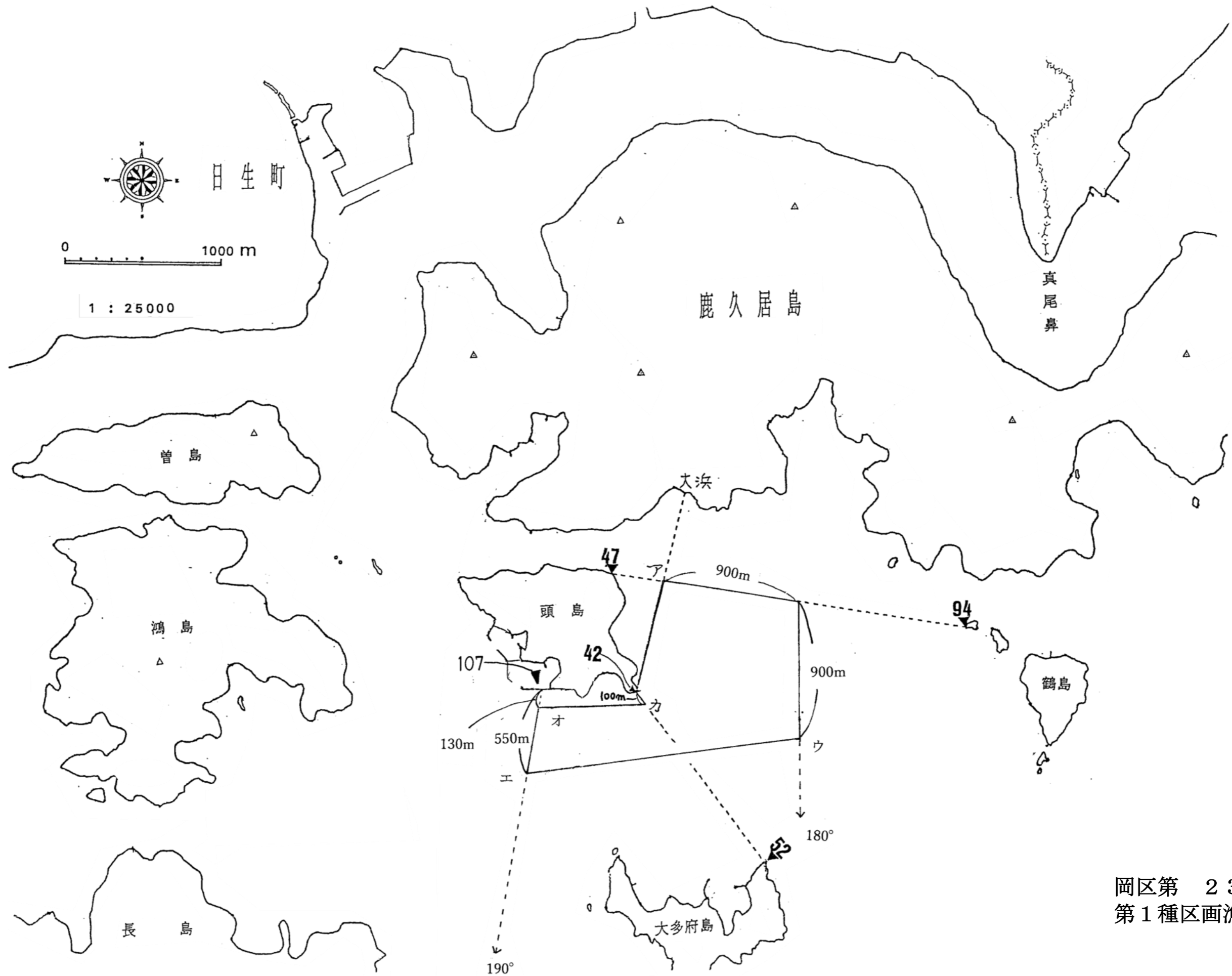
点キ 基点第94号から基点第47号見通し線と、点エから点カ見通し延長線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 22 号
 第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第23号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 備前市日生町頭島東南地先
- 4 漁場の区域 基点第42号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び
基点第42号の各点を順次結んだ7直線によって囲まれた区
域
点の位置
基点第42号 備前市日生町頭島黒鼻南端に設置した標識
基点第47号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識
基点第52号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識
基点第94号 備前市日生町明神島西端に設置した標識
基点第107号 備前市日生町頭島頭島漁港入鹿防波堤基部から防波
堤上45mの位置に設置した標識
点ア 基点第47号から基点第94号見通し線と、基点第
42号から備前市日生町鹿久居島大浜東側突端見通し
線との交差点
点イ 点アから基点第94号見通し線上点アから900メ
ートルの点
点ウ 点イから真方位180度見通し線上点イから900
メートルの点
点エ 基点第107号から真方位190度見通し線上基点
107号から550メートルの点
点オ 基点第107号から真方位190度見通し線上基点
第107号から130メートルの点
点カ 基点第42号から基点第52号見通し線上基点第4
2号から100メートルの点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 備前市日生町頭島



岡区第 23 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第24号

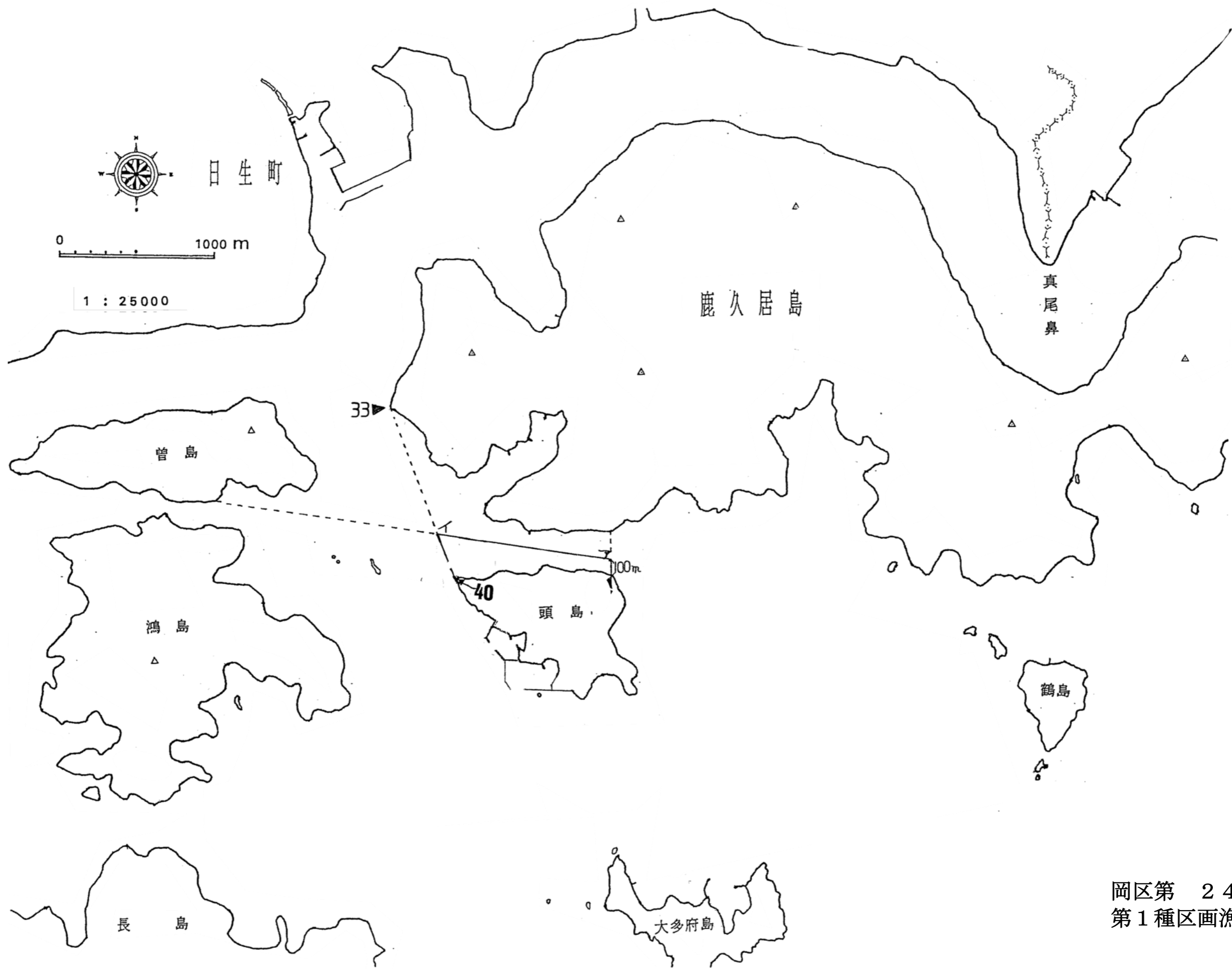
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町頭島北地先

- 4 漁場の区域 基点第47号、点ア、点イ及び基点第40号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
基点第40号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識
基点第47号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識
点ア 基点第47号から鹿久居島タカの巣見通し線上基点
第47号から100メートルの点
点イ 基点第33号から基点第40号見通し線と点アから
曾島南端見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町頭島



岡区第 24 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第25号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
9月1日から翌年4月30日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島東地先

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第29号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識

基点第53号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

基点第80号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識

基点第85号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識

基点第99号 備前市日生町鹿久居島だん亀西端に設置した標識

点ア 基点第53号から基点第85号見通し線上基点第53号から200メートルの点

点イ 点アから基点第29号見通し線上点アから100メートルの点

点ウ 点イから基点第29号見通し線上点イから500メートルの点

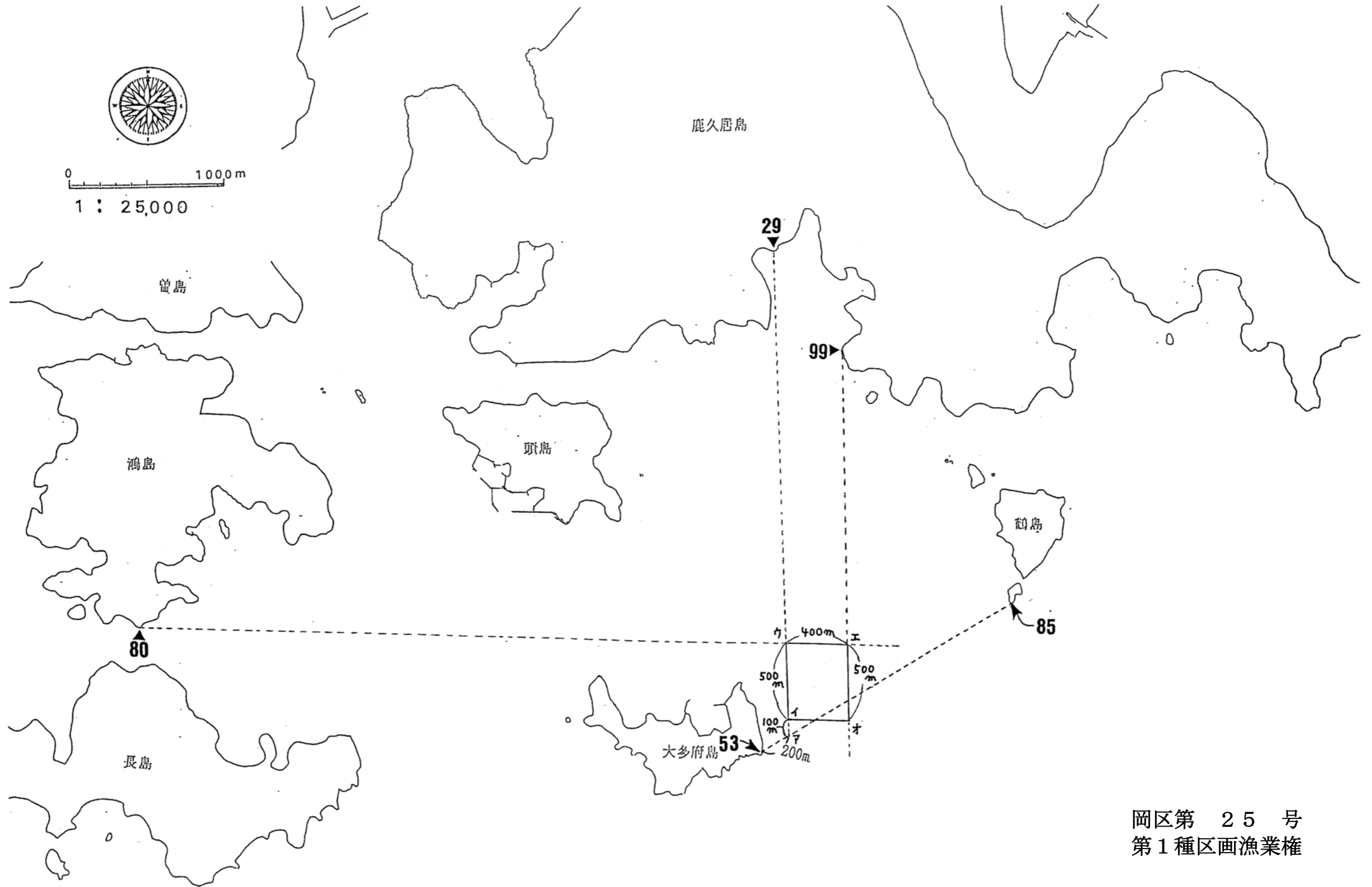
点エ 基点第80号から点ウ見通し延長線上点ウから400メートルの点

点オ 基点第99号から点エ見通し延長線上点エから500メートルの点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

7 関係地区 備前市日生町頭島



岡区第 25 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第26号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島現寺湾地先

- 4 漁場の区域 基点第31号、点ア及び点イの各点を順次結んだ2直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第31号 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識
基点第65号 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識
点ア 基点第31号から真方位156度見通し線と、基点第
65号から真方位78度30分見通し線との交差点
点イ 基点第65号から真方位78度30分見通し線
と鹿久居島の最大高潮時海岸線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町頭島



岡区第 26 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第27号

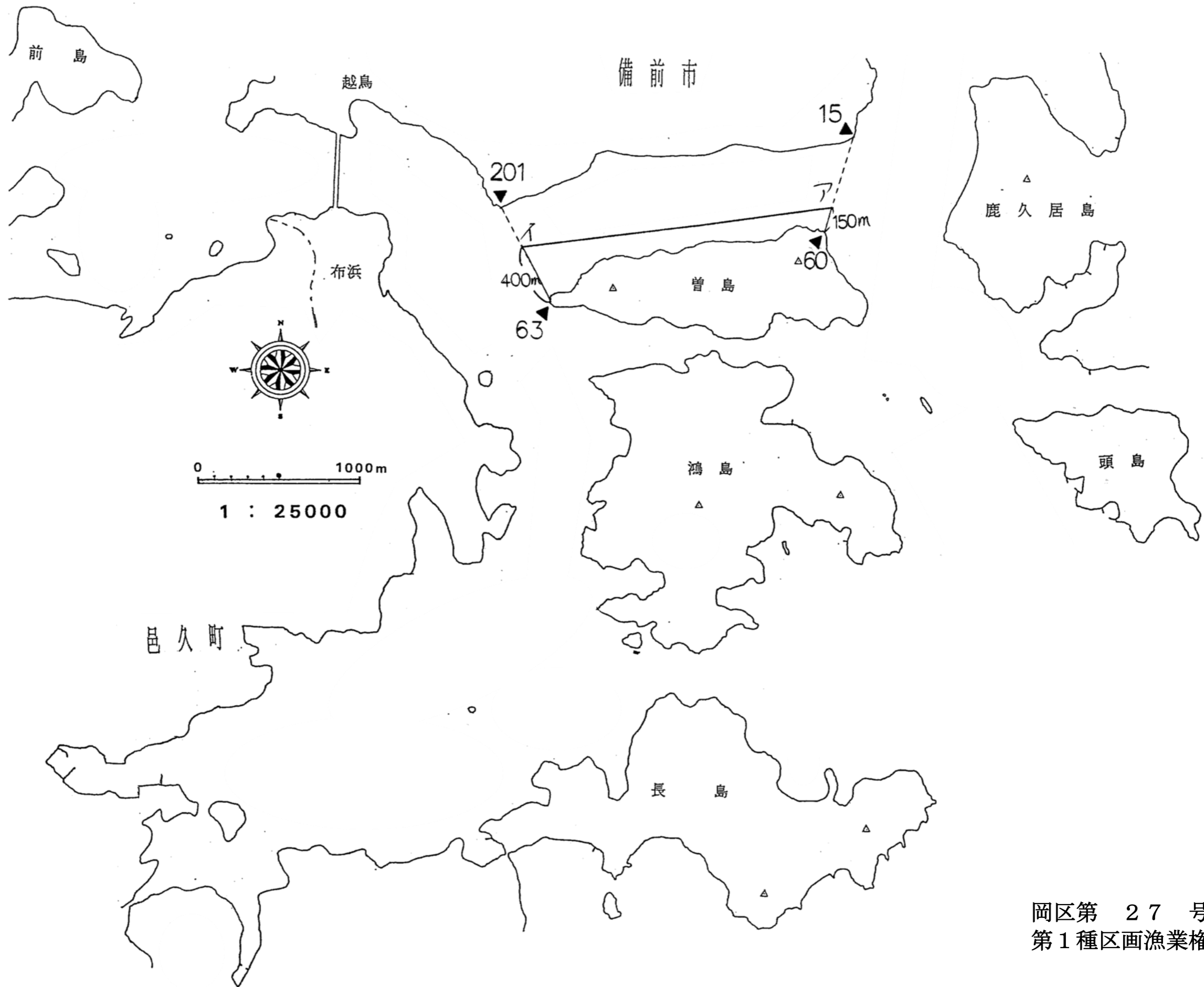
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町曾島北地先

- 4 漁場の区域 基点第60号、点ア、点イ及び基点第63号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第15号 備前市日生町日生高鼻南東端（株式会社ヨータイ日生
工場東）に設置した標識
基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識
基点第63号 備前市日生町曾島西端に設置した標識
基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した
標識
点ア 基点第60号から基点第15号見通し線上基点第6
0号から150メートルの点
点イ 基点第63号から基点第201号見通し線上
基点第63号から400メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 27 号
 第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第28号

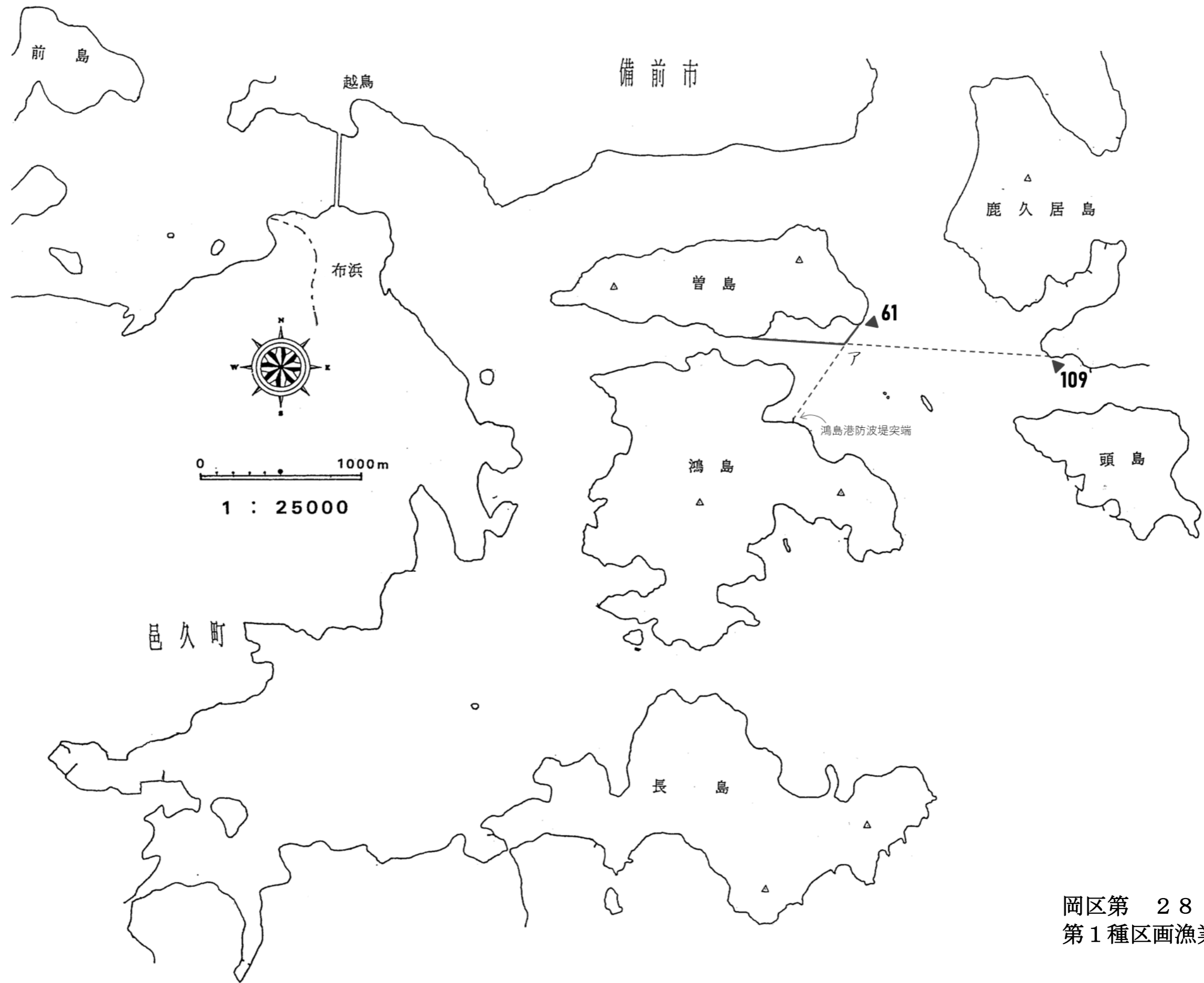
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町曾島南東地先

- 4 漁場の区域 基点第61号、点ア及び日生町曾島南端を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第61号 備前市日生町曾島弁ノ浦鼻南東端に設置した標識
基点第109号 備前市日生町鹿久居島マタゲ西鼻南西端に設置した標識
点ア 基点第61号から鴻島港防波堤突端見通し線と、基点第109号から日生町曾島南端見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 28 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第29号

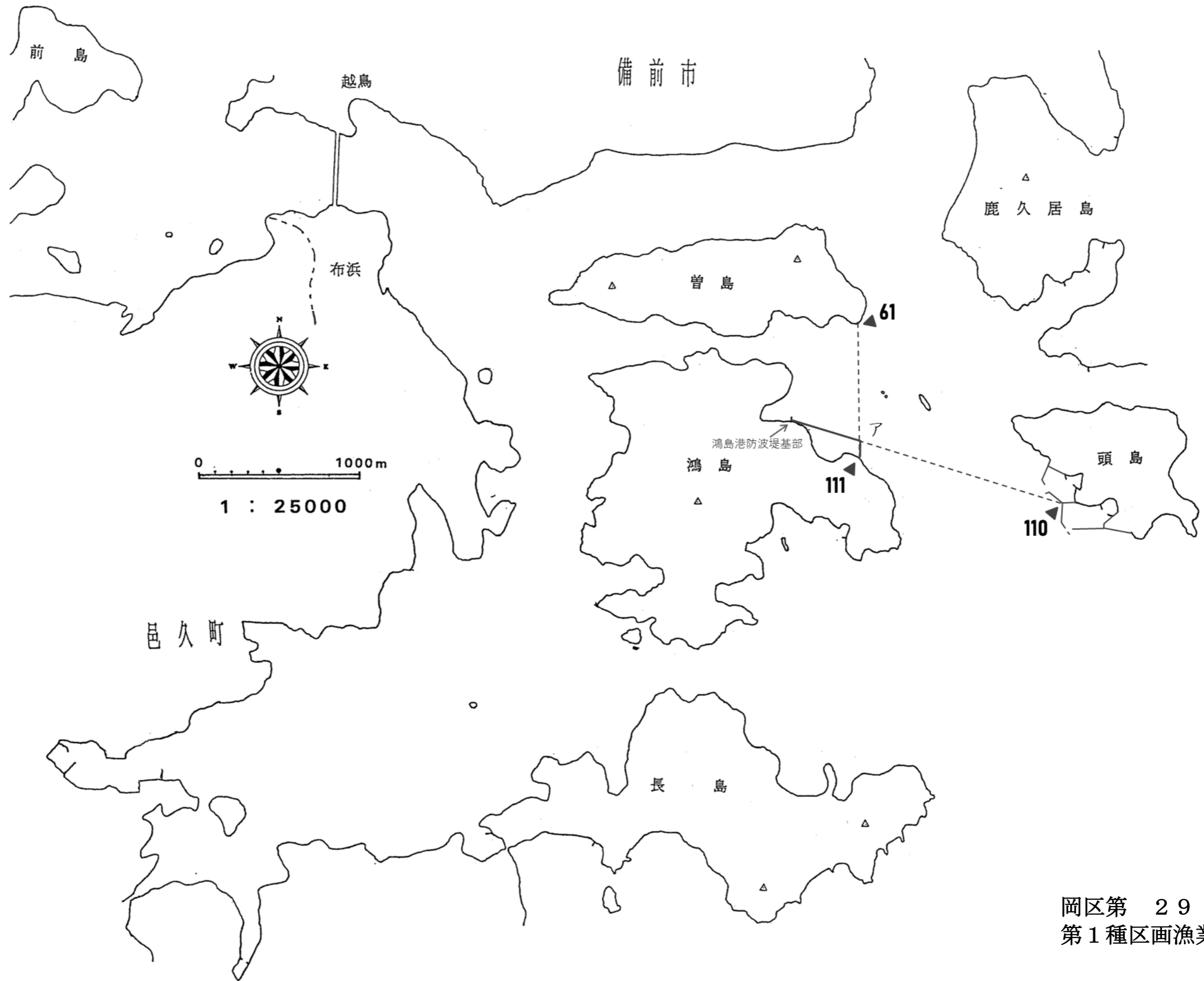
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島本村地先

- 4 漁場の区域 基点第111号、点ア及び鴻島港防波堤基部を順次結んだ
2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第61号 備前市日生町曾島弁ノ浦鼻南東端に設置した標識
基点第110号 備前市日生町頭島頭島漁港E防波堤基部に設置した
標識
基点第111号 備前市日生町鴻島池の尻北端に設置した標識
点ア 基点第61号から基点第111号見通し線と、基点第
110号から鴻島港防波堤基部見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 29 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第30号

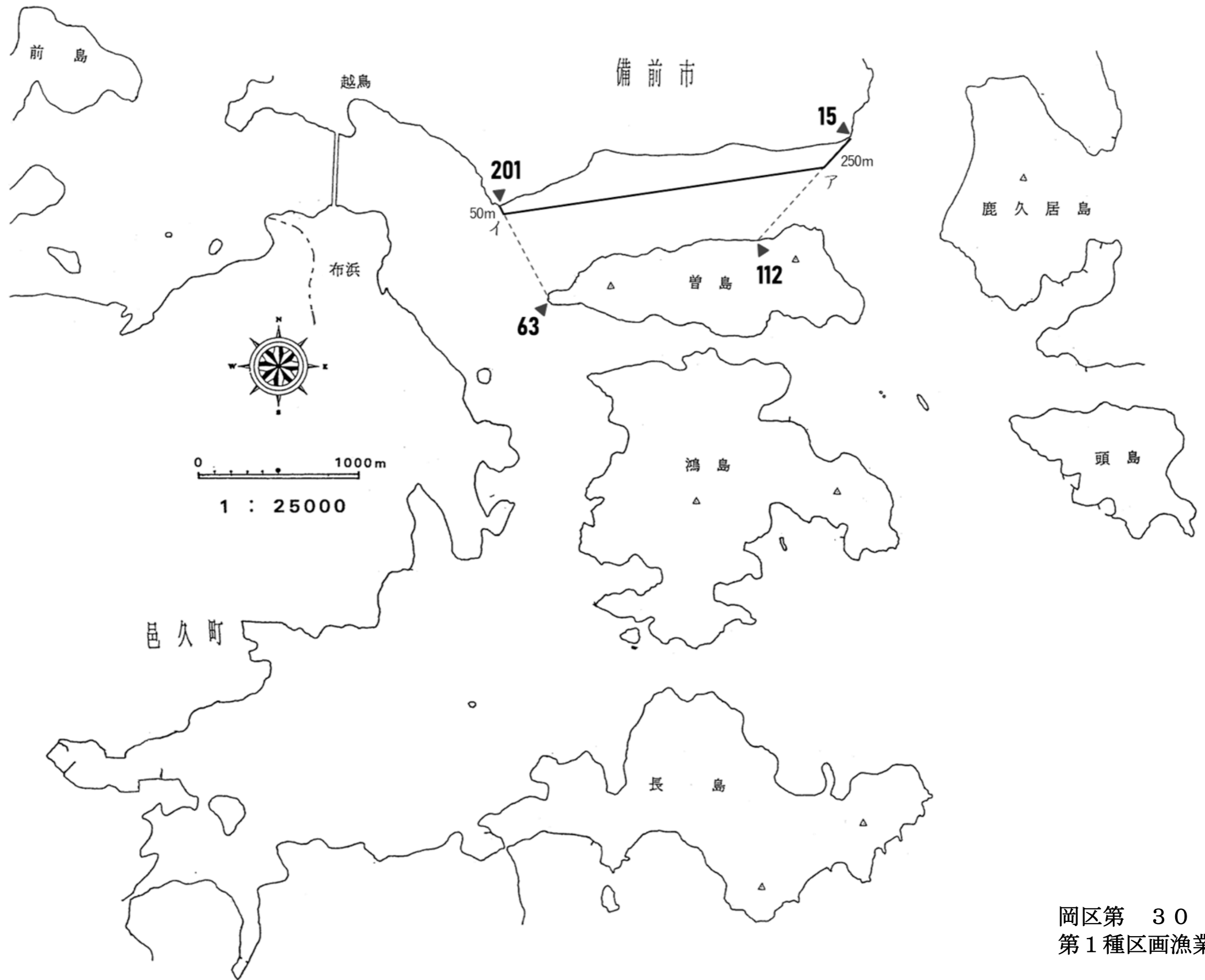
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町日生地先

- 4 漁場の区域 基点第15号、点ア、イ及び基点第201号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第15号 備前市日生町日生高鼻南東端（株式会社ヨータイ日生
工場東）に設置した標識
基点第63号 備前市日生町曾島西端に設置した標識
基点第112号 備前市日生町曾島中立石に設置した標識
基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した
標識
点ア 基点第15号から基点第112号見通し線上基点第1
5号から250メートルの点
点イ 基点第201号から基点第63号見通し線上基点第
201号から50メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 30 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第31号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき、あさり、あかがい垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島南西地先

- 4 漁場の区域 基点第31号、点ア、イ、ウ及び基点第33号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第13号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識
基点第31号 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識
基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
基点第40号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識
基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識
基点第61号 備前市日生町曾島弁ノ浦鼻南東端に設置した標識
基点第65号 備前市日生町鴻島東裸岩に設置した標識
点ア 基点第31号から真方位156度見通し線と、基点第65号から真方位78度30分見通し線との交差点
点イ 点アから基点第61号見通し線と、基点第40号から基点第13号見通し線との交差点
点ウ 基点第33号から基点第60号見通し線と、基点第40号から基点第13号見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市日生町



岡区第 31 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第32号

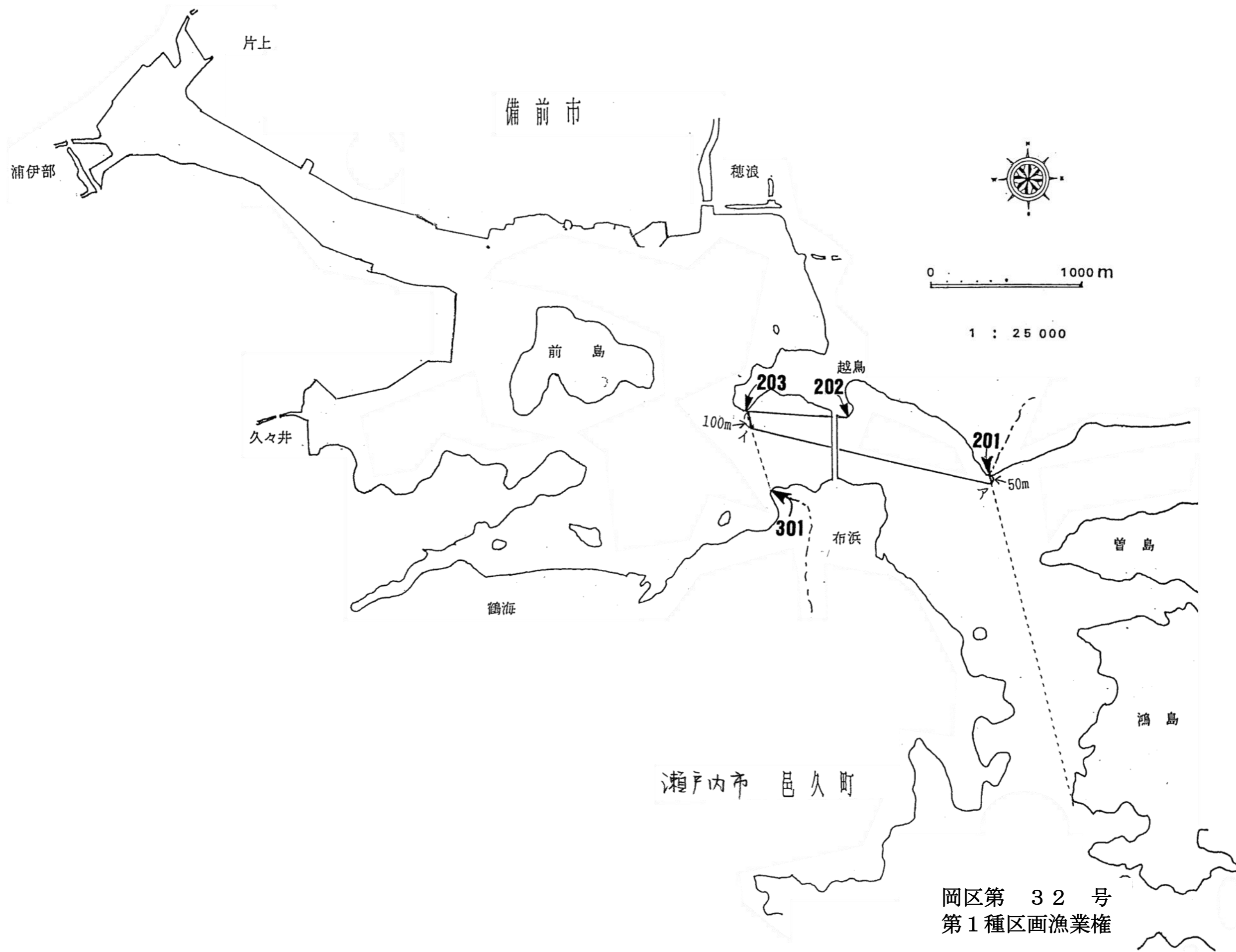
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市穂浪越鳥地先

- 4 漁場の区域 基点第201号、点ア、点イ、基点第203号及び基点第202号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第201号 備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識
基点第202号 備前市穂浪越鳥鼻南端に設置した標識
基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
点ア 基点第201号から備前市日生町鴻島西端見通し線上基点第201号から50メートルの点
点イ 基点第203号から基点第301号見通し線上基点第203号から100メートルの点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 備前市（日生町を除く。）



岡区第 32 号
 第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第33号

6 関係地区 備前市（日生町を除く。）

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市前島東南地先

4 漁場の区域 基点第218号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第233号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識

基点第218号 備前市前島南西端に設置した標識

基点第233号 備前市前島東北端に設置した標識

基点第234号 備前市住吉島北東端に設置した標識

基点第235号 備前市唐島島頂に設置した標識

基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

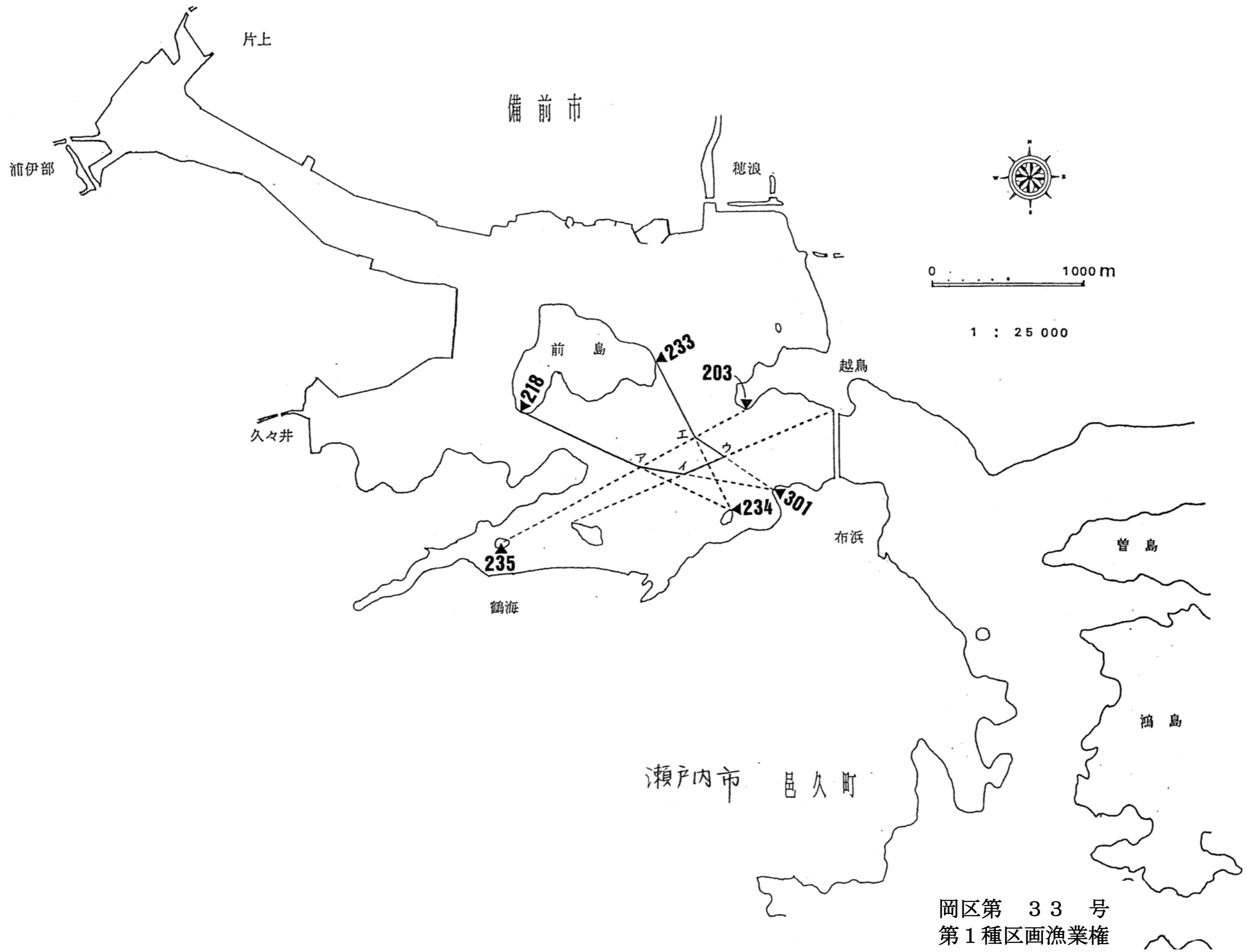
点ア 基点第218号から基点第234号見通し線と、基点第203号から基点第235号見通し線との交差点

点イ 基点第301号から点ア見通し線と、備前市穂波片上大橋北詰から備前市横島北端見通し線との交差点

点ウ 基点第301号から点エ見通し線と、備前市穂波片上大橋北詰から備前市横島北端見通し線との交差点

点エ 基点第233号から基点第234号見通し線と、基点第203号から基点第235号見通し線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 33 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第34号

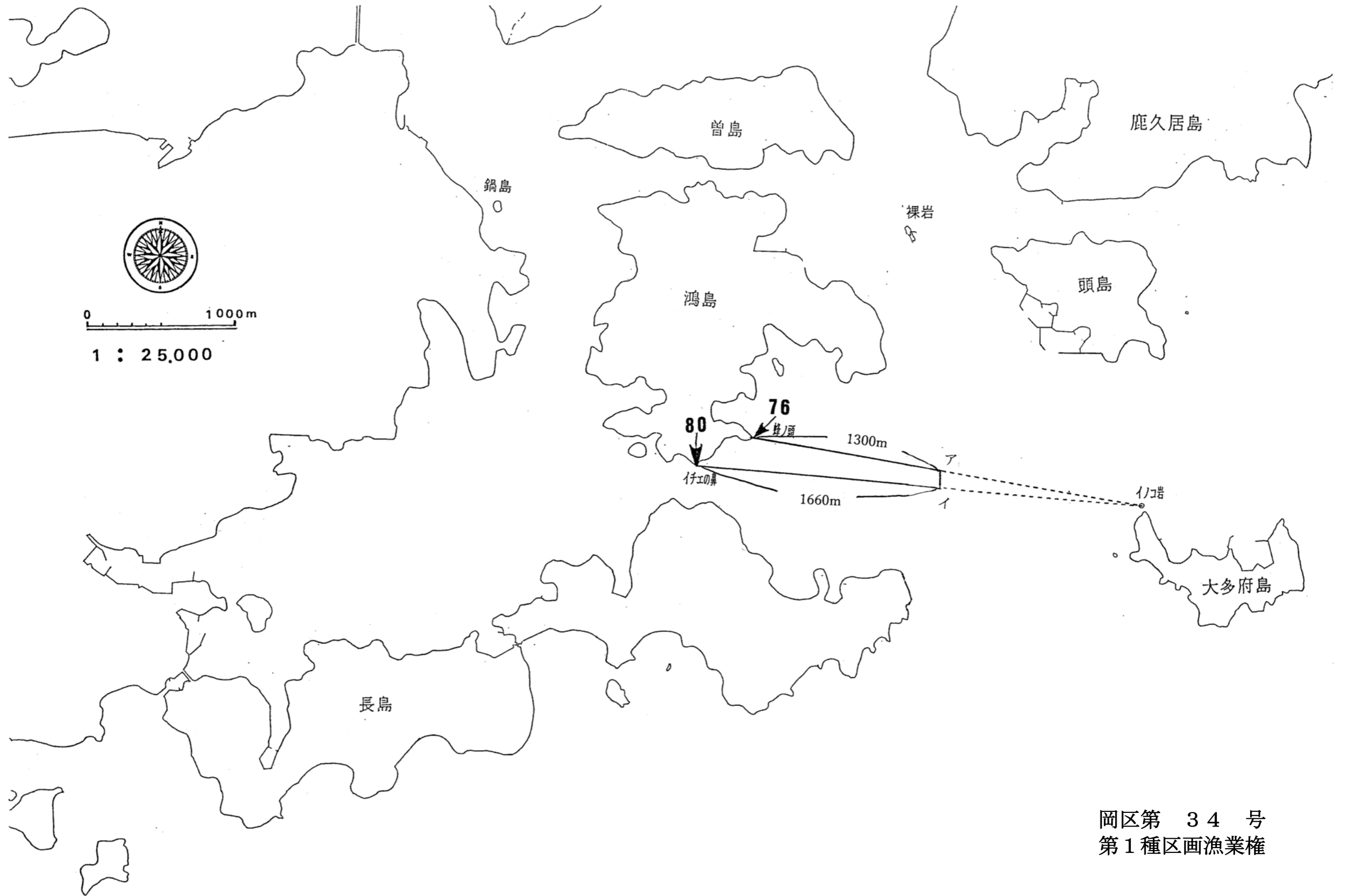
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 備前市日生町鴻島南東地先

- 4 漁場の区域 基点第76号、点ア、点イ及び基点第80号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第76号 備前市日生町鴻島タコースケ鼻（蜂の頭）突端に設置
した標識
基点第80号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識
点ア 基点第76号から備前市日生町大多府島イノコ岩高見
通し線上基点第76号から1,300メートルの点
点イ 基点第80号から備前市日生町大多府島イノコ岩高見
通し線上基点第80号から1,660メートルの点

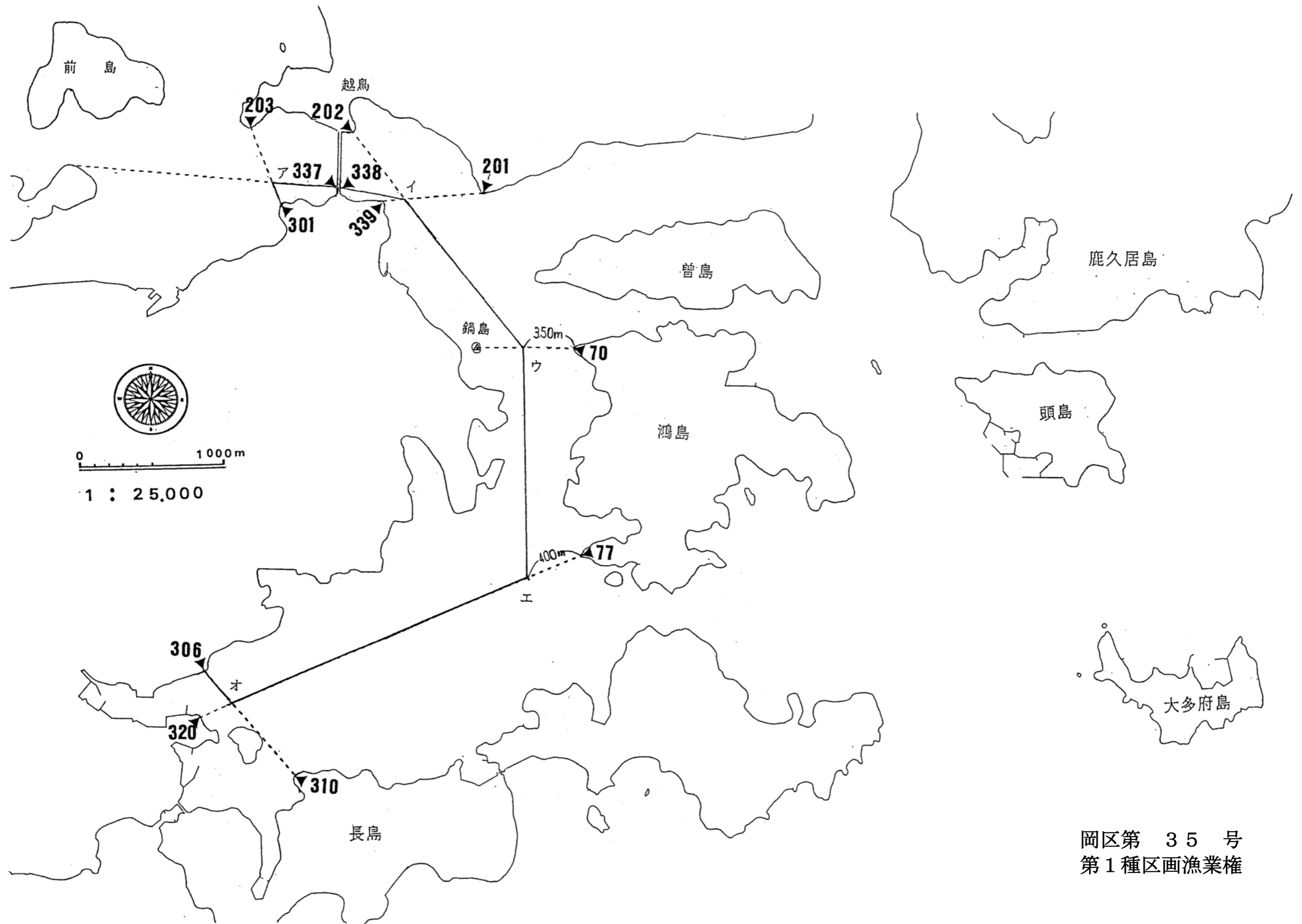
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 34 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第35号
 - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
 - 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明及び布浜地先
 - 4 漁場の区域 基点第301号、点ア、基点第337号、基点第338号、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第306号の各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識
基点第201号 備前市穂波・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識
基点第202号 備前市穂浪越鳥鼻南端に設置した標識
基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
基点第306号 瀬戸内市邑久町虫明貝燈鼻突端に設置した標識
基点第310号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識
基点第320号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部
基点第337号 瀬戸内市邑久町虫明片上大橋の最南橋脚の北西角
基点第338号 瀬戸内市邑久町虫明片上大橋の最南橋脚の北東角
基点第339号 瀬戸内市邑久町布浜穴ケ鼻北東端に設置した標識
点ア 基点第301号から基点第203号見通し線と、基点第337号から備前市久々井躰尾北端見通し線との交差点
点イ 基点第339号から基点第201号見通し線と、点ウから基点第202号見通し線との交差点
点ウ 基点第70号から瀬戸内市邑久町鍋島島頂見通し線上基点第70号から350メートルの点
 - 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
 - 6 関係地区 瀬戸内市邑久町
- 点エ 基点第77号から基点第320号見通し線上基点第77号から400メートルの点
点オ 基点第77号から基点第320号見通し線と、基点第306号から基点第310号見通し線との交差点



岡区第 35 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第36号

点第327号から基点第102号見通し線との交差点
点オ 基点第308号から基点第75号見通し線と、基点
第327号から基点第102号見通し線との交差点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

(2) 点キ、点ク、点ケ、点コ及び点キの各点を順次結んだ4直線によって囲
まれた区域

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島北地先

点の位置

基点第340号 瀬戸内市邑久町虫明大派礁中央

点カ 基点第340号から真方位90度見通し線上基点第
340号から200メートルの点

点キ 点カから真方位0度見通し線上点カから100メー
トルの点

点ク 点キから真方位90度見通し線上点キから100メ
ートルの点

点ケ 点クから真方位180度見通し線上点クから150
メートルの点

点コ 点カから真方位180度見通し線上点カから50メ
ートルの点

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除い
た区域

(1) 基点第325号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第308
号の各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域

点の位置

基点第75号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識

基点第102号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識

基点第307号 瀬戸内市邑久町長島北端日の出鼻に設置した標識

基点第308号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識

基点第310号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識

基点第311号 瀬戸内市邑久町虫明段島東端に設置した標識

基点第320号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部

基点第321号 瀬戸内市邑久町虫明小浜南端に設置した標識

基点第325号 瀬戸内市邑久町虫明向瀬長島大橋北橋脚基部

基点第327号 瀬戸内市邑久町虫明ムネモリ東端に設置した標識

点ア 基点第310号から基点第327号見通し線上基点
第310号から100メートルの点

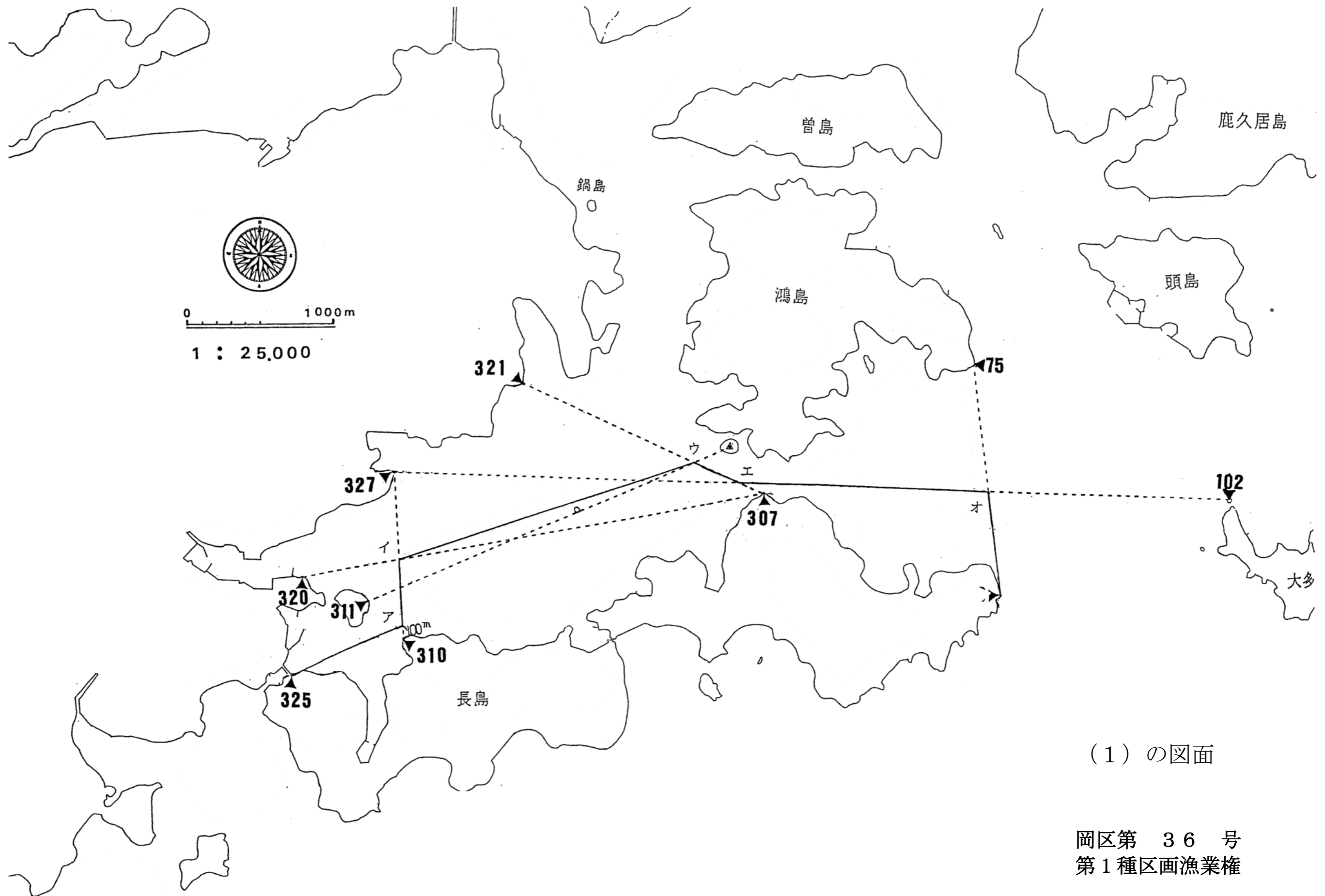
点イ 基点第310号から基点第327号見通し線と、基
点第320号から基点第307号見通し線との交差点

点ウ 基点第307号から基点第321号見通し線と、基
点第311号から備前市日生町鴻島葛島高見通し線と
の交差点

点エ 基点第307号から基点第321号見通し線と、基

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

6 関係地区 瀬戸内市邑久町



(1) の図面

岡区第 36 号
第 1 種区画漁業権



(2) の図面

- 1 免許番号 岡区第37号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明地先

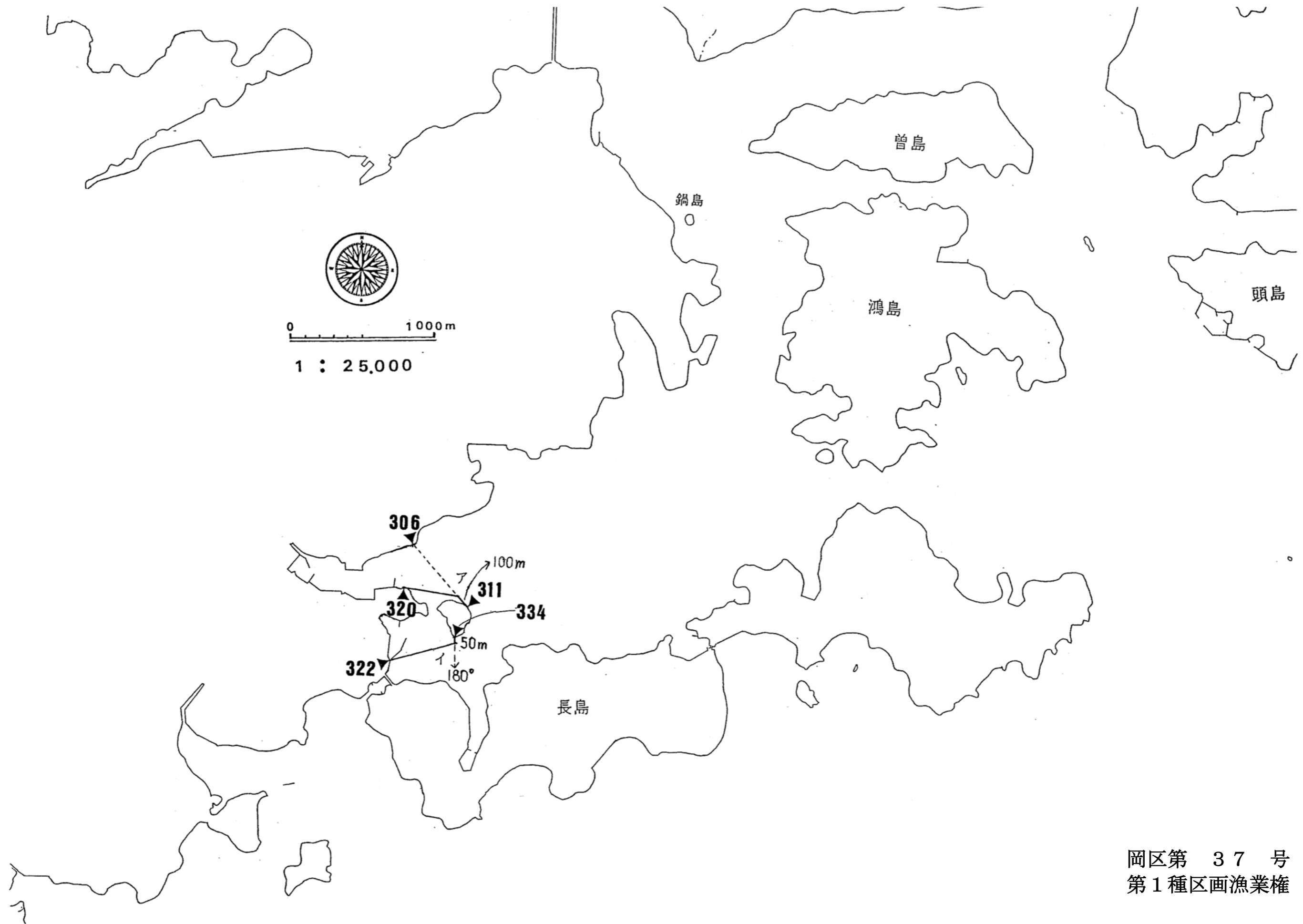
- 4 漁場の区域 基点第320号、点ア及び基点第311号の各点を順次結んだ2直線、基点第334号、点イ及び基点第322号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第306号 瀬戸内市邑久町虫明貝燈鼻突端に設置した標識
- 基点第311号 瀬戸内市邑久町虫明段島東端に設置した標識
- 基点第320号 瀬戸内市邑久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部
- 基点第322号 瀬戸内市邑久町瀬溝称谷防波堤基部に設置した標識
- 基点第334号 瀬戸内市邑久町虫明段島南端に設置した標識
- 点ア 基点第311号から基点第306号見通し線上基点第311号から100メートルの点
- 点イ 基点第334号から真方位180度見通し線上基点第334号から50メートルの点

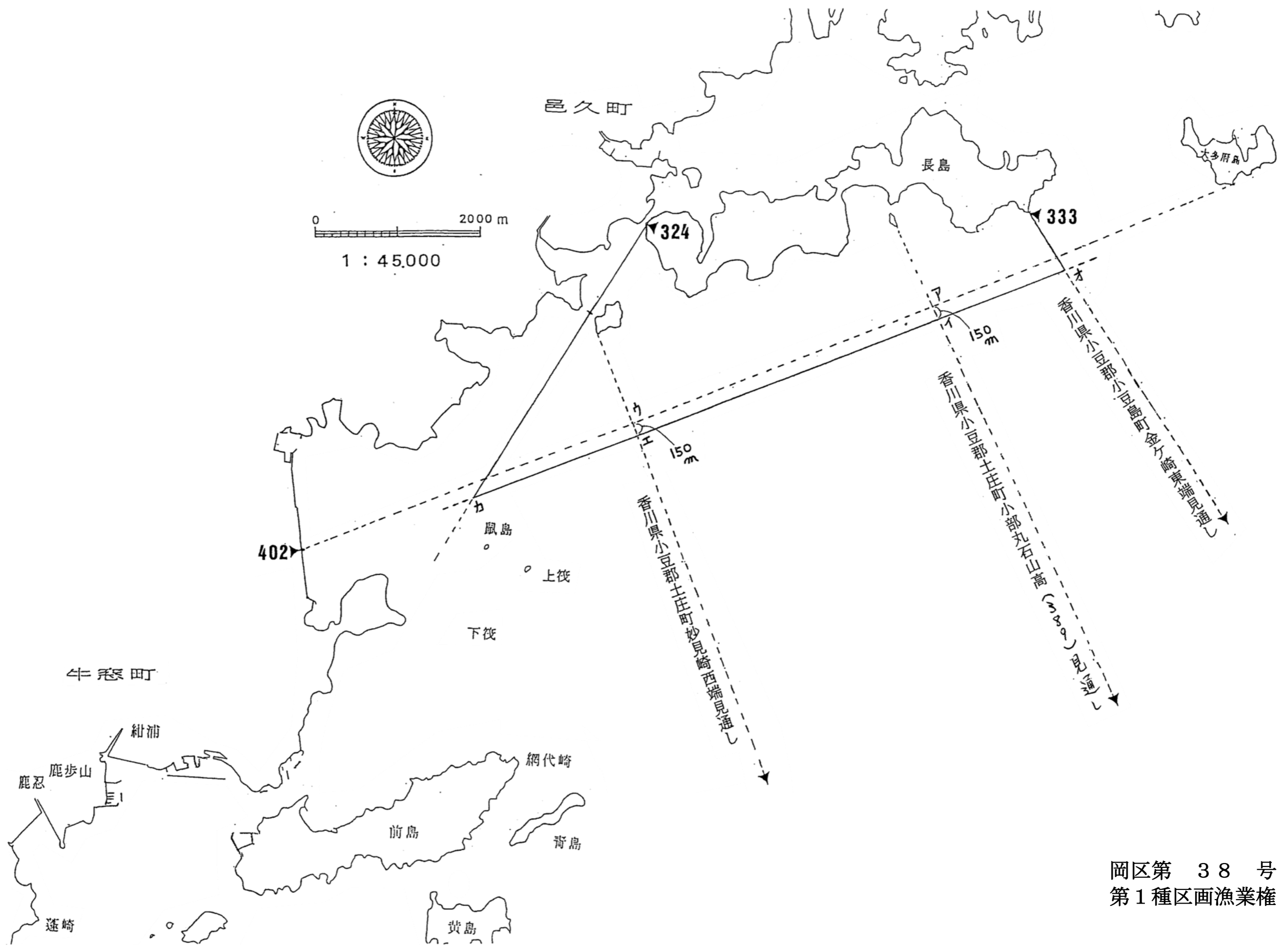
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 37 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第38号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島南地先
- 4 漁場の区域 基点第333号、点オ、点カ及び基点第324号を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第324号 瀬戸内市邑久町向瀬北西端に設置した標識
基点第333号 瀬戸内市邑久町長島ビヨウジ南端に設置した標識
基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上に設置した標識
点ア 瀬戸内市邑久町手影島南端から香川県小豆郡土庄町小部丸石山高(389)見通し線と、基点第402号から備前市日生町大多府島南端見通し線との交差点
点イ 点アから香川県小豆郡土庄町小部丸石山高(389)見通し線上点アから150メートルの点
点ウ 瀬戸内市邑久町木島南西端から香川県小豆郡土庄町妙見崎西端見通し線と、基点第402号から備前市日生町大多府島南端見通し線との交差点
点エ 点ウから香川県小豆郡土庄町妙見崎西端見通し線上点ウから150メートルの点
点オ 基点第333号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線と、点エから点イ見通し延長線との交差点
点カ 基点第324号から瀬戸内市邑久町木島西お里大岩見通し延長線と、点イから点エ見通し延長線との交差点
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 38 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第39号

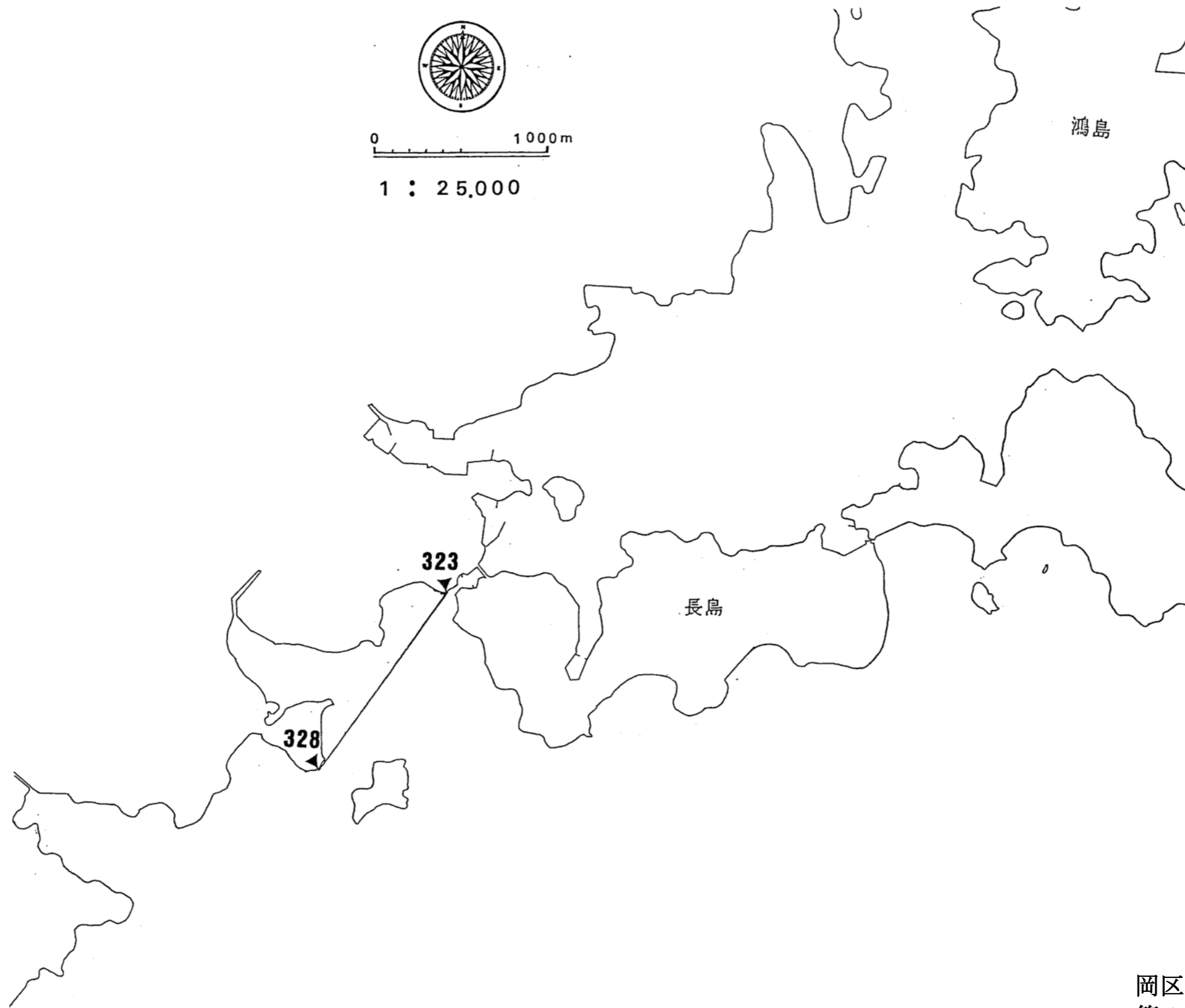
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明、福谷地先

- 4 漁場の区域 基点第323号及び基点第328号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第323号 瀬戸内市邑久町瀬溝馬上鼻南端護岸に設置した標識
基点第328号 瀬戸内市邑久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 39 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第40号

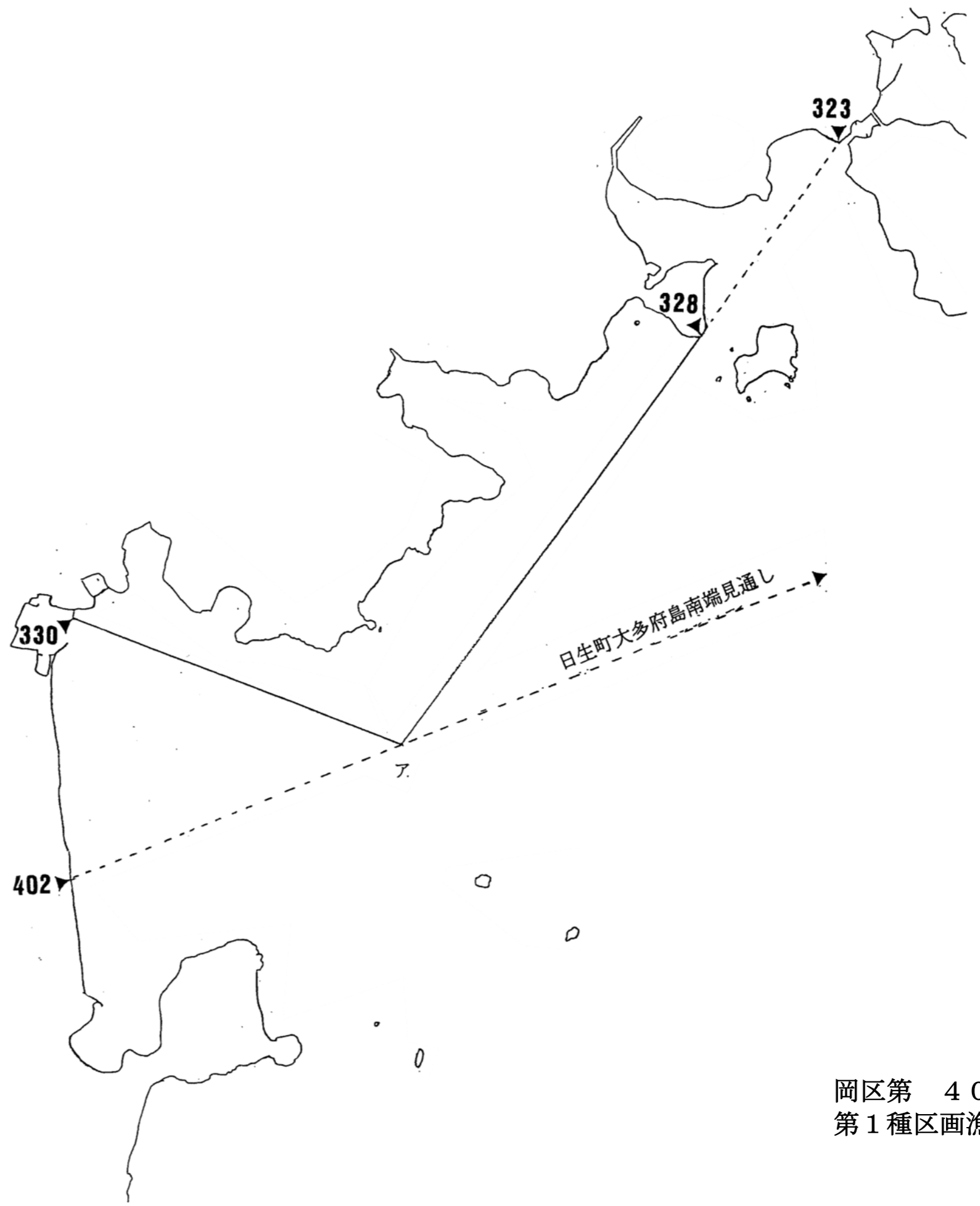
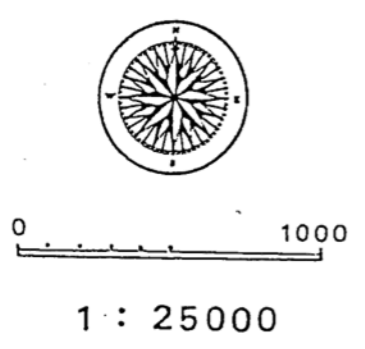
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町福谷、尻海地先

- 4 漁場の区域 基点第328号、点ア及び基点第330号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第323号 瀬戸内市邑久町瀬溝馬上鼻南端護岸に設置した標識
基点第328号 瀬戸内市邑久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識
基点第330号 瀬戸内市邑久町尻海玉津港北防波堤（新防波堤）突端に設置した標識
基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上に設置した標識
点ア 基点第402号から備前市日生町大多府島南端見通し線と、基点第323号から基点第328号見通し延長線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡区第 40 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第41号

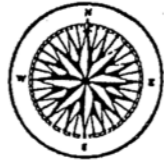
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町尻海地先

- 4 漁場の区域 基点第335号、点ア、点イ及び基点第402号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域
点の位置
基点第335号 瀬戸内市邑久町尻海玉津港南防波堤基部に設置した
標識
基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した
標識
基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会
基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識
基点第460号 瀬戸内市牛窓町蕪崎東端に設置した標識
点ア 基点第335号から基点第430号見通し線と、基
点第336号から基点第460号見通し線との交差点
点イ 基点第402号から基点第430号見通し線と、基
点第336号から基点第460号見通し線との交差点

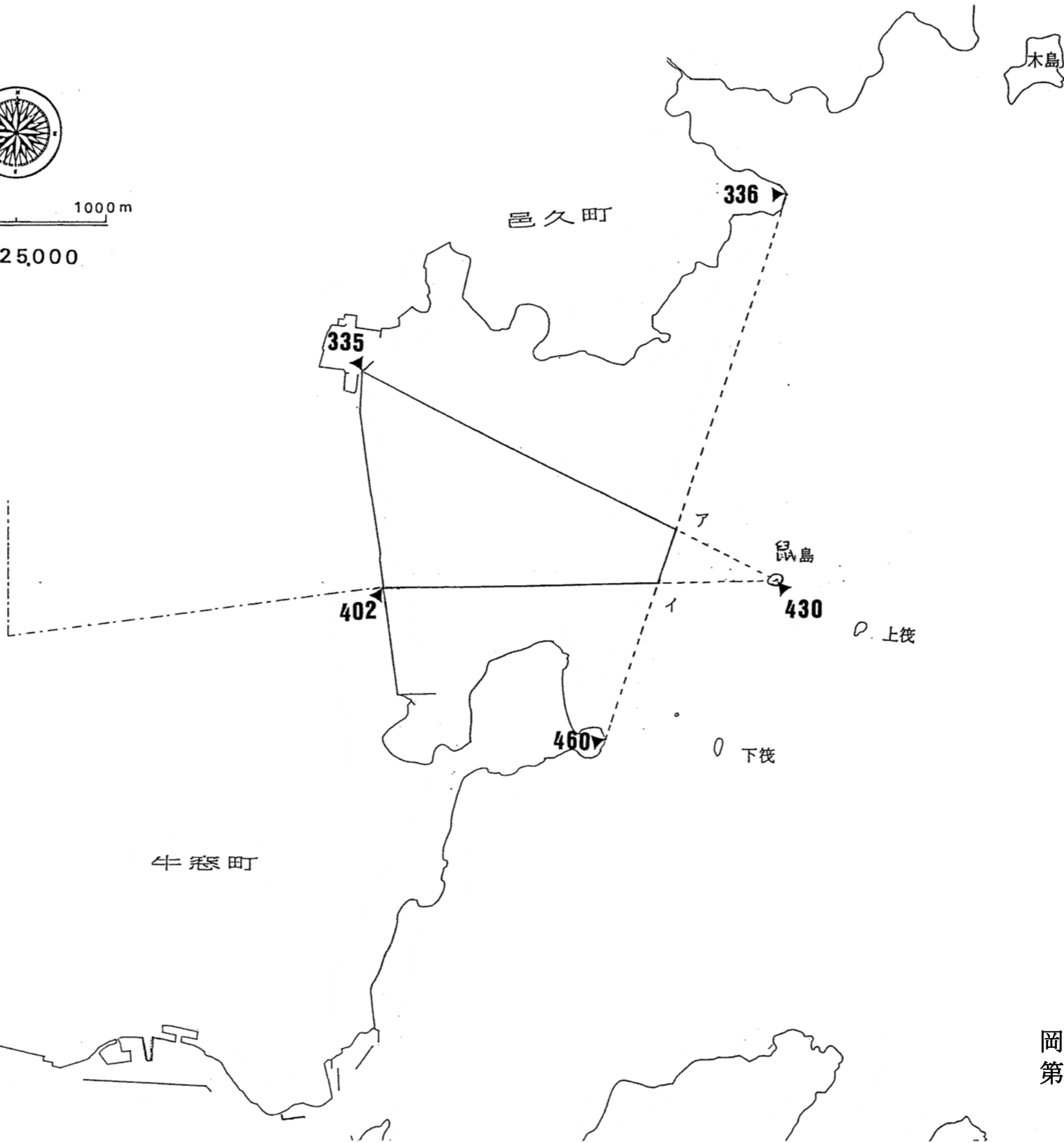
- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市邑久町



0 1000 m

1 : 25,000



岡区第 41 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第42号

北東端見通し線との交差点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域

(1) 基点第424号、点ア、点イ及び基点第425号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第424号 瀬戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻突端に設置した標識

基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

点ア 基点第424号から真方位180度見通し線上基点第424号から100メートルの点

点イ 基点第425号から真方位180度見通し線上基点第425号から100メートルの点

(2) 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤北東端、点ウ、点エ及び瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ3直線と西脇漁港防波堤によって囲まれた区域

点の位置

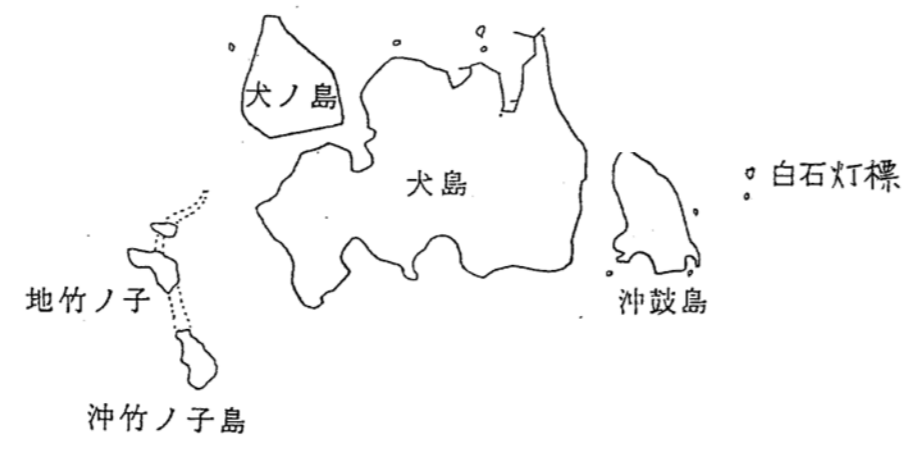
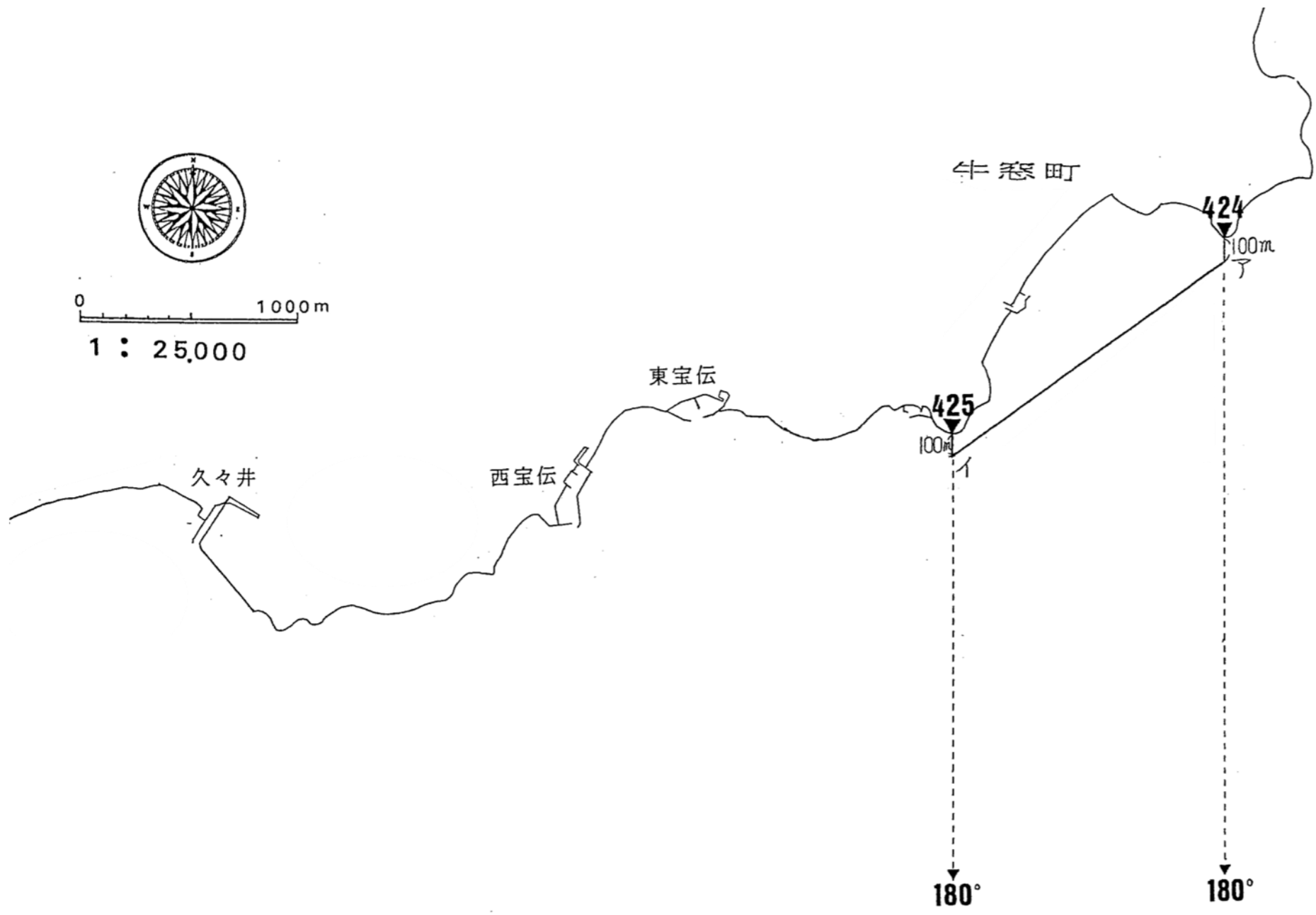
基点第468号 瀬戸内市牛窓町鹿忍岡山県農林水産総合センター水産研究所東排水口突端に設置した標識

基点第469号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇・子父雁地区漁業集落浄化センター堤防北東端に設置した標識

点ウ 基点第468号から基点第469号見通し線と、西脇漁港防波堤北東端から香川県小豆郡土庄町妙見崎東端見通し線との交差点

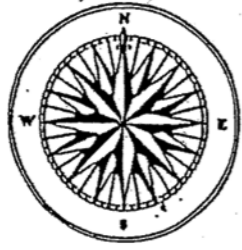
点エ 基点第468号から基点第469号見通し線と、西脇漁港防波堤南西端から香川県小豆郡土庄町千振島

7 関係地区 瀬戸内市牛窓町

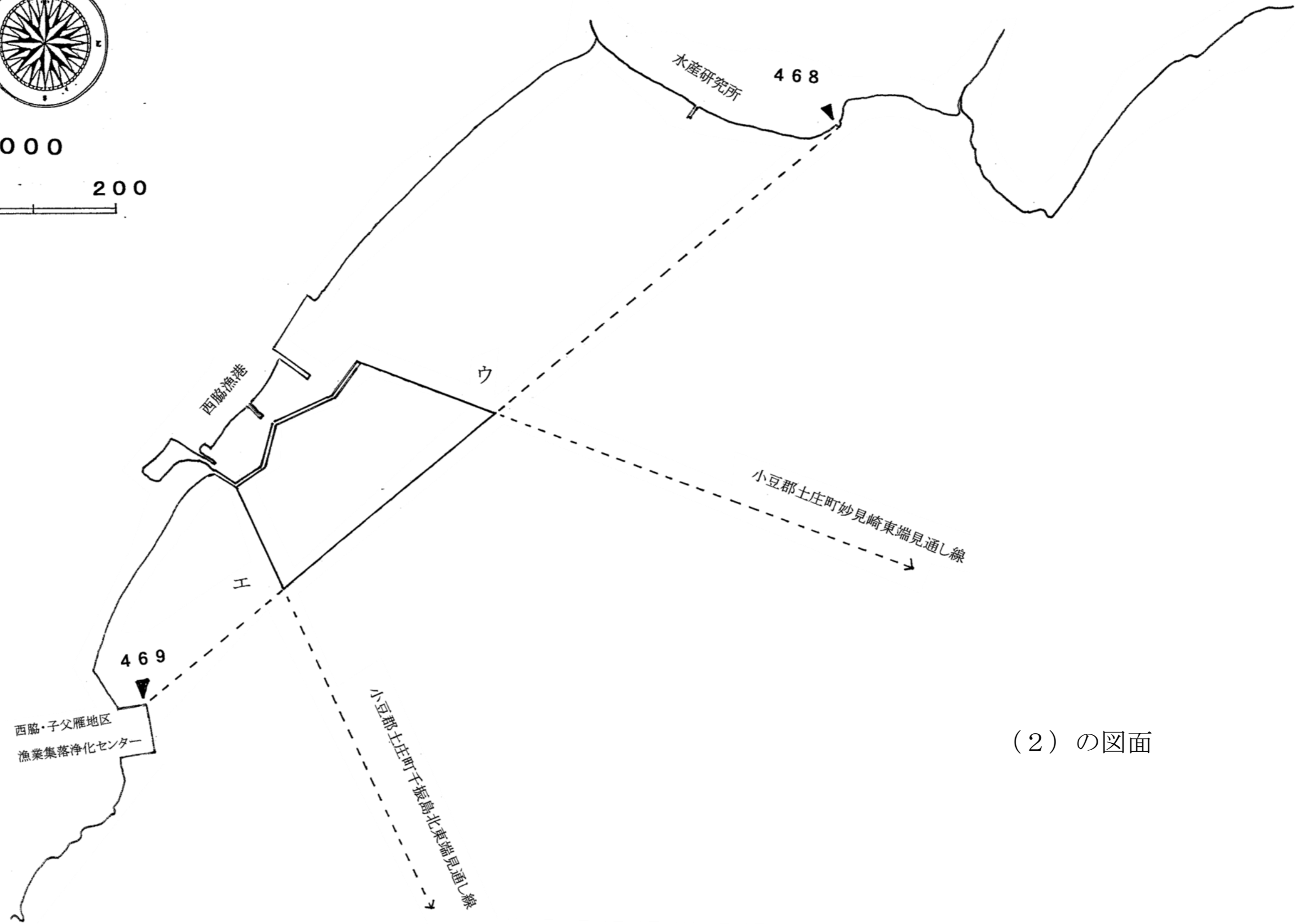


(1) の図面

岡区第 42 号
第 1 種区画漁業権



1 : 5000



(2) の図面

1 免許番号 岡区第43号

線との交差点
点ケ 基点第422号から点ク見通し延長線上点クから50メートルの点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島南地先

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

4 漁場の区域 点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

7 関係地区 瀬戸内市牛窓町

点の位置

基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン株式会社岡山工場荷揚場西端に設置した標識

基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ケ鼻南端に設置した標識

基点第449号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識

基点第450号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識

点ア 基点第425号から基点第450号見通し線と、基点第449号から香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線との交差点

点イ 点アから香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線上点アから50メートルの点

点ウ 点イから香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線上点イから800メートルの点

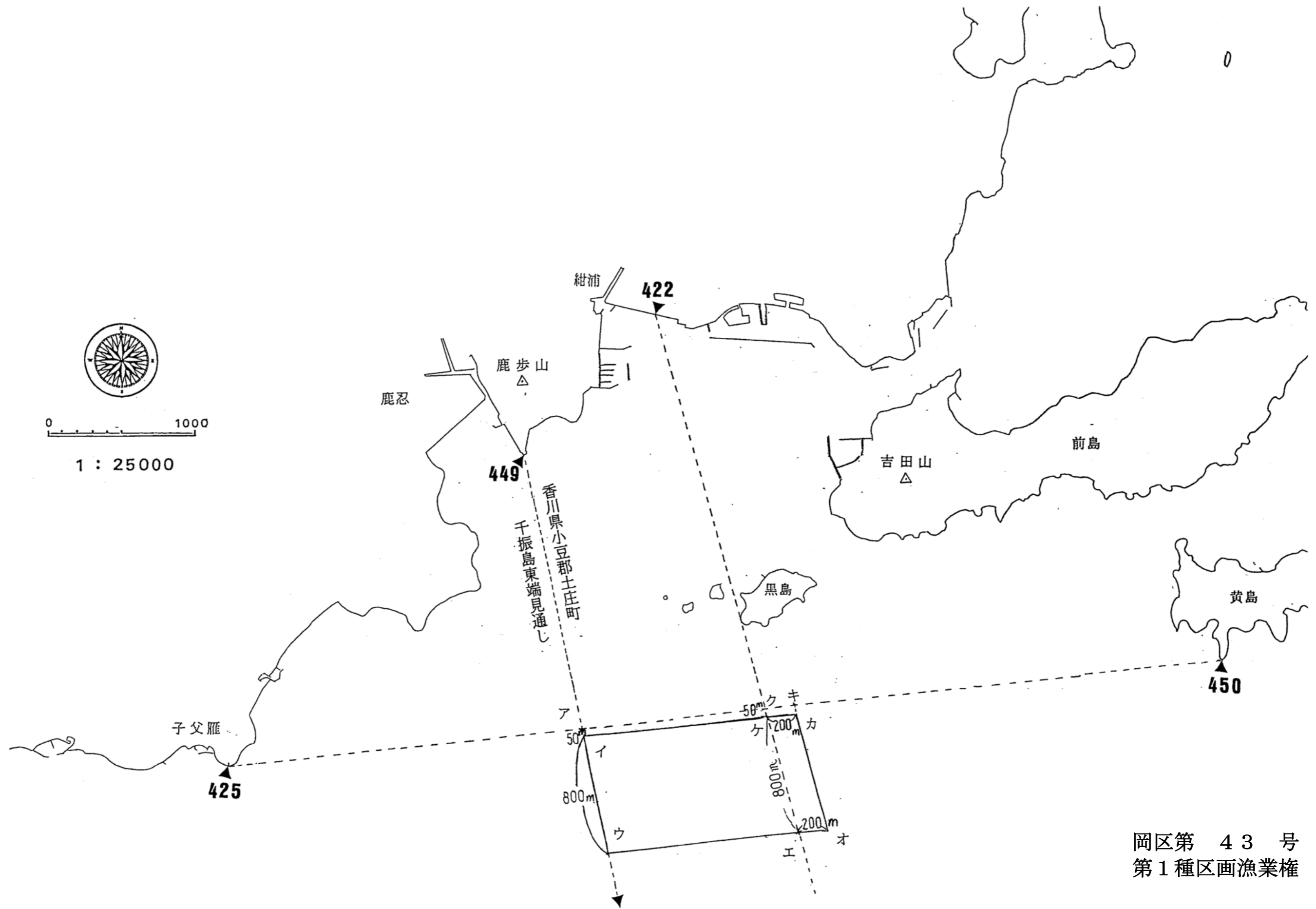
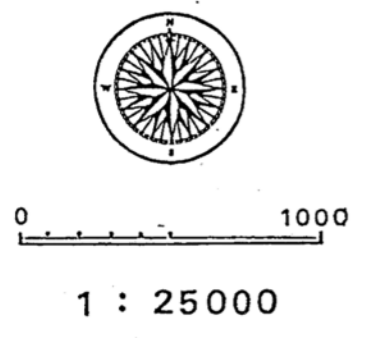
点エ 基点第422号から点ケ見通し延長線上点ケから800メートルの点

点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから200メートルの点

点カ 点キから点オ見通し線上点キから50メートルの点

点キ 点クから基点第450号見通し線上点クから200メートルの点

点ク 基点第425号から基点第450号見通し線と、基点第422号から瀬戸内市牛窓町黒島西端見通し延長

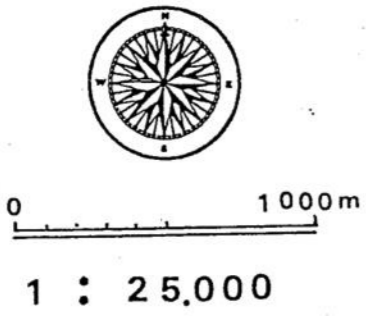
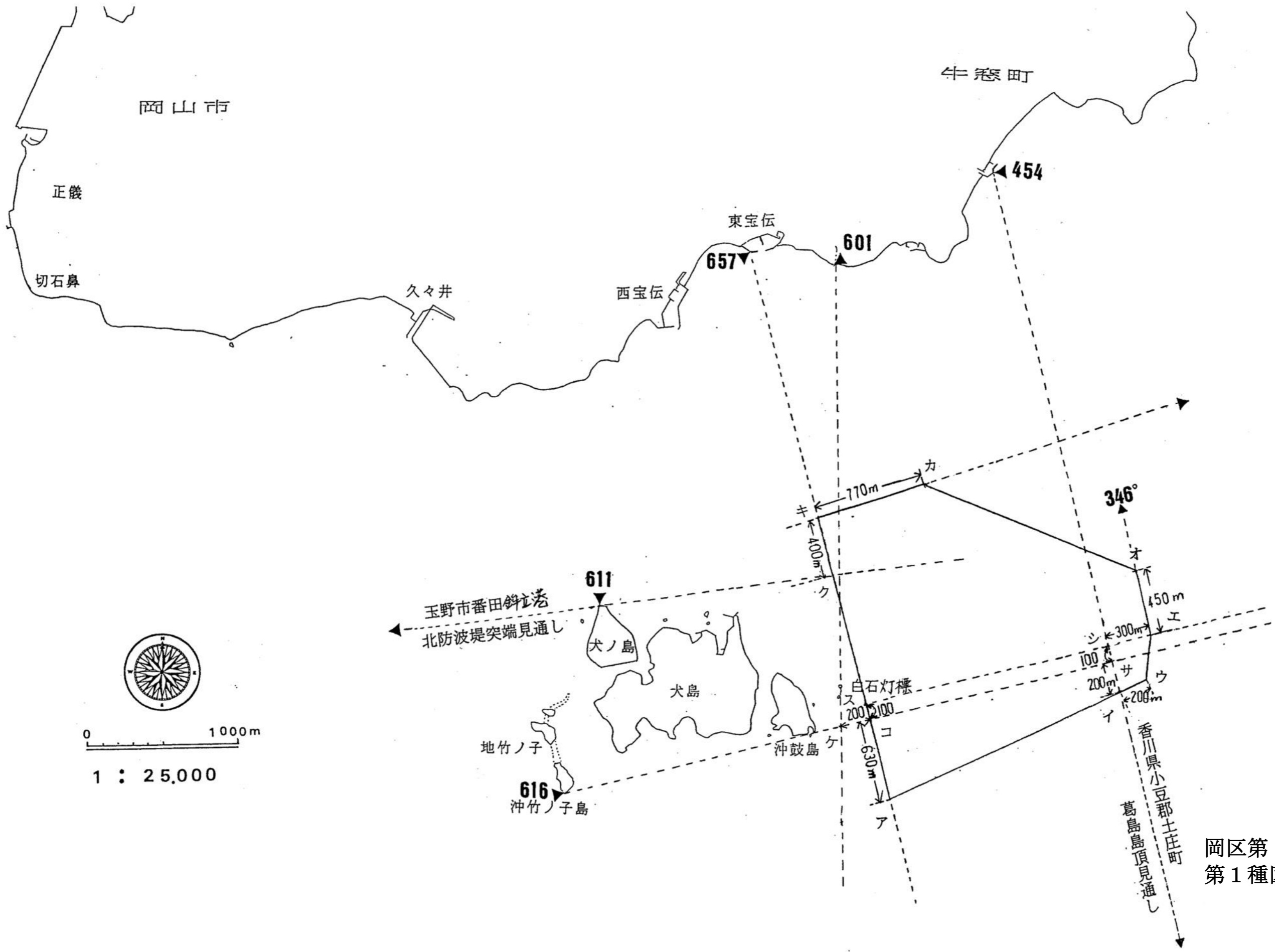


岡区第 43 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第44号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 のり養殖業
9月20日から翌年3月31日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍子父雁、岡山市東区宝伝地先
- 4 漁場の区域 点ア、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第454号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港西防波堤突端から基部に50メートルの点に設置した標識
基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識
基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
基点第657号 岡山市東区宝伝朝日漁港東宝伝地区西防波堤南端に設置した標識
点ア 基点第657号から点コ見通し延長線上点コから630メートルの点
点イ 点サから香川県小豆島土庄町葛島島頂見通し線上点サから200メートルの点
点ウ 点アから点イ見通し延長線上点イから200メートルの点
点エ 点スから点シ見通し延長線上点シから300メートルの点
点オ 点エから真方位346度見通し線上点エから450メートルの点
点カ 点キから真方位72度30分見通し線上点キから770メートルの点
点キ 点クから基点第657号見通し線上点クから400メートルの点

- 点ク 基点第657号から点ア見通し線と、玉野市番田鉾立港北防波堤突端から基点第611号見通し延長線との交差点
- 点ケ 基点第601号から白石灯標見通し延長線と、基点第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し延長線との交差点
- 点コ 基点第616号から点ケ見通し延長線上点ケから200メートルの点
- 点サ 基点第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し延長線と、基点第454号から香川県小豆郡土庄町葛島島頂見通し線との交差点
- 点シ 点サから基点第454号見通し線上点サから100メートルの点
- 点ス 点コから基点第657号見通し線上点コから100メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 瀬戸内市牛窓町、岡山市東区久々井、宝伝、犬島及び正儀



岡区第 44 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第45号

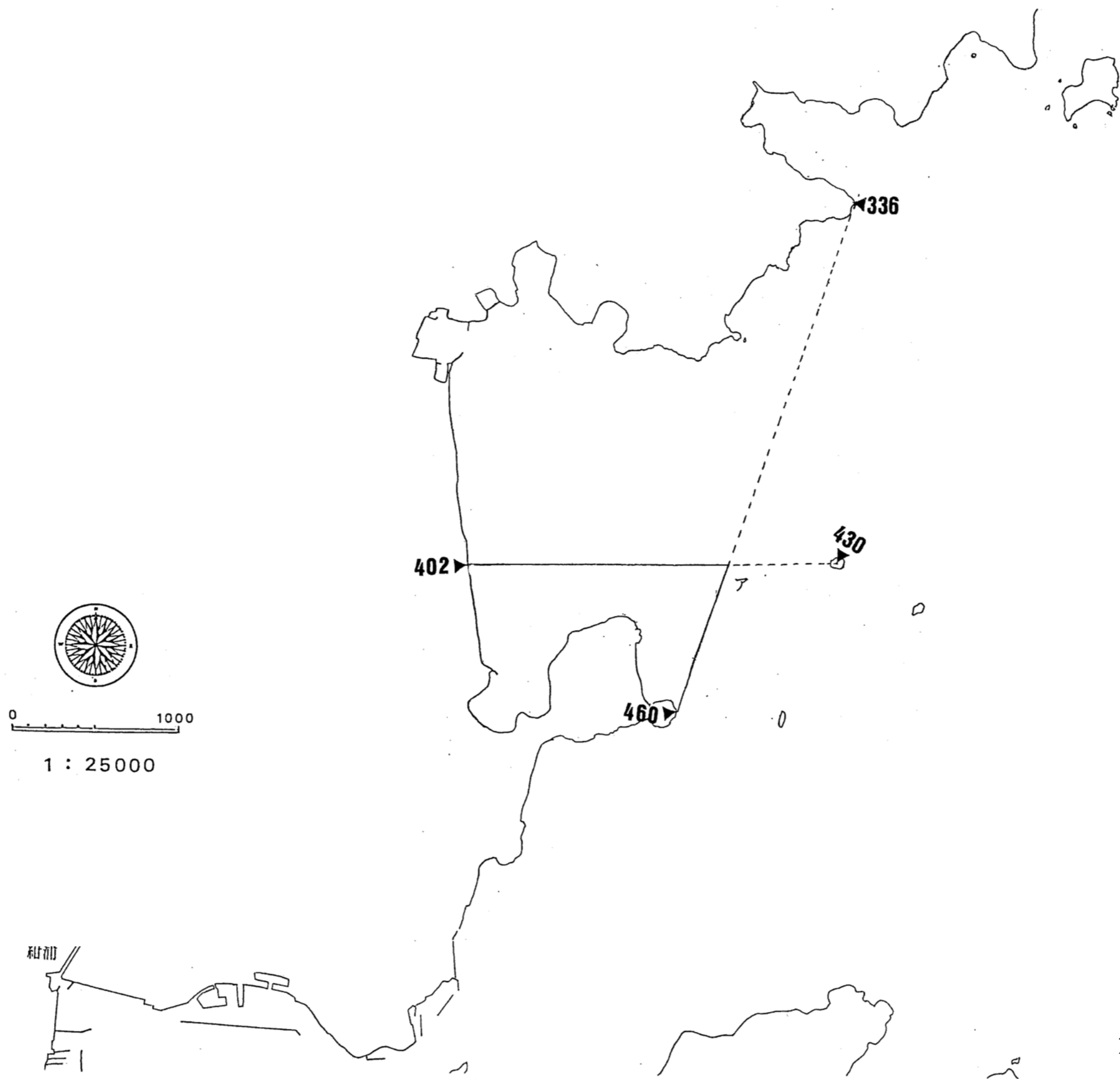
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓師楽地先

- 4 漁場の区域 基点第402号、点ア及び基点第460号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識
基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業株式会社潮止えん堤上に設置した標識
基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識
基点第460号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎東端に設置した標識
点ア 基点第402号から基点第430号見通し線と、基点第460号から基点第336号見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 45 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第46号

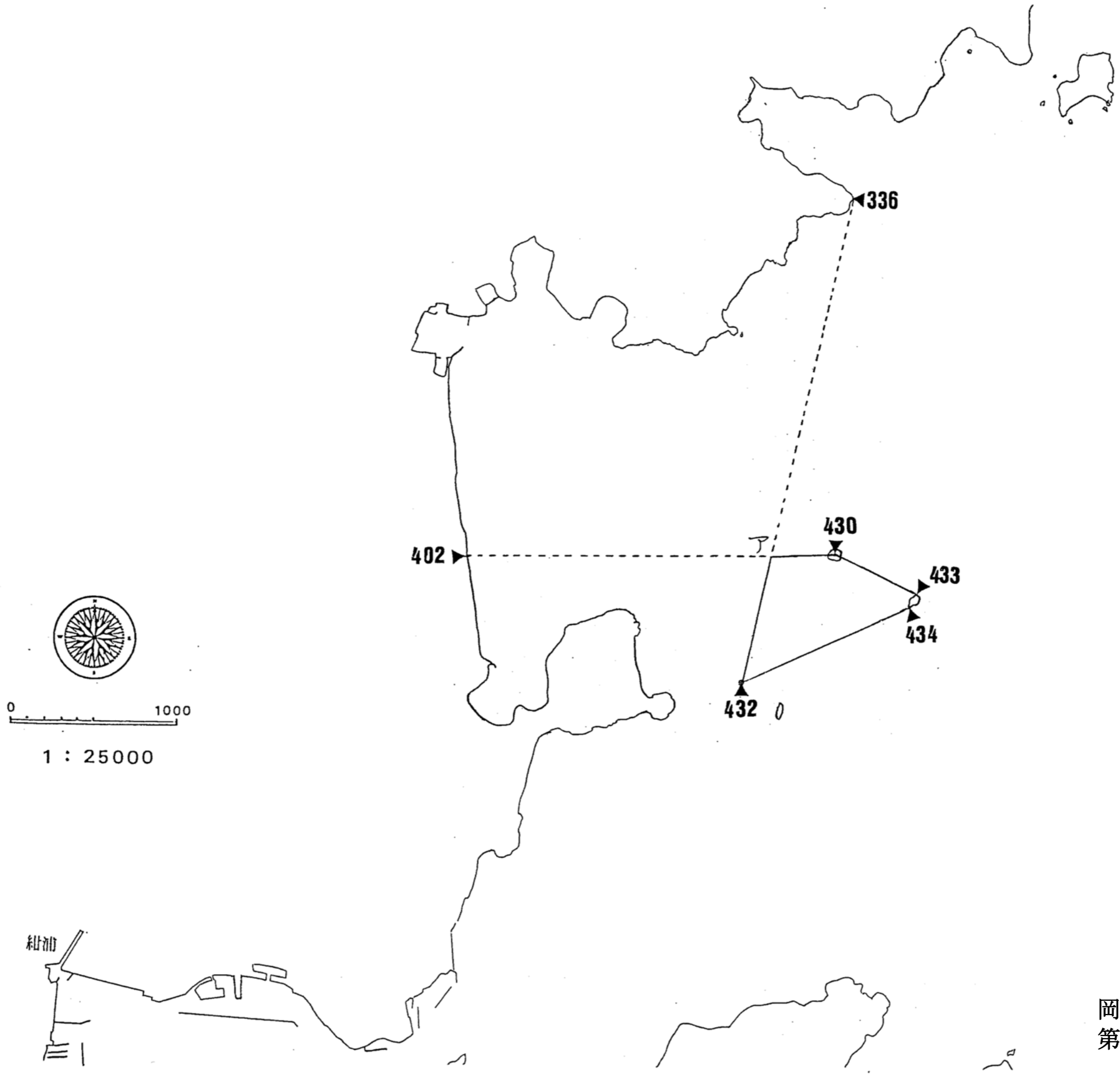
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島南地先

- 4 漁場の区域 基点第434号、基点第432号、点ア、基点第430号
及び基点第433号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時
海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した
標識
基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町境旧錦海塩業株式会社潮止
えん堤上に設置した標識
基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識
基点第432号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋礁中央に設置した標識
基点第433号 瀬戸内市牛窓町上筏礁北端に設置した標識
基点第434号 瀬戸内市牛窓町上筏礁南端に設置した標識
点ア 基点第402号から基点第430号見通し線と、基
点第432号から基点第336号見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 46 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第47号

7 関係地区 瀬戸内市牛窓町

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
9月1日から翌年4月30日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島南地先

4 漁場の区域 基点第432号、基点第434号、点ア、点イ、点ウ及び
基点第432号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸
線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した
標識

基点第432号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋礁中央に設置した標識

基点第434号 瀬戸内市牛窓町上筏礁南端に設置した標識

基点第438号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

点ア 基点第434号から瀬戸内市牛窓町青島東端見通し
線上基点第434号から300メートルの点

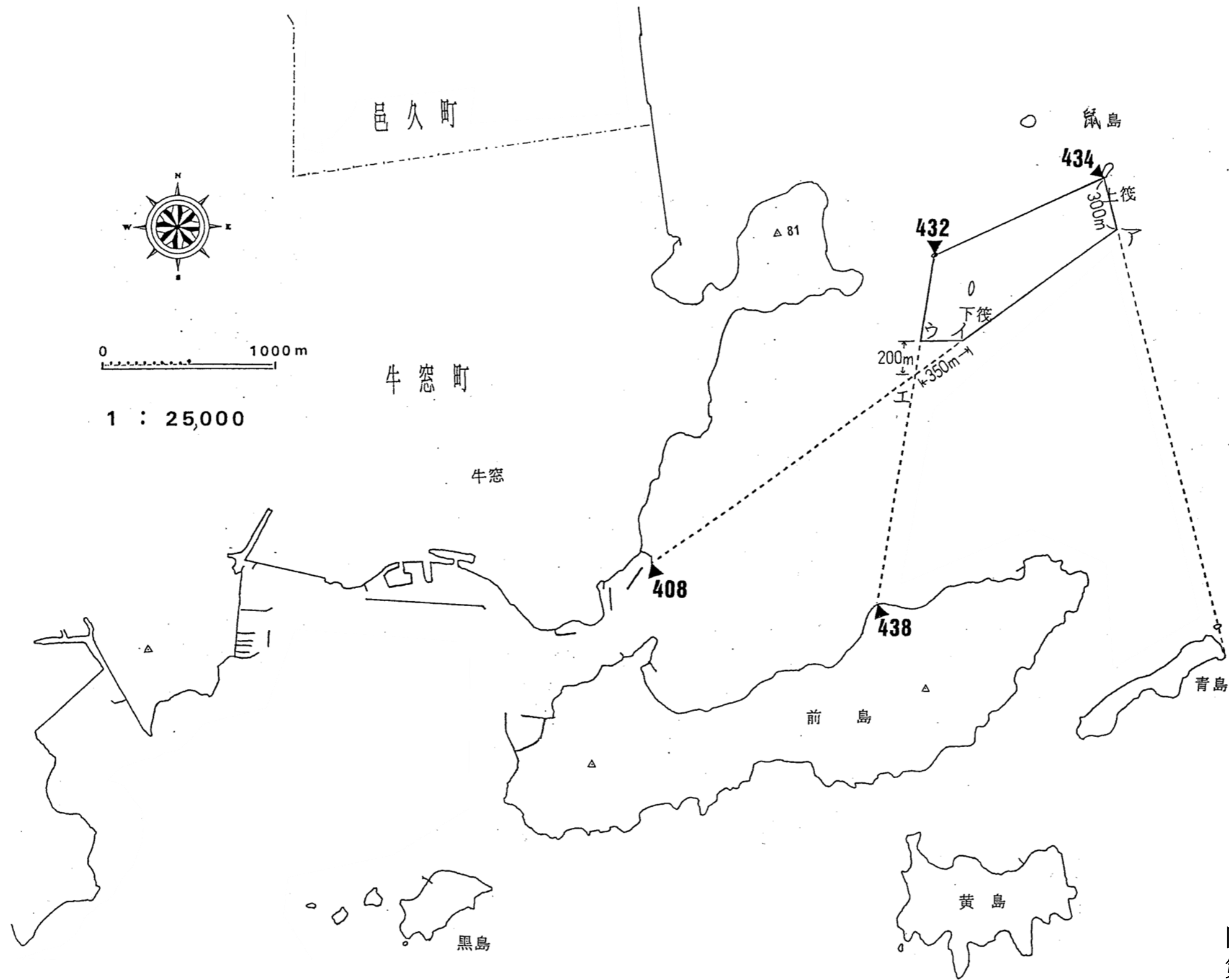
点イ 点エから点ア見通し線上点エから350メートルの
点

点ウ 点エから基点第432号見通し線上点エから200
メートルの点

点エ 基点第432号から基点第438号見通し線と、点
アから基点第408号見通し線との交差点

5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



邑久町

鼠島

△ 81

434

上筏

432

0

下筏

200m

350m

牛窓町

牛窓

1 : 25,000

408

438

前島

青島

黄島

黒島

岡区第 47 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第48号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓ムシロ江地先

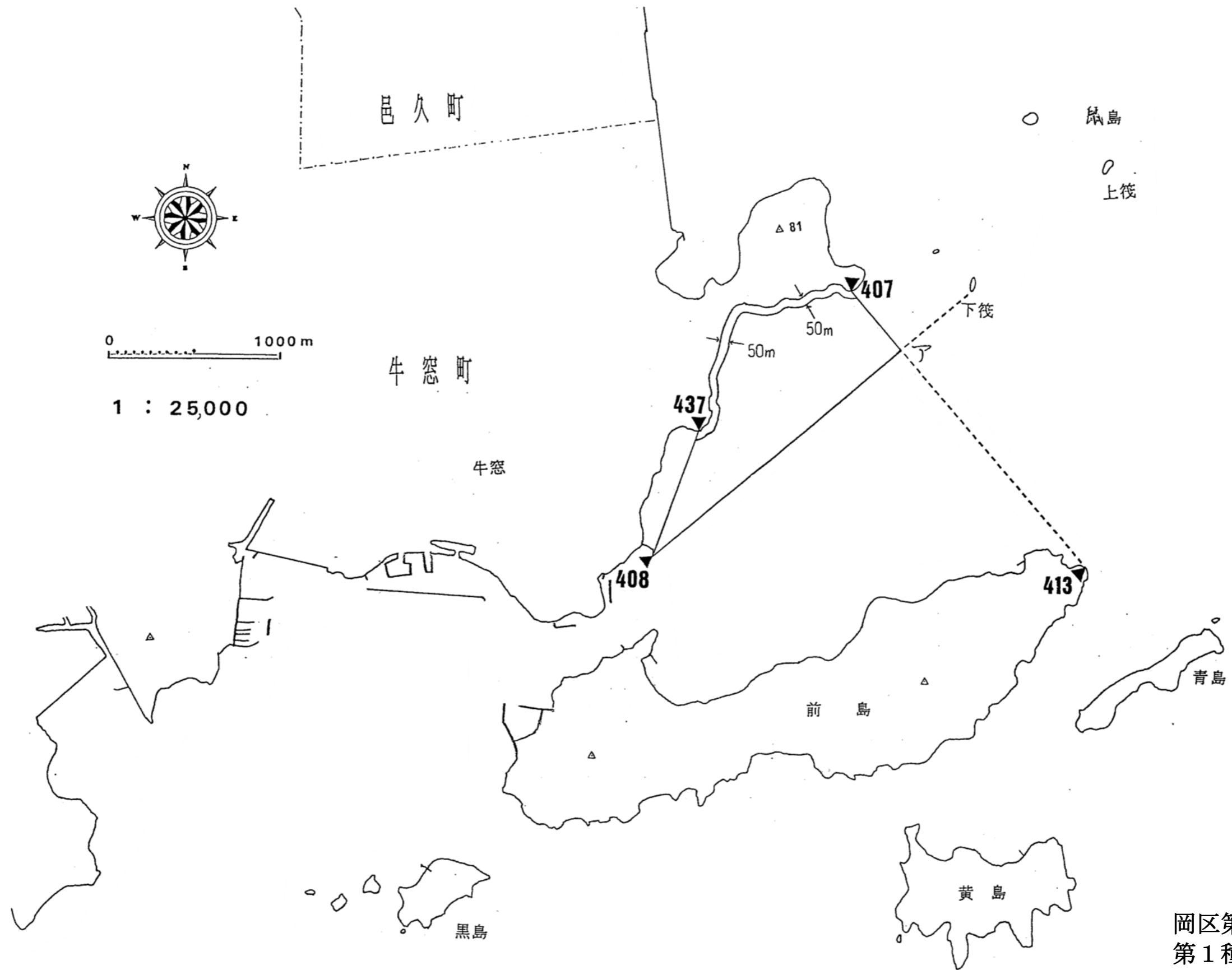
- 4 漁場の区域 基点第407号、点ア、基点第408号及び基点第437号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの区域を除く。

点の位置

- 基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識
- 基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識
- 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識
- 基点第437号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツネ岩に設置した標識
- 点ア 基点第407号から基点第413号見通し線と、基点第408号から瀬戸内市牛窓町下筏礁見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 48 号
 第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第49号

6 関係地区 瀬戸内市牛窓町

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島北地先

4 漁場の区域 基点第411号、点ア、点イ、点ウ及び基点第438号の
各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま
れた区域

点の位置

基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識

基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第437号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツネ岩に設置した標識

基点第438号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識

基点第439号 瀬戸内市牛窓町前島赤ズエに設置した標識

基点第459号 瀬戸内市牛窓町前島柿浦突端に設置した標識

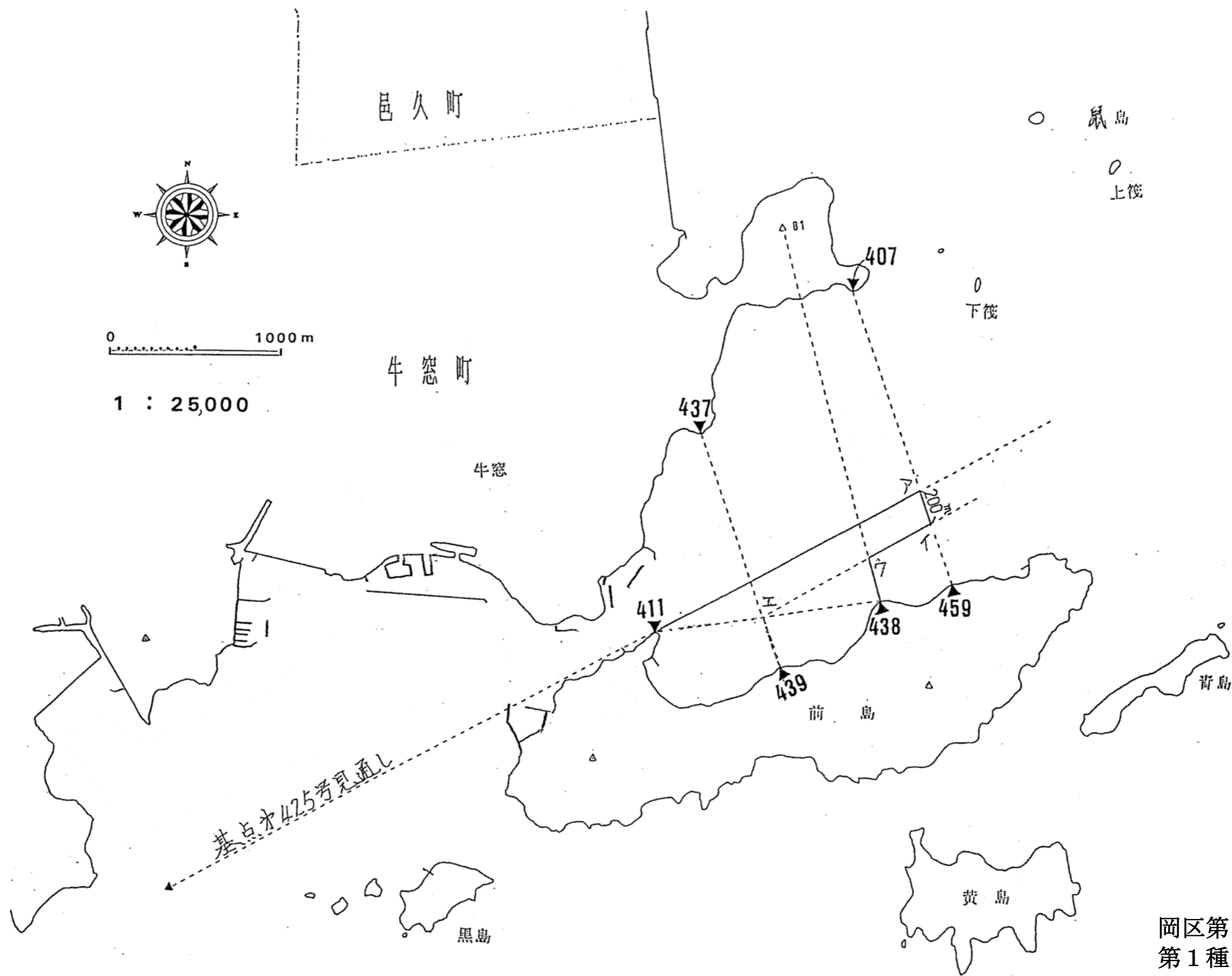
点ア 基点第425号から基点第411号見通し延長線
と、基点第407号から基点第459号見通し線との
交差点

点イ 点アから基点第459号見通し線上点アから200
メートルの点

点ウ 基点第438号から瀬戸内市牛窓町牛窓平兵衛山山
頂見通し線と、点イから点エ見通し線との交差点

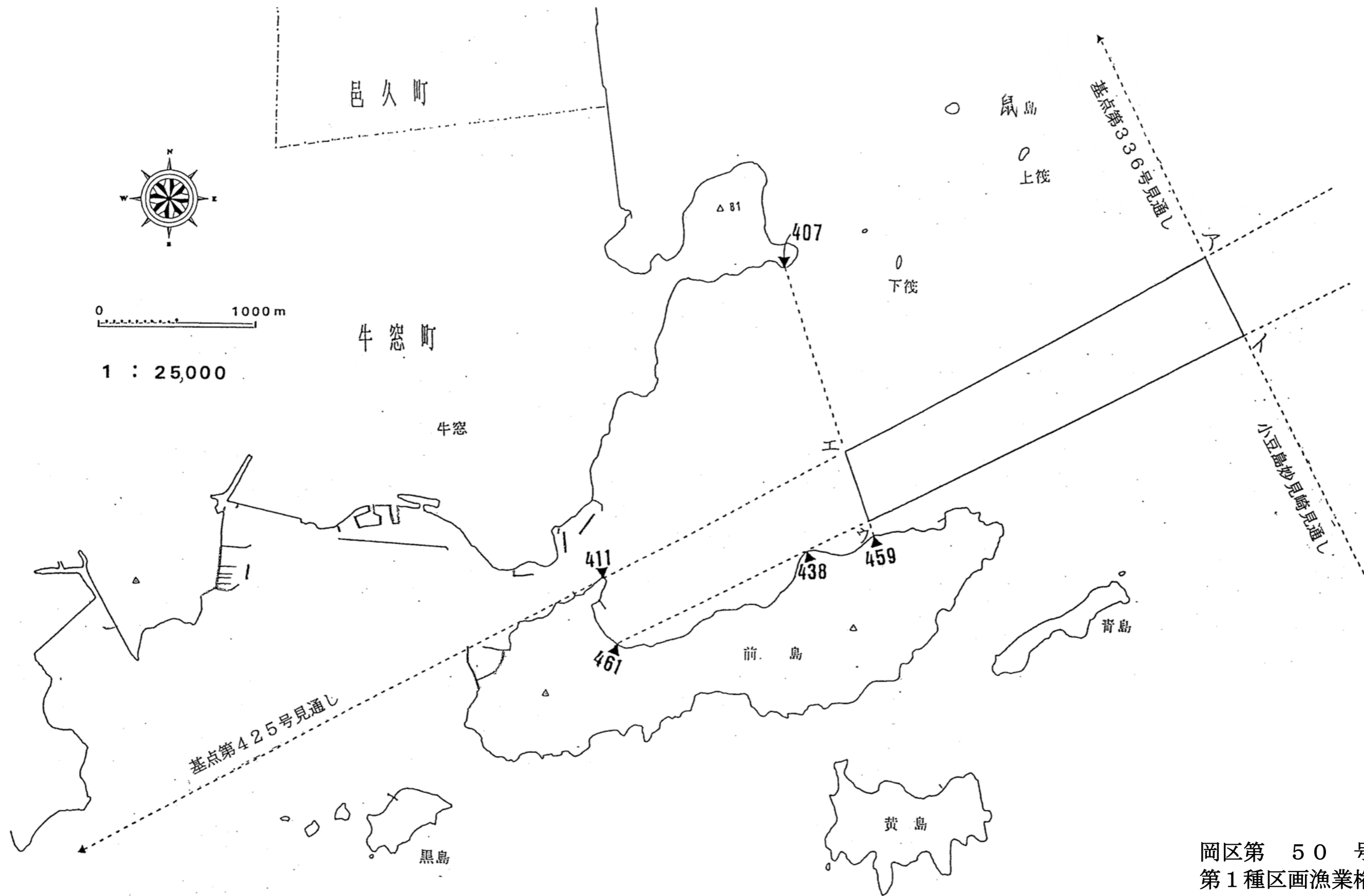
点エ 基点第411号から基点第438号見通し線と、基
点第437号から基点第439号見通し線との交差点

5 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



岡区第 49 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第50号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
9月1日から翌年4月30日まで
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島地先
- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識
基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識
基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台
基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
基点第438号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識
基点第459号 瀬戸内市牛窓町前島柿浦突端に設置した標識
基点第461号 瀬戸内市牛窓町前島福ヶ浜南端に設置した標識
点ア 基点第336号から香川県小豆島妙見崎見通し線と、基点第425号から基点第411号見通し延長線との交差点
点イ 基点第336号から香川県小豆島妙見崎見通し線と、基点第461号から基点第438号見通し延長線との交差点
点ウ 基点第407号から基点第459号見通し線と、基点第461号から基点第438号見通し延長線との交差点
点エ 基点第407号から基点第459号見通し線と、基点第425号から基点第411号見通し延長線との交差点
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 50 号
第1種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第51号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
9月1日から翌年4月30日まで

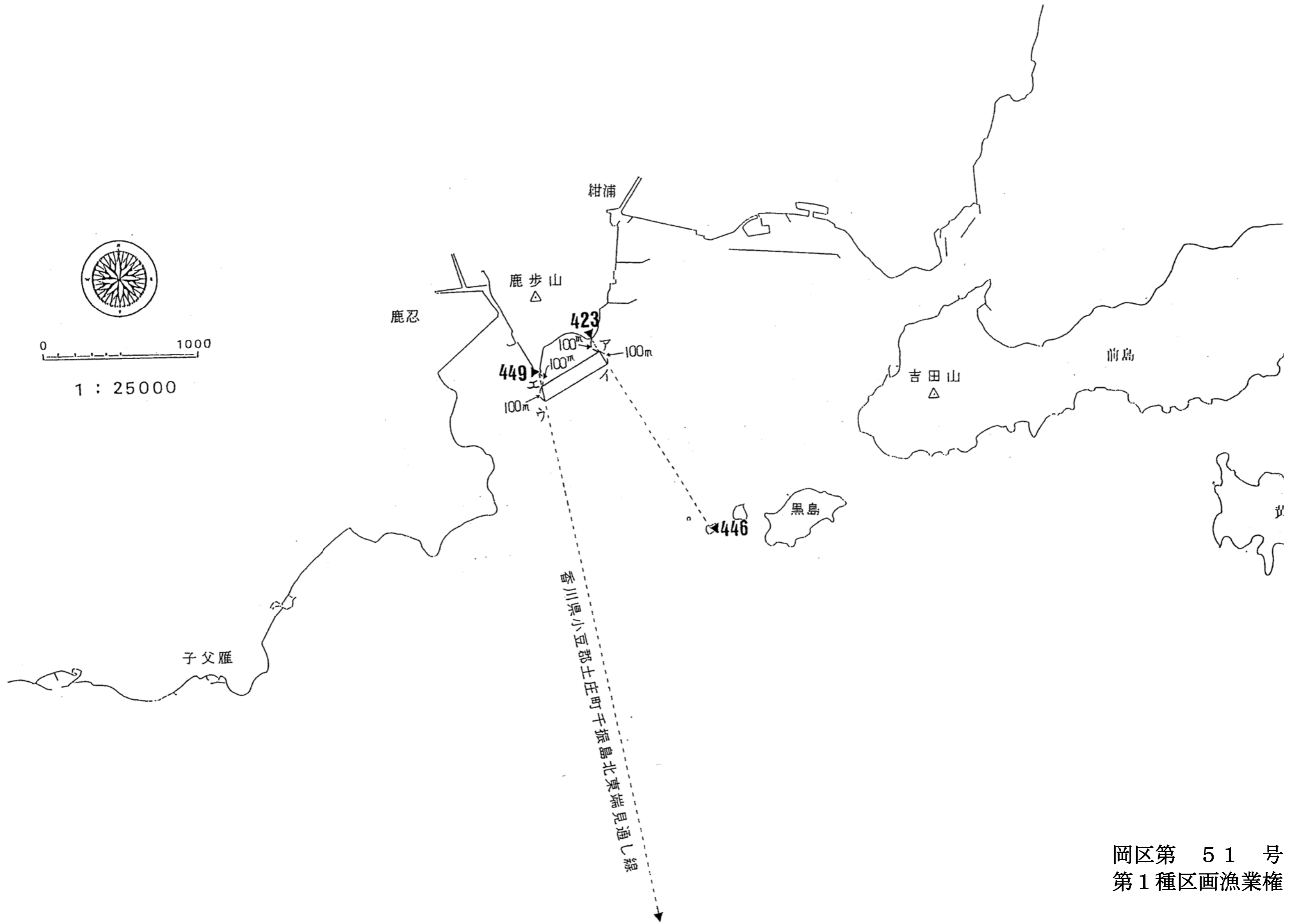
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍地先

- 4 漁場の区域 点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
基点第449号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識
基点第446号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島中央に設置した標識
点ア 基点第423号から基点第446号見通し線上基点第423号から100メートルの点
点イ 基点第423号から基点第446号見通し線上基点第423号から200メートルの点
点ウ 基点第449号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線上基点第449号から200メートルの点
点エ 基点第449号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線上基点第449号から100メートルの点

- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 51 号
第 1 種区画漁業権

1 免許番号 岡区第52号

7 関係地区 瀬戸内市牛窓町

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍子父雁地先

4 漁場の区域 基点第462号、点ア、点イ及び基点第464号の各点を
順次結んだ3直線と朝日漁港子父雁地区西防波堤及び最大高
潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、同防波堤南側
沖出し10メートルの区域を除く。

点の位置

基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識

基点第462号 瀬戸内市牛窓町鹿忍大石鼻突端に設置した標識

基点第463号 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区一文字防波
堤に設置した標識

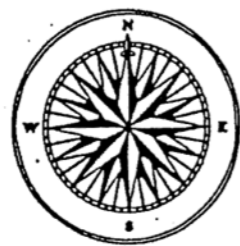
基点第464号 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区西防波堤西
南角に設置した標識

点ア 基点第425号から基点第463号見通し延長線
と、基点第462号から真方位180度見通し線との
交差点

点イ 基点第425号から基点第463号見通し延長線
と、基点第464号から真方位200度見通し線との
交差点

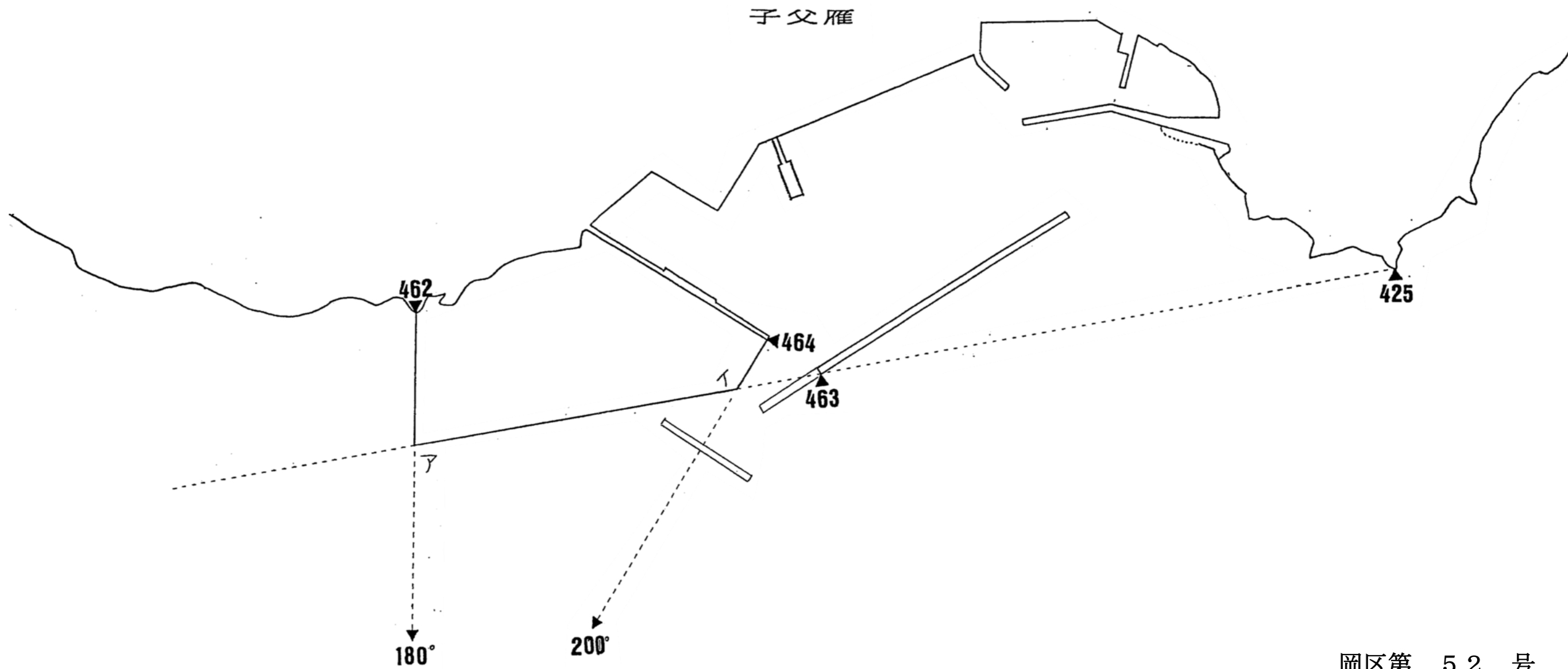
5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権



1:2,500

子父雁



岡区第 52 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第53号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業
10月1日から翌年6月30日まで

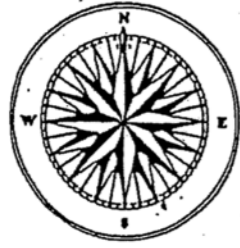
- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先

- 4 漁場の区域 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤北東端、点ア、点イ及び瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ3直線と西脇漁港防波堤によって囲まれた区域
点の位置
基点第468号 瀬戸内市牛窓町鹿忍岡山県農林水産総合センター水産研究所東排水口突端に設置した標識
基点第469号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇・子父雁地区漁業集落浄化センター堤防北東端に設置した標識
点ア 基点第468号から基点第469号見通し線と、西脇漁港防波堤北東端から香川県小豆郡土庄町妙見崎東端見通し線との交差点
点イ 基点第468号から基点第469号見通し線と、西脇漁港港防波堤南西端から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線との交差点

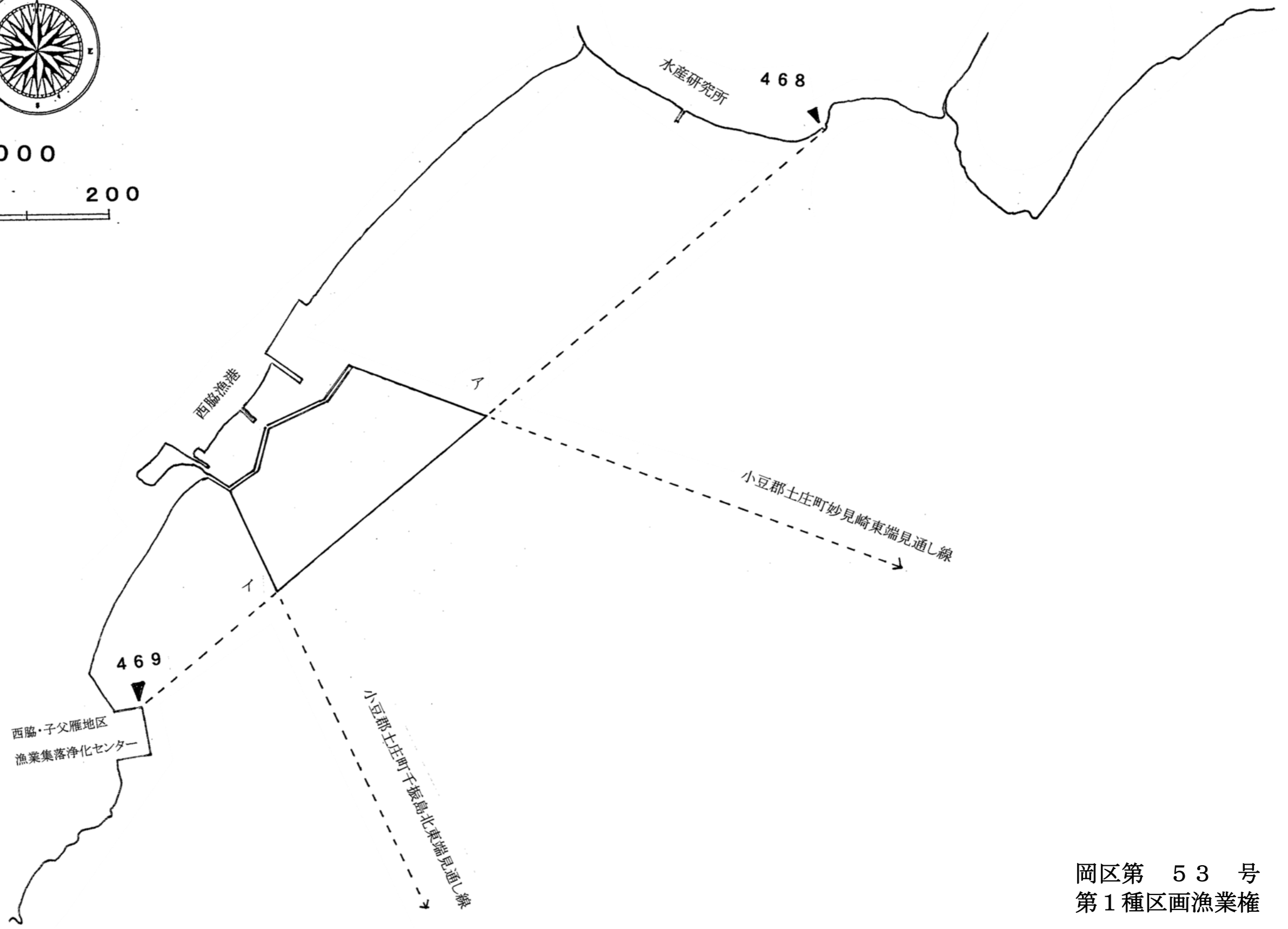
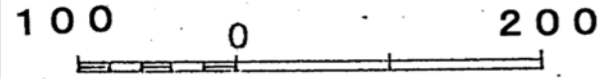
- 5 制限又は条件 漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権

- 7 関係地区 瀬戸内市牛窓町



1 : 5000



岡区第 53 号
第 1 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第54号

- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 あさり養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島西地先

- 4 漁場の区域 基点第467号、点ア及び基点第443号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
基点第443号 瀬戸内市牛窓町前島小屋ノ瀬鼻突端に設置した標識
基点第445号 瀬戸内市牛窓町黒島中ノ小島南東端に設置した標識
基点第467号 瀬戸内市牛窓町前島御堂港西護岸基部に設置した標識
点ア 基点第467号から基点第445号見通し線と、基点第443号から基点第423号見通し線との交差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 54 号
第 3 種区画漁業権

- 1 免許番号 岡区第55号

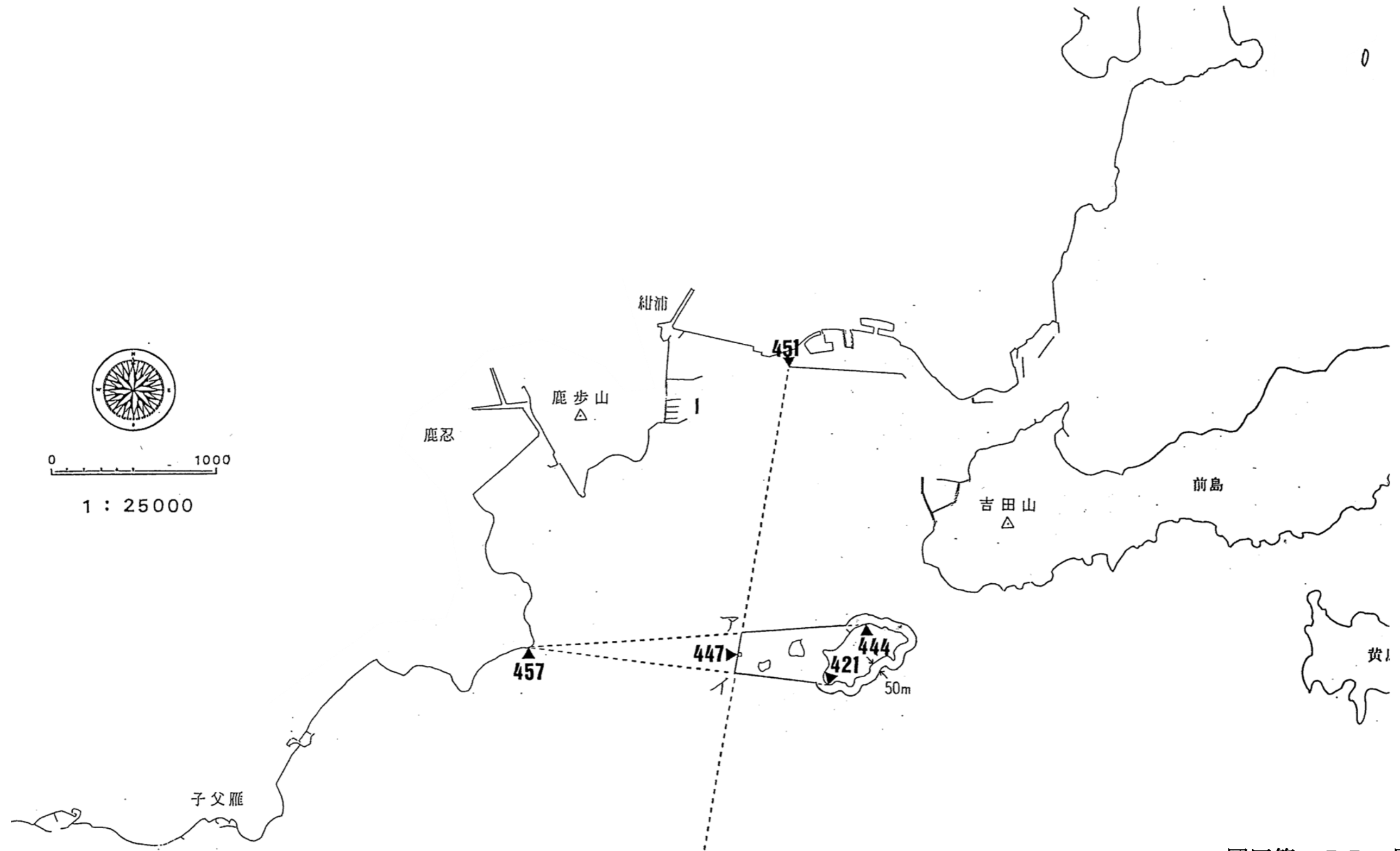
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種区画漁業 あさり養殖業
1月1日から12月31日まで

- 3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島地先

- 4 漁場の区域 基点第444号、点ア、点イ及び基点第421号の各点を
順次結んだ3直線及び黒島の最大高潮時海岸線から沖出し5
0メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第421号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識
基点第444号 瀬戸内市牛窓町黒島北端に設置した標識
基点第447号 瀬戸内市牛窓町百尋礁西端に設置した標識
基点第451号 瀬戸内市牛窓町牛窓港一文字防波堤西端に設置した
標識
基点第457号 瀬戸内市牛窓町鹿忍蓬崎燈台
点ア 基点第444号から基点第457号見通し線と、基
点第451号から基点第447号見通し線との交差点
点イ 基点第421号から基点第457号見通し線と、基
点第451号から基点第447号見通し延長線との交
差点

- 5 個別漁業権又は団体漁業権の別
個別漁業権

- 6 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡区第 55 号
第 3 種区画漁業権